

第五次昭島市基本計画素案

昭島市総合基本計画審議会

目 次

I 総 論

1 基本計画の前提	1
(1) 基本計画とは	1
(2) 基本計画の構成	1
① 全体の構成	1
② 課題別計画の構成	1
(3) 基本計画の期間	1
① 目標年次・計画期間	1
② 計画期間内の見直し	1
(4) 人口想定	2
① 人口	2
② 人口構成	2
(5) 施策の範囲と対象地域	2
① 施策の範囲	2
② 対象地域	2
2 市の概要	3
(1) 自然・地理の状況	3
(2) まちのあゆみ	5
(3) 人口の推移	7
① 人口と世帯の推移	7
② 年齢別等人口の推移	8
(4) 市民生活	12
① 産業の状況	12
② 市民所得の状況	14
③ 住宅の状況	15
(5) 市の財政	16
① 財政の状況	16
② 健全化判断比率及び資金不足比率	19
3 計画の策定にあたって	23
(1) 基本計画の考え方	23
① 行財政改革と効率化の推進	23
② 選択と集中の徹底	24
③ 既存資源の有効活用と計画的な維持・管理	24
(2) 土地利用の計画	25
① 土地利用の現況	25
② 土地利用の方針	25
③ 都市計画マスタープランの推進	26
4 施策の体系	28

II 各論 課題別計画（施策の大綱）

第1章 心ゆきかう あきしま（明るい地域社会の形成）	29
1 人と人をつなぐ（コミュニティとネットワークの推進）	30
(1) コミュニティ	30
(2) 男女共同参画社会	33
(3) 国際化	36
(4) 情報化	38
2 とともに守る（安全・安心の確保）	41
(1) 防災	41
(2) 防犯	45
(3) 交通安全	47
第2章 とともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）	49
1 心とからだを支える（健康づくりの推進）	50
(1) 健康・医療	50
(2) 保険・年金	54
2 地域で支え合う（地域福祉の充実）	58
(1) 児童福祉	58
(2) 高齢者福祉	62
(3) 障害者福祉	66
(4) 生活の支援・保護	70
第3章 未来を育む あきしま（教育・文化・スポーツの充実）	71
1 とともに育む（学校教育の充実）	72
(1) 幼児教育	72
(2) 学校教育	75
2 とともにあゆむ（青少年の育成）	82
(1) 青少年の健全育成	82
3 「あきしまらしさ」を築く（市民文化・学習・スポーツの推進）	86
(1) 生涯学習	86
(2) 図書館活動	89
(3) 文化・芸術	92
(4) スポーツ・レクリエーション	95
(5) 文化財	98
第4章 環境をつなぐ あきしま（循環型社会の形成）	101
1 とともに保つ（生活環境の維持・向上）	102
(1) 生活環境	102

2	水と緑を守る（水と緑の保全・再生）	104
(1)	自然環境	104
3	未来につなぐ（地球環境の保全）	107
(1)	地球環境	107
(2)	ごみ処理	109
第5章	基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）	113
1	ともに築く（都市基盤の整備）	114
(1)	道路	114
(2)	公園	117
(3)	上水道	120
(4)	下水道	123
2	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）	126
(1)	公共交通	126
(2)	市街地整備	128
1)	中神土地区画整理事業	128
2)	立川基地跡地利用	129
3)	駅前整備	131
(3)	住宅	134
(4)	都市景観	136
第6章	躍動する あきしま（産業の活性化）	139
1	活力を育む（産業の振興）	140
(1)	産業振興の柱	140
(2)	商工業	143
(3)	農業	147
(4)	観光	150
2	ともに働く（勤労者の福祉向上）	153
(1)	勤労者	153
3	豊かに暮らす（消費生活の充実）	156
(1)	消費者	156
第7章	計画の実現のために	159
(1)	情報の共有と協働の推進	160
(2)	地方分権と広域的な連携・協力	162
(3)	自主自立による行財政運営	164
(4)	憲章・都市宣言趣旨の推進	167

1 基本計画の前提

(1) 基本計画とは

基本計画は、基本構想を実現していくため、市民と一体となって、計画的に行財政を運営していく指針となるもので、基本構想に示された施策の大綱に基づき、施策の目標と方向性を分野ごとに体系的に明らかにしています。

また、基本計画は、目標年次を踏まえた長期的な展望に立って、市民ニーズや社会、経済の動向、地方分権の推進や、自治体にかかわる諸制度の改革などを考慮して策定するものです。

基本計画に示された施策は、別に策定する実施計画により具体的な実現をはかります。

(2) 基本計画の構成

① 全体の構成

基本計画は、課題別計画の基礎となる「基本計画の前提」、「市の概要」及び「計画の策定にあたって」と、基本構想の施策を分野ごとに体系的に明らかにする「課題別計画」で構成します。

② 課題別計画の構成

課題別計画は、「施策の目指す姿」、「現状と課題」、「施策の体系」、「基本施策」及び「政策指標」で構成します。

(3) 基本計画の期間

① 目標年次・計画期間

基本計画の目標年次は平成 32 年（2020 年）度とし、計画期間は、平成 23 年（2011 年）度から平成 32 年（2020 年）度までの 10 年間とします。

② 計画期間内の見直し

基本計画の計画期間内にあっても、大きな環境の変化が生じた場合などについては、計画の一部又は全部の見直しなど、柔軟に対応するものとします。

(4) 人口想定

① 人口

目標年次における人口を、11万5千人と想定します。

② 人口構成

目標年次における人口構成を、図表1のとおり想定します。

図表1 人口構成の想定

区分		年		目標年次の想定	
		人口構成の現況 平成22年(2010年)4月1日		平成32年(2020年)	
人口		113,475人		115,000人	
人口構成	0～14歳	14,738人	13.0%	11,300人	9.8%
	15～64歳	75,836人	66.8%	70,610人	61.4%
	65～74歳	12,871人	11.4%	15,785人	13.7%
	75歳以上	10,030人	8.8%	17,305人	15.1%
高齢化率	人口に占める 65歳以上の割合	22,901人	20.2%	33,090人	28.8%

※ 立川基地跡地昭島地区など、今後予定されている大規模開発分を含みません。

(5) 施策の範囲と対象地域

① 施策の範囲

本市が実施する施策を基本としますが、基本構想と同様、国や東京都などが行う施策であっても、本市にかかわるものについては計画に含めます。

② 対象地域

市内全域を対象としますが、基本構想と同様、広域的なかかわりを持つ施策については、近隣自治体や東京都との連携を踏まえ、対応するものとします。

2 市の概要

(1) 自然・地理の状況

私たちが住む昭島市は、東京都のほぼ中央に位置し、都心部から西方に約 35 キロメートルの距離にあり、東及び北は立川市、南は八王子市及び日野市、西は福生市に接しています。

市の位置は、東経 139 度、北緯 35 度で面積は 17.33 km²、その広さは多摩地域の 26 市中 12 番目 (30 市町村中 15 番目) です。市の広がり、東西 6.06 km、南北 3.88 km、周囲 19.58 km のほぼ長円形をしています。

気候は温暖で、年間の降雨量 (市役所で観測) は、平成 17 年 (2005 年) から平成 21 年 (2009 年) までの 5 年間の平均でみると、約 1,440 mm となっています。地勢は、北西から南東に向かって多摩川までゆるやかな傾斜があります。海拔は、約 77m から約 170m までとなっていますが、一番高いのは、八王子市との境で、多摩川右岸の滝山部分となっています。

地質は、多摩川沿いの低地が沖積層、その北側の台地は洪積層の武蔵野台地と呼ばれ、いわゆる関東ローム層に厚く覆われています。また、このローム層の下には、豊富な地下水が含まれ、これが段丘の崖下などに露出して湧水となっています。

本市の南部を西から東に流れる多摩川は、市面積の 10 パーセントほどを占める広さで、その背景に、滝山丘陵や奥多摩の山々を望むことができます。また、北部には玉川上水が流れ、その両岸は武蔵野の面影を残す雑木林で覆われています。このように、本市の市域は水と緑に恵まれた環境にあります。

また、交通網にも恵まれ、都心へ 1 時間ほどの通勤圏にあり、また、同程度の時間で奥多摩の自然にふれることもできます。商業施設や文化施設へのアクセスにも恵まれ、暮らしやすい良好な環境にあります。

図表 2 位置・面積・地勢

位 置	東経 約 139 度 20 分～139 度 24 分 北緯 35 度 41 分～35 度 43 分
面 積	17.33 km ²
周 囲	19.58 km
東 西	6.06 km
南 北	3.88 km
海 抜	最高 170.72 m (拝島町六丁目 (乙) 60 番地) 最低 76.68 m (郷地町三丁目 3 番地先 河川部分を除く。)

図表3 市の位置



(2) まちのあゆみ

昭島市は、昭和 29 年（1954 年）5 月 1 日、当時の北多摩郡昭和町と拝島村が合併して、東京都で 7 番目の市として誕生しました。

昭和 36 年（1961 年）に多摩川の河川敷から出土したアキシマクジラの化石から、有史以前にはこのあたりが海であったことを知ることができます。

市域は、南向きの段丘に位置し、陽あたりがよく、豊かな湧水にも恵まれ、居住環境には適していたものと思われます。また、多摩川に沿った河岸段丘で発見された縄文遺跡（林ノ上遺跡や上川原遺跡など 7 つの遺跡があります。）などにより、9 千年以上も前から人々が住んでいたことや、その暮らしぶりを知ることができます。

ちなみに多摩川は、万葉集には「多麻川」として登場し、その他の古書には「丹波川」、「玉川」などとも書かれています。名前の由来は諸説ありますが、「玉のような美しい川」から、玉川転じて多摩川とする説もあります。鎌倉時代には、武蔵野台地の開墾が進められ、集落の形成が一層進みました。このため寺社や文化遺跡が多く残されています。この頃には多摩川の河岸段丘に沿って居住地域が存在し、人々は、多摩川の水や豊富な湧水を、水田や飲み水に利用していたことがうかがえます。

江戸時代には、市域は幕府直轄領で、郷地、福島、築地、中神、宮沢、大神、上川原、田中、作目、拝島の 10 ヲ村（後に、作目村が田中村に合併され、9 ヲ村となります。）がありました。当時の村落は台地上の上川原を除き、南部の湧水地域に形成され、稲作や畑作を営む農村でした。また、この頃の多摩川には、築地の渡し、平の渡し、拝島の渡しの 3 つの渡しがありました。

明治時代になると、明治 4 年（1871 年）の廃藩置県により、9 ヲ村は、神奈川県に編入されました。その後、9 ヲ村は、立川村を加えた 10 ヲ村の連合村を構成しましたが、明治 22 年（1889 年）に市町村制が施行されると、立川村が分離し、明治 26 年（1893 年）の東京府編入を経て、明治 35 年（1902 年）には拝島村も分離独立しました。8 ヲ村の組合村時代は昭和の初期まで続き、昭和 3 年（1928 年）に 8 ヲ村組合村は昭和村となりました。

明治 5 年（1872 年）に学制が発布され、この年、市域では後の玉川小学校につながる福島村私塾が生まれ、翌年には成隣小学校の前身である執中学舎が、更にその翌年には拝島第一小学校の前身である知遠学舎がそれぞれ開校されています。

明治から昭和初期までの市域は、八王子など近隣の製糸業に支えられ、蚕種製造をはじめとする養蚕が盛んであり、市内は青々とした桑園でうめつくされていました。また、鉄道では、明治 27 年（1894 年）開通の青梅線をはじめ、五日市線、八高線がこの間に開通し、拝島駅は多摩有数の結節点となっていきました。時代が進み、日中戦争が始まった昭和 12 年（1937 年）頃から、軍需工場、軍施設が相次いで設置され、大桑田地帯であった地区も工場地帯として急激に変貌しました。これにともない人口も増加し、昭和 16 年（1941 年）、昭和村は町制を施行しました。

昭和 20 年（1945 年）、第 2 次世界大戦の終幕とともに、軍需工場は平和産業に転向した一部を除き廃業し、旧軍施設の多くは米軍に接収されました。

昭和 29 年（1954 年）5 月、前年に町村合併促進法が施行されたことを受けて、昭和町と拝島村は合併し、昭島市が誕生しました。「昭島」の名は昭和町の「昭」と拝島村の「島」をあわせたもので、両町村の恒久的和合と団結により一つになることを祈念してつけられたものです。昭島市としての歴史の一步を踏み出した当時の人口は 36,482 人、世帯数は 8,113 世帯でした。

昭島市となった以降、昭和 30 年（1955 年）代には市内各所に公営住宅が建設されるとともに工場も誘致され、さらに都心から 1 時間という地域性から人口も急激に増加し、昭和 62 年（1987 年）4 月には多摩地域で 15 番目の 10 万人都市となり、首都圏の中核的な都市の一つとなりました。

平成に入ると、地域集会施設や高齢者福祉センターの建設をはじめとした各種公共施設の整備がはかられ、平成 9 年（1997 年）には、田中町一丁目に新市庁舎が完成し業務を開始しました。平成 13 年（2001 年）には保健福祉センター（あいぼっく）が、平成 15 年（2003 年）には児童センター（ぱれっと）が開設され、平成 22 年（2010 年）には長年の懸案であった拝島駅自由通路と昭島市民球場の整備が完了しました。また、コミュニティバス（Aバス）の運行や青梅線各駅のバリアフリー対策など、市民が安心して快適に暮らせる施策を推進し、今後更に住みよいまちとして発展成長していこうとしています。

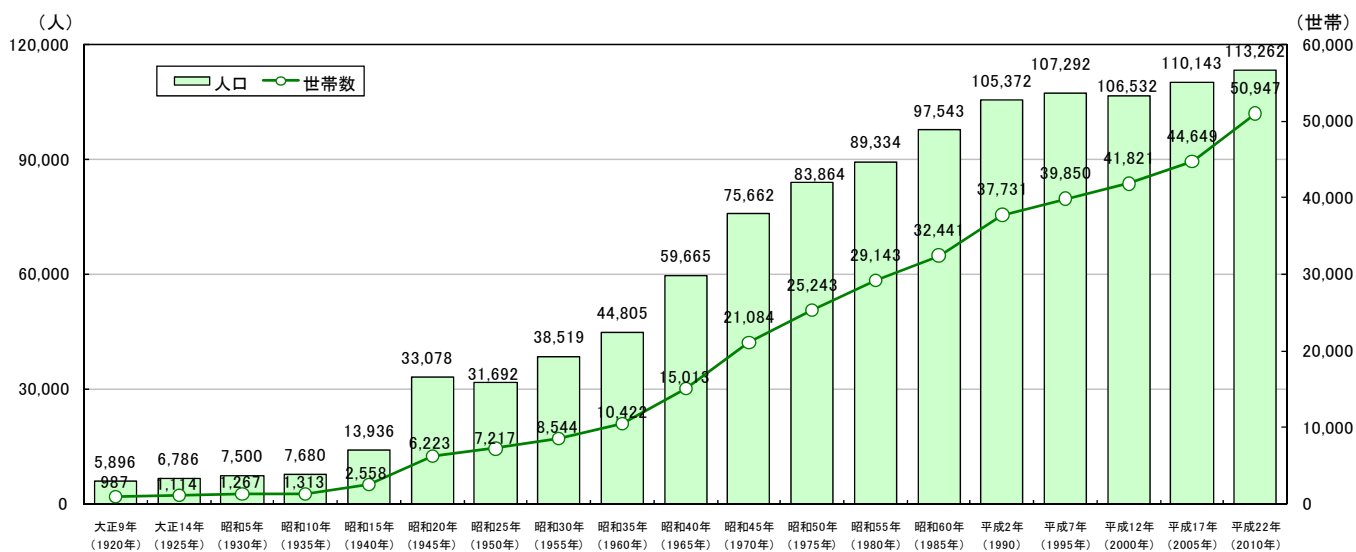
(3) 人口の推移

① 人口と世帯の推移

国勢調査が開始された大正9年(1920年)から昭和10年(1935年)までは、市域の人口、世帯数の増加はほとんど見られませんでした。その後、戦時下における軍施設の設置などにより人口、世帯数は激増しましたが、戦後はその伸びも一時鈍化しました。しかし、合併により市制を施行した昭和29年(1954年)以降、昭和30年(1955年)代に入るとその後の20年間で人口も約2.2倍になるなど急激な増加を示しました。この頃は、首都東京への人口流入にともなって大幅な人口増をもたらした、いわば本市にとっての人口急増期ととらえることができます。その後も、昭和53年(1978年)には田中町団地、昭和54年(1979年)にはつつじが丘ハイツ、昭和56年(1981年)には西武拝島ハイツなど、大規模の集合住宅が相次いで建設され、昭和62年(1987年)には10万都市となるなど、人口増加傾向が平成2年(1990年)頃まで続きました。その後はほぼ横ばい状態となっていました。平成17年(2005年)以降、再び増加傾向となっています。

また、国勢調査による1世帯あたりの人員は、昭和40年(1965年)では4.0人であったものが、昭和60年(1985年)では3.3人、平成12年(2000年)では2.6人、平成22年(2010年)では2.2人となり、世帯人員の減少はさらに進行しています。人口と世帯数を昭和40年(1965年)と平成22年(2010年)で比較すると、人口は1.9倍に、世帯数は3.4倍になっています。

図表4 人口と世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）、平成22年のみ住民基本台帳（外国人登録含む、1月1日）

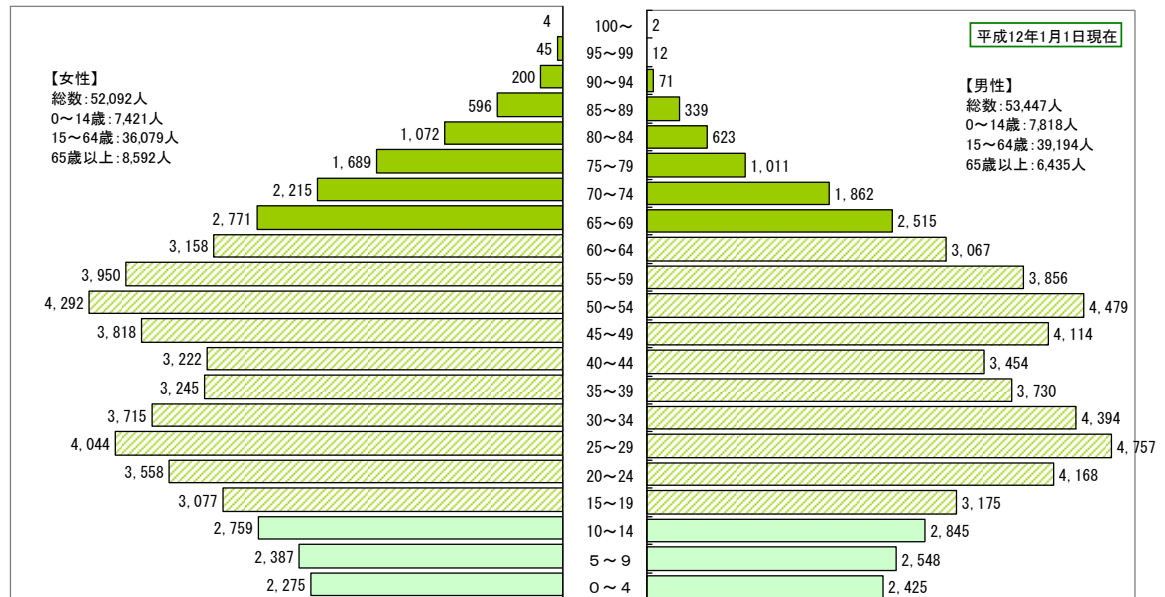
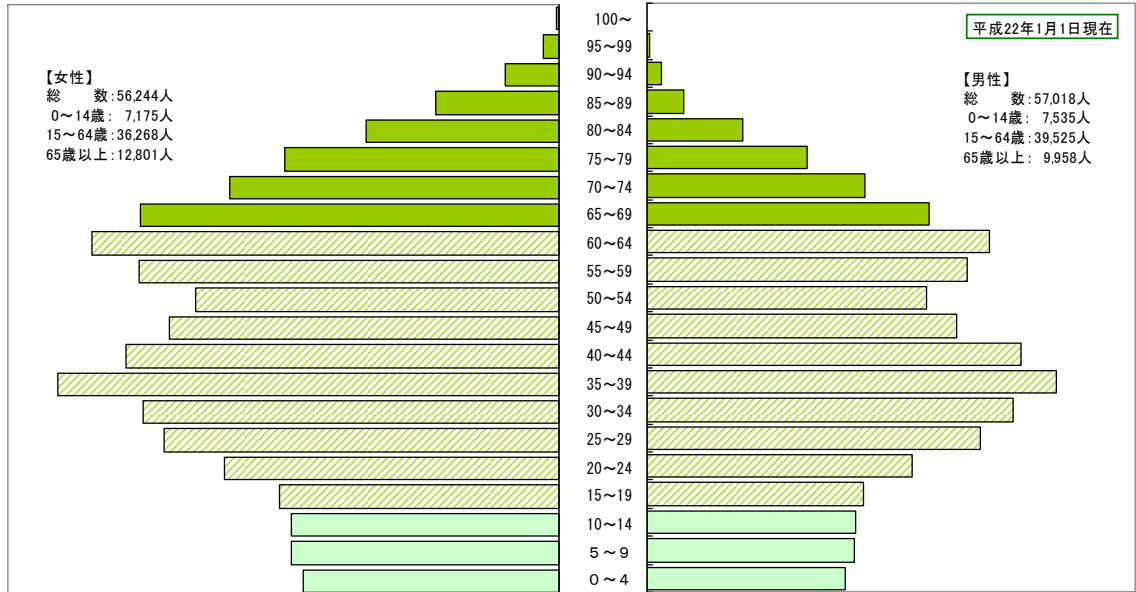
② 年齢別等人口の推移

平成 22 年(2010 年) 1 月における年少人口(14 歳以下)は 14,506 人(人口比 13.1%)、生産年齢人口(15 歳～64 歳)は 73,948 人(人口比 66.6%)、老年人口(65 歳以上)は 22,571 人(人口比 20.3%)となっています。平成 12 年(2000 年) 1 月から平成 22 年(2010 年) 1 月までの 10 年間で、年齢別人口を比較してみると、年少人口が 1.4%減少し、生産年齢人口も 4.7%減少した反面、老年人口は逆に 6.1%増加しています。人口構造の少子・高齢化の傾向は引き続き進行しています。また、市民の平均年齢は 43.6 歳となっています。

国勢調査による昼間人口は、夜間人口を 1 割程度下回る傾向が続いていますが、平成 7 年(1995 年)以降、昼間人口が増加傾向にあります。平成 17 年(2005 年)における昼間人口指数(夜間人口を 100 とする指数: 昼間人口÷夜間人口×100)は 91.3 で、多摩地域 26 市中 8 番目となっています。

外国人登録者数は、平成 22 年(2010 年)時点で、2,237 人となっています。国籍別では、中国籍 864 人、韓国・朝鮮籍 680 人、フィリピン籍 221 人の順となっています。

図表5 年齢別人口構成



資料：住民基本台帳
 (外国人登録を除く)

図表 6 昼間人口と夜間人口

各年 10 月 (単位 人)

年	区分	昼間人口	夜間人口	昼間人口指数 (夜間人口=100)
昭和 45 年 (1970 年)		68,578	75,662	90.6
昭和 50 年 (1975 年)		76,124	83,864	90.7
昭和 55 年 (1980 年)		81,886	89,273	91.7
昭和 60 年 (1985 年)		88,501	97,539	90.7
平成 2 年 (1990 年)		92,256	104,456	88.3
平成 7 年 (1995 年)		95,128	107,284	88.8
平成 12 年 (2000 年)		96,560	106,485	90.7
平成 17 年 (2005 年)		100,508	110,054	91.3

資料：国勢調査

図表 7 流入人口と流出人口

平成 17 年 (2005 年)

区 分	流入人口	流出人口
通 勤 者	20,537 人	21,176 人
通 学 者	1,705 人	3,504 人
総 数	22,242 人	24,680 人

資料：国勢調査

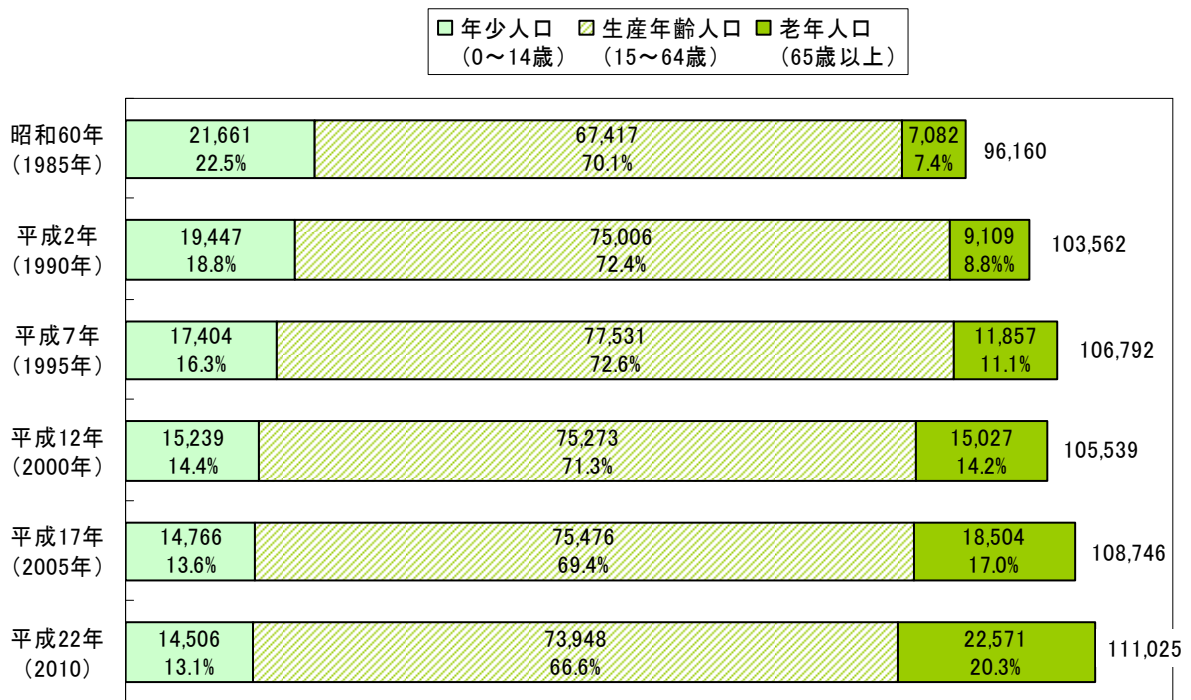
図表 8 市民の平均年齢推移

各年 1 月 (単位 歳)

区分	年	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
昭 島 市		35.6	37.7	40.2	41.9	43.6
都内各市平均		35.7	37.9	39.9	41.6	43.2

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口

図表9 年齢3区分構成の推移



資料：住民基本台帳

(外国人登録を除く)

図表10 外国人登録者数の推移

各年1月1日

国別	年	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
総数		1,256	1,801	1,888	2,148	2,237
中国		153	278	423	691	864
韓国・朝鮮		940	932	852	763	680
フィリピン		41	115	182	256	221
ペルー		8	136	106	82	93
ブラジル		9	86	63	68	67
アメリカ		56	66	54	49	52
イギリス		3	4	8	7	8
ドイツ		1	1	1	2	7
オーストラリア		—	6	5	2	3
カナダ		5	4	3	5	2
その他		40	173	191	223	240

資料：市民課

(4) 市民生活

① 産業の状況

本市の産業構造を事業所・企業統計調査による産業大分類別の従業者数の推移で見ると、第一次産業は平成 11 年（1999 年）以降は大きな変化は見られませんが、第二次産業は減少傾向が見られます。また、第三次産業は平成 16 年（2004 年）にいったん減少しましたが、平成 18 年（2006 年）の調査では再び増加傾向を示し、平成 18 年（2006 年）の第三次産業従業者は、全従業者数の約 73% を占めています。

商業では、商業統計調査によると、小売業などの商店数は減少傾向にありますが、従業者数は増加傾向にあり、商店の規模が大型化していることがうかがえます。また、平成 19 年（2007 年）における商店数、従業者数は、都内各市の平均を下回っていますが、年間販売額は、その平均を上回っています。

工業では、工業統計調査（従業者 4 人以上の企業を対象）によると、事業所数は、ここ 5 年ほどほとんど横ばいの状況ですが、事業所数、従業者数、製造品出荷額等ともに都内各市の平均を上回っています。また、平成 19 年（2007 年）の調査では、従業者数 30 人未満の工場が 78.5% を占めていますが、300 人以上の工場も 7 社、4.3% あります。

農業では、平成 17 年（2005 年）の農林業センサスによると、農家の総数は、88 戸、そのうち専業農家は 1 戸で、農業従事者は 197 人、経営耕地面積は 5,167 a となっています。また、昭和 60 年（1985 年）からの 20 年間で、農家の総数は 277 戸、約 75.9%、農業従事者は 328 人、約 62.5%、経営耕地面積は 8,037 a、約 60.9% の減少となっています。

農地の転用状況は、最近 5 年間の平均を見ると件数は約 76 件、面積は約 2 万 9 千 m² となっています。平成 21 年（2009 年）は、件数で 70 件、面積で 27,330 m² の転用があり、ここ 3 年ほど 70 件前後を推移しています。

図表 11 産業大分類別、事業所数及び従業者数

区分		年	平成 11 年 (1999 年)	平成 13 年 (2001 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 18 年 (2006 年)
第一次産業	事業所数(所)		1	1	1	1
	従業者数(人)		5	5	5	7
第二次産業	事業所数(所)		814	771	685	672
	従業者数(人)		15,947	16,525	15,203	12,731
第三次産業	事業所数(所)		3,139	3,279	3,001	3,254
	従業者数(人)		26,200	31,483	27,593	35,116
総数	事業所数(所)		3,954	4,051	3,687	3,927
	従業者数(人)		42,152	48,013	42,801	47,854

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

図表 12 商業の事業所数、従業者数及び年間販売額の推移（卸売・小売）

区分	昭 島 市			都内各市平均		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 9 年 (1997 年)	1,082	8,032	355,409	1,285	9,150	303,895
平成 11 年 (1999 年)	1,143	8,759	391,576	1,323	10,268	309,169
平成 14 年 (2002 年)	1,057	8,916	336,864	1,278	10,457	292,533
平成 16 年 (2004 年)	982	8,935	333,790	1,251	10,356	294,201
平成 19 年 (2007 年)	953	9,502	315,794	1,138	9,912	289,263

資料：商業統計調査

図表 13 工業の事業所数、従業者数及び年間販売額の推移（従業者 4 人以上）

区分	昭 島 市			都内各市平均		
	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
平成 16 年 (2004 年)	164	9,395	358,495	133	5,444	218,520
平成 17 年 (2005 年)	167	8,575	348,665	136	5,299	210,748
平成 18 年 (2006 年)	160	9,222	336,492	126	5,289	199,737
平成 19 年 (2007 年)	163	9,862	371,782	129	5,428	204,786
平成 20 年 (2008 年)	166	9,516	371,467	132	5,285	195,047

資料：工業統計調査

図表 14 農家総数、農業人口及び耕地面積の推移

区分 年	農家 総数	専業 農家数	農業従事 者数(人)	経営耕地 面積(a)
昭和 60 年 (1985 年)	365	6	525	13,204
平成 2 年 (1990 年)	277	12	470	11,424
平成 7 年 (1995 年)	224	6	348	9,147
平成 12 年 (2000 年)	99	9	213	5,588
平成 17 年 (2005 年)	88	1	197	5,167

資料：統計あきしま

図表 15 農地転用状況

区分 年	転用 件数	転用面積 (㎡)
平成 17 年 (2005 年)	87	35,932
平成 18 年 (2006 年)	87	33,269
平成 19 年 (2007 年)	71	20,957
平成 20 年 (2008 年)	66	23,961
平成 21 年 (2009 年)	70	22,531

資料：統計あきしま

② 市民所得の状況

最近5年間の納税義務者一人あたりの課税対象所得をみると、景気低迷の影響を受け近年減少傾向となり、この状況はしばらく続くことも予想されます。

また、平成20年(2008年)度の市民一人あたりの個人市民税額は67,035円で、これは多摩地域26市中の19番目となっています。

図表 16 納税義務者一人あたりの課税対象所得の状況

(単位 千円)

区分	年度	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
昭島市		3,648	3,562	3,556	3,545	3,475
都内各市平均		4,053	3,981	3,989	3,978	3,880

資料：東京都市町村税課税状況等の調

図表 17 個人市民税額の平成20年(2008年)度比較

区 分	市民一人あたりの個人市民税額
昭 島 市	67,035 円
最 高 額 市	117,760 円
最 低 額 市	56,641 円
都内各市平均	78,391 円

資料：財政課

③ 住宅の状況

市内の住宅総数は、平成 20 年（2008 年）で 45,870 戸となっており、平成 15 年（2003 年）から 3,920 戸、9.3%増加しています。

持ち家率は 49.1%で平成 15 年（2003 年）から 0.1 ポイント上昇し、都内各市の平均より僅かに少なくなっています。

借家率は 50.9%となっていますが、借家のなかで都営住宅などの公営住宅が占める割合が、都内各市の平均と比べて若干高い状況にあります。

図表 18 住宅の所有関係別住宅数

【平成 20 年（2008 年）】

区 分	持ち家率	借 家 率				
		公 営	都市再生機構 ・ 公社	民 営	給与住宅	
昭 島 市	49.1%	50.9%	7.4%	6.2%	34.8%	2.5%
都内各市平均	51.0%	49.0%	5.8%	5.7%	34.6%	2.8%

【平成 15 年（2003 年）】

区 分	持ち家率	借 家 率				
		公 営	公団・公社	民 営	給与住宅	
昭 島 市	49.0%	51.0%	9.2%	6.3%	33.0%	2.5%
都内各市平均	49.5%	50.5%	6.0%	6.2%	35.1%	3.2%

【平成 10 年（1998 年）】

区 分	持ち家率	借 家 率				
		公 営	公団・公社	民 営	給与住宅	
昭 島 市	44.7%	55.3%	8.3%	7.2%	35.3%	4.5%
都内各市平均	45.1%	54.9%	6.2%	6.2%	37.8%	4.6%

資料：住宅統計調査より算出

① 財政の状況

歳入における市税の推移は、バブル期には大幅な伸びを示したものの、その後の景気低迷や国の政策減税の影響などを強く受け、平成12年(2000年)度以降、ほぼ横ばいの傾向にありましたが、平成16年(2004年)度から上昇に転じ、平成19年(2007年)度には、202億3千万円と初めて200億円を超えました。しかしながら、平成20年(2008年)秋頃から始まった世界的な景気後退を背景に、企業では輸出や生産が大幅に減少し、収益が急激に落ち込むとともに雇用情勢も低迷し、これにともない個人所得にも低下現象が現れてきました。その結果、市税等が影響を受け、平成20年(2008年)度の税収は約199億円、平成21年(2009年)度の税収は約191億円と減収を続け、平成22年(2010年)度は190億円を割り込み、平成11年(1999年)頃の水準まで落ち込むことが予想されています。また、この水準がしばらく続くとも予想されており、非常に厳しい財政状況となっています。

平成16年(2004年)から平成20年(2008年)の5年間の市税の推移を都内各市で比較すると、市民一人あたりの個人市民税額は、都内各市の平均を1万数千円程度下回り、26市中額の多い方から20位前後を推移しています。また、市民一人あたりの法人市民税額は、都内各市の平均を若干上回り、26市中額の多い方から7位～9位を推移しています。市民一人あたりの市税額全体で比較すると、26市中額の多い方から10位～12位を推移していますが、ここ3年ほどは都内各市の平均を若干上回っています。本市の税収を市民税の面から見ると、都内各市のなかでも、下位にある個人市民税を比較的上位にある法人市民税で補い、全体として平均を維持しているのが特徴といえます。

図表 19 市民一人あたりの個人市民税額の推移

(単位 円)

区分 \ 年度	平成17年 (2005年)度	平成18年 (2006年)度	平成19年 (2007年)度	平成20年 (2008年)度	平成21年 (2009年)度
昭 島 市	49,620	55,019	65,139	67,035	65,722
最 高 額 市	105,173	118,858	116,463	117,760	118,453
最 低 額 市	42,754	46,901	55,744	56,641	53,374
都 内 各 市 平 均	64,285	69,968	77,468	86,026	76,996

資料：財政課

図表 20 市民一人あたりの法人市民税額の推移

(単位 円)

区分 \ 年度	平成 17 年 (2005 年)度	平成 18 年 (2006 年)度	平成 19 年 (2007 年)度	平成 20 年 (2008 年)度	平成 21 年 (2009 年)度
昭 島 市	14,090	19,872	20,983	15,392	9,996
最 高 額 市	35,169	35,998	37,461	33,748	26,046
最 低 額 市	4,261	4,648	4,369	4,226	3,343
都 内 各 市 平 均	13,432	14,899	15,591	13,237	9,388

資料：財政課

図表 21 市民一人あたりの市税額の推移

(単位 円)

区分 \ 年度	平成 17 年 (2005 年)度	平成 18 年 (2006 年)度	平成 19 年 (2007 年)度	平成 20 年 (2008 年)度	平成 21 年 (2009 年)度
昭 島 市	162,315	171,283	182,748	179,815	171,743
最 高 額 市	273,395	284,597	272,192	268,708	269,236
最 低 額 市	114,865	118,436	130,760	129,634	127,271
都 内 各 市 平 均	165,932	170,901	180,427	178,695	173,924

資料：財政課

歳入に占める市税収入の構成割合は、平成 10 年(1998 年)度は 57.4%であったものが、平成 21 年(2009 年)度では 46.7%に減少してします。また、自主財源比率も、平成 19 年(2007 年)度は 63.9%であったのに対し、平成 21 年(2009 年)度は 54.9%と低下しています。財政収支の均衡は、国や東京都の補助金、起債及び基金の取り崩しなどの収入を持ってはかられているのが現状ですが、このような状況が続いていけば、基金の残額も早晩にも底を尽く状況になりかねません。

図表 22 自主財源比率の推移

(単位 %)

区分 \ 年度	平成 12 年 (2000 年)度	平成 13 年 (2001 年)度	平成 14 年 (2002 年)度	平成 15 年 (2003 年)度	平成 16 年 (2004 年)度	平成 17 年 (2005 年)度	平成 18 年 (2006 年)度	平成 19 年 (2007 年)度	平成 20 年 (2008 年)度	平成 21 年 (2009 年)度
昭 島 市	60.2	61.7	61.2	59.0	61.0	61.1	61.2	63.9	62.9	54.9
都内各市平均	64.5	63.7	64.2	61.7	62.5	62.8	63.2	67.2	63.5	63.1

資料：財政課

歳出を性質別で見ると、本市の特徴としては、扶助費の割合が高くなっています。平成21年（2009年）度の市民一人あたりの扶助費は約8万8千円で、都内各市の平均と比較して1万6千円ほど高く、都内では多い方から5番目の市となっています。また、人件費については、行財政改革の推進にともない、職員数と職員給は着実に減少し、平成12年（2000年）度から平成21年（2009年）度の10年間で136名、約12億6千万円の減となっています。

図表 23 扶助費総額及び市民一人あたりの扶助費の推移

年度 区分	平成12年 (2000年度)	平成13年 (2001年度)	平成14年 (2002年度)	平成15年 (2003年度)	平成16年 (2004年度)	平成17年 (2005年度)	平成18年 (2006年度)	平成19年 (2007年度)	平成20年 (2008年度)	平成21年 (2009年度)
扶助費総額 (百万円)	6,574	6,786	7,147	7,937	8,470	8,586	8,689	8,996	9,160	9,803
市民一人あたりの扶助費（千円）										
昭島市	69	62	63	66	73	78	78	79	81	88
都内各市平均	53	46	48	51	55	59	60	62	65	72

資料：財政課

図表 24 職員数及び職員給（総額）の推移

年度 区分	平成12年 (2000年度)	平成13年 (2001年度)	平成14年 (2002年度)	平成15年 (2003年度)	平成16年 (2004年度)	平成17年 (2005年度)	平成18年 (2006年度)	平成19年 (2007年度)	平成20年 (2008年度)	平成21年 (2009年度)
職員数（人）	876	863	847	830	814	797	783	771	752	740
職員給（百万円）	6,039	5,988	5,805	5,560	5,493	5,399	5,224	5,091	4,983	4,781

資料：財政課

一方、経常収支比率は、平成18年（2007年）度までは90%前後を推移していましたが、平成21年（2009年）度には96.9%まで高まっています。これは、市が新たな施策に自由に使える財源がほとんどなく、経済変動や行政需要の多様化への対応に余裕がない財政構造であることを示しています。今後ともこの比率は高い値を継続していくことが予想されており、本市の財政は硬直化の度合いを高めています。

図表 25 経常収支比率の推移

(単位 %)

年度 区分	平成12年 (2000年)度	平成13年 (2001年)度	平成14年 (2002年)度	平成15年 (2003年)度	平成16年 (2004年)度	平成17年 (2005年)度	平成18年 (2006年)度	平成19年 (2007年)度	平成20年 (2008年)度	平成21年 (2009年)度
昭島市	90.8	89.3	92.8	91.3	93.5	92.3	89.5	95.3	98.1	96.9
都内各市平均	89.6	87.1	90.7	89.8	91.3	89.1	88.6	91.4	91.9	91.4

資料：財政課

しかし、こうした状況にあっても、少子・高齢化や安全・安心への対応、生涯学習の推進、さらには環境問題への取り組みなど、多様化、高度化する行政課題に適切に対応し、市民の負託に応えていかななくてはなりません。

市財政の硬直化をいち早く解消し、健全性を確保していくために、引き続き行財政の健全化を進め、歳入の確保と歳出の抑制に努め、施策の選択と集中をはかり、最小の経費で最大の効果が上がるように、なお、一層の努力を続けていかなければなりません。また、国や東京都に対しても分権時代にふさわしい税財源の適正な配分などについて強く求めていく必要があります。

② 健全化判断比率及び資金不足比率

地方自治体には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」に基づき、平成19年（2007年）度決算から、自治体の財政の健全性を判断する指標として「健全化判断比率」と「資金不足比率」の公表が義務付けられています。これらの指標には、国が定めた基準が設けられており、悪化している場合は、財政健全化計画の策定を求めるなど、早期の健全化につなげ、自治体の財政破綻を未然に防ぐものです。本市の平成20年（2008年）度及び平成21年（2009年）度の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、次のとおりです。

図表 26 健全化判断比率と早期健全化基準

指標の名称	年度別	昭 島 市 の 健全化判断比率	早期健全化基準	都内各市平均
実質赤字比率	平成20年度	—	12.30%	—
	平成21年度	—	12.38%	—
連結実質赤字比率	平成20年度	—	17.30%	—
	平成21年度	—	17.38%	—
実質公債費比率	平成20年度	3.4%	25.0%	5.0%
	平成21年度	2.7%	25.0%	4.1%
将来負担比率	平成20年度	27.0%	350.0%	17.6%
	平成21年度	26.2%	350.0%	14.9%

※ 実質赤字額、連結実質赤字額等がない場合は「—」と表記しています。

図表 27 資金不足比率と経営健全化基準

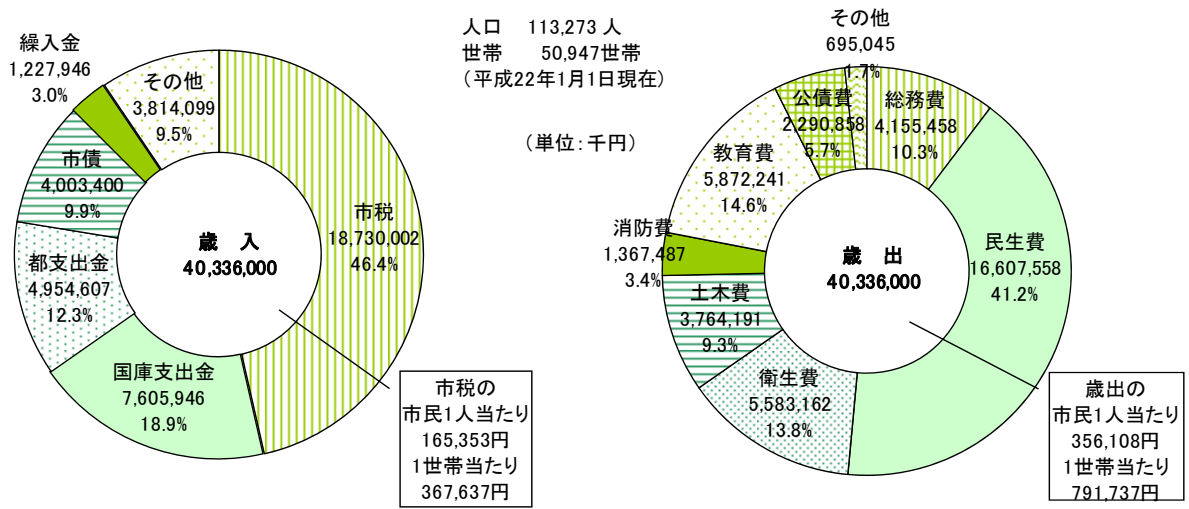
会計の名称	年度別	昭 島 市 の 資金不足比率	経営健全化基準	都内各市平均
下水道事業 特別会計	平成20年度	—	20.00%	—
	平成21年度	—	20.00%	
中神土地区画整理 事業特別会計	平成20年度	—	20.00%	
	平成21年度	—	20.00%	
水道事業会計	平成20年度	—	20.00%	
	平成21年度	—	20.00%	

※ 資金不足額等がない場合は「—」と表記しています。

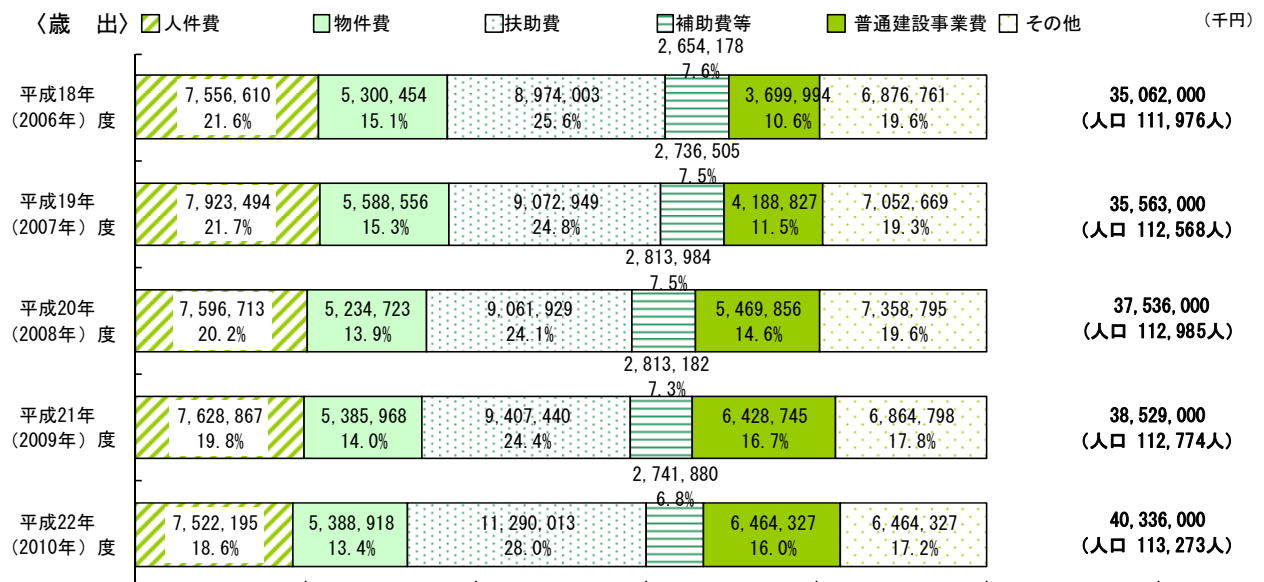
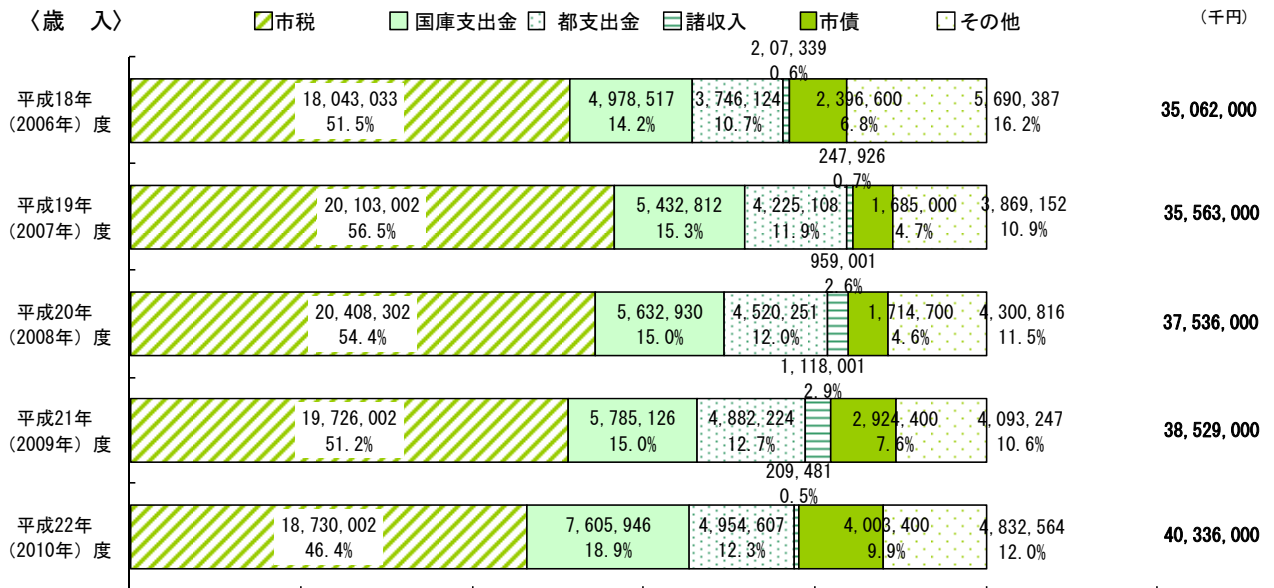
図表 26 及び図表 27 のとおり、いずれの指標も国の基準を大きく下回るか、発生しておらず、これらの指標から本市の財政状況は「健全」であることを示す結果となりました。しかしながら、これらの指標は単年度の収支の状況を表すもので、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は高く、財政の硬直化が進んでいることに変わりはありません。

また、実質公債費比率は、借金（負債）の単年度及び将来の状況を表すものですが、国の基準を大きく下回っているとはいえ、そのおよそ半分は赤字地方債が占めており、赤字地方債に頼らない自主・自立の財政運営が必要となっています。

図表 28 平成 22 年（2010 年）度 一般会計歳入歳出予算（当初）



図表 29 当初予算における財政構造推移



3 計画の策定にあたって

(1) 基本計画の考え方

基本計画では基本構想の施策の大綱に従い、課題別に施策の方向性を取りまとめています。「明るい地域社会の形成」では、コミュニティの充実や安全・安心のまちづくりを進め、すべての人がその個性や能力を最大限に発揮できるまちを目指します。「健康と福祉の充実」では、健康づくりや医療、地域福祉の充実をはかり、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。「教育・文化・スポーツの充実」では、教育の充実をはかり、文化とスポーツを大切に、あきしまらしさを育むまちづくりを進めます。「循環型社会の形成」では、地域環境、自然環境、地球環境それぞれの保全と向上をはかり、かけがえのない環境を次の世代につなぐまちづくりを進めます。「快適な都市空間の整備」では、都市基盤と市街地の整備をはかり、質が高く、快適で成熟したまちを目指します。「産業の活性化」では、産業の振興と消費生活の充実をはかり、魅力と活力にあふれたまちづくりを進めます。そして、これらの施策の展開により、市民と連携し、協力しながら、基本構想における将来都市像「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま」の実現をはかります。

一方、高齢化の進展や厳しい社会・経済状況など、本市をとりまく環境は厳しさを増しています。これらの厳しい状況下にあっても、これからの10年間の大きな目標に向け、施策の具体的な実現をはからなければなりません。このような時代を踏まえ、市民の負託に応えていくため、基本計画における各施策は次の点を基本として取りまとめていくものとします。

① 行財政改革と効率化の推進

持続可能で、自立した行財政運営をはかるためには、行政の透明性を確保し、市民の納得を得ながら、今後ともより一層の行財政改革を推進していく必要があります。

また、多様化する市民ニーズを踏まえ、地域の課題解決に向けた、市民との協働に根ざした施策の展開を、市民主体の行政を進めるための第一歩として大切にしていきます。

市民から信頼される誠実で迅速な行政対応を基本とし、最適な手法によるサービスの提供を行うため、PDCAサイクルに配慮し、行政評価等の手法による運用改善をはかり、効率的で品質の高い行政運営を推進します。

市民満足度の向上につながる成果を、継続的に生み出すことができる組織とするため、社会情勢の変化等に応じた機動的かつ効率的な組織への見直しを行うとともに、人材の育成と確保をはかり、組織力の強化に努めます。

② 選択と集中の徹底

財政をとりまく環境が厳しさを増し、財政の制約が高まるなかでは、あれもこれもといった拡充型の行政運営から離れ、事業を選択し、集中して資源を投下していく行財政運営が必要です。このため、事業の優先度の明確化や行政コストの適正化をはかり、環境の変化に対応した施策の選択と集中を徹底します。

また、施策の選択と集中をはかるなかでは、市民と行政の適切な役割分担のもと、市民の選択と責任に基づく市民との協働を最大限に尊重して、地域主体のまちづくりを進めることが必要です。

施策の選択と集中を適正に進めるため、各分野の取り組みを定期的に検証し、課題の把握に努め、市民の理解を得ながら、継続的に施策の見直しを行い、より良い施策の展開に努めます。

③ 既存資源の有効活用と計画的な維持・管理

公共施設の整備が一定程度の進展を見るとともに、厳しい財政状況が継続するなかでは、社会経済の拡大成長を前提とし、量的充足の達成を目指した従来型の施設整備から脱却していかなければなりません。既存資源の有効活用をはかり、新たな投資を極力抑制するなか、快適で魅力ある生活環境を創出し、安心して暮らしていけるまちづくりにつなげていくことが必要です。

そのため、市立会館や学校などの既存の公共施設は、最小のコストで最大の効果を得るための重要な経営資源として位置づけ、創意と工夫により、合理的で効率的で有効な活用がはかれるよう取り組んでいきます。重要な経営資源である既存の公共施設は、計画的な維持・管理に努め、できる限りその長寿命化をはかり、効率的な行政経営やライフサイクルコストの抑制を進めます。また、施設の改修、改築、用途変更などにあたっては、施設の社会的需要や老朽度、改修時の費用対効果等を総合的に勘案し、施設の廃止を含め適切に判断し、効率的な施設管理に努めます。

(2) 土地利用の計画

土地は、現在及び将来の市民のための限られた資源です。人々の生活の場、憩いの場であるとともに、人と人々が集い、つながりあって地域社会を形成し、社会経済活動の共通の基盤となるものです。この限られた資源をどのように活用し、そして未来につなげていくかが、本市の将来に大きな影響を与えます。

土地の有限性を踏まえ、次世代に良好な空間を引き継いでいく持続可能性を念頭におき、地域の振興を基本としつつ、公共の福祉を優先させ、地域の特性を活かした総合的かつ計画的な土地利用の実現に努めていく必要があります。

① 土地利用の現況

本市は、昭和30年（1955年）頃からの急激な人口増加にあわせ、急速に宅地化が進み、首都近郊の住宅都市としての性格を強めてきました。人口の増加にともない、大規模な商業施設などの建設が進み、都市化が進展するとともに、公共施設などの整備も進み、都市も成熟化の度合いを高めています。また、立川基地跡地昭島地区の開発など、現在計画されている市街地開発事業の着実な進展も期待されています。

平成22年（2010年）1月現在の土地利用の現況は、住居系が56.0%、商業系が4.1%、工業系が19.5%、市街化調整区域が20.4%となっています。

② 土地利用の方針

これからの土地利用では、安全・安心のまちづくり、防災や防犯、地域社会の形成、ユニバーサル社会の実現など、さまざまな観点に十分配慮し、商業、業務など各機能の適正な配置と、都市機能の充実、自然環境の保全と活用を、市民との協働をその基本として実現していく必要があります。これらに適切に対応し、計画的に土地利用を進めるため、都市計画マスタープランの着実な推進をはかり、まちの魅力と活力を向上させ、良好な自然環境と快適な居住環境をあわせ持った、調和の取れたまちづくりを進めていきます。

③ 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランは、平成 31 年（2019 年）度を目標年度として、20 年間の長期にわたり、都市計画によるまちづくりを市民とともに進めていくための「基本的な方針」となるものです。

基本構想、基本計画が示すまちづくりの方向性に基づき、都市計画の分野において、より具体的でわかりやすくあきしまの将来像を提示しています。

平成 22 年（2010 年）度には、都市環境や、社会・経済状況の変化に対応するため、都市計画に関する法令や制度の改正などを踏まえ、中間年の見直しを実施しました。

図表 30 都市計画マスタープラン概要

都市計画マスタープラン概要

○ 将来都市像（20 年後の昭島市のあるべき姿）

◆ 水と緑とやさしさを育てるまち 昭島

○ 基本目標

◆ 人と自然の共生・循環を大切にするまち

「生態系としての自然」、「市民の憩いの場としての自然」を守り、育てるとともに、市民の暮らしはこうした水と緑に育まれているとの認識に立ち、自然環境に負担をかける循環型の都市づくりを目指します。

◆ 生涯にわたり安心して暮らせるまち

高齢者や子ども、障害者などの社会的弱者をはじめ、誰もが安心して住み続けられるよう、災害への備えを進めるほか、人にやさしい快適性を備えた生活空間の実現を目指します。

◆ 活発な都市の営みを支えるまち

市内外の交流がますます活発となるなかで、広域的な視点も踏まえ、動く、働く、遊ぶといった行動が、快適かつ能率的に行われる市街地の形成を目指します。

○ 将来都市構造

市民の暮らしや交流のよりどころとなる「都市拠点」、市内外や市内相互の交流を支える「都市軸」、市民の自然との共生を育む中心となる「水と緑の骨格」を位置づけ、目指す将来のまちづくりを描くものです。

図表 31 市街化区域、市街化調整区域

平成 22 年（2010 年）1 月 1 日現在

都市計画区域面積 (ha)	率 (%)	市街化区域面積 (ha)	率 (%)	市街化調整区域面積 (ha)	率 (%)
1,733	100.0	1,379	79.6	354	20.4

資料：都市計画課

図表 32 用途地域の状況

平成 22 年（2010 年）1 月 1 日現在

区 分		面積 (ha)		構成比 (%)		
市街化区域	住居系	第一種低層住居専用地域	571.6	969.6	33.0	56.0
		第一種中高層住居専用地域	259.6		15.0	
		第二種中高層住居専用地域	11.8		0.7	
		第一種住居地域	55.3		3.2	
		第二種住居地域	22.0		1.3	
		準住居地域	49.3		2.8	
	商業系	近隣商業地域	53.7	70.7	3.1	4.1
		商業地域	17.0		1.0	
	工業系	準工業地域	308.8	338.7	17.8	19.5
		工業地域	29.9		1.7	
市街化調整区域		立川基地跡地	128.0	354.0	7.4	20.4
		多摩川河川敷	209.0		12.1	
		滝山丘陵	17.0		1.0	
計			1,733		100.0	

資料：都市計画課

図表 33 防火・準防火地域

平成 22 年（2010 年）1 月 1 日現在

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
防火地域	12.2	1.4
準防火地域	830.4	98.6
計	842.6	100.0

資料：都市計画課

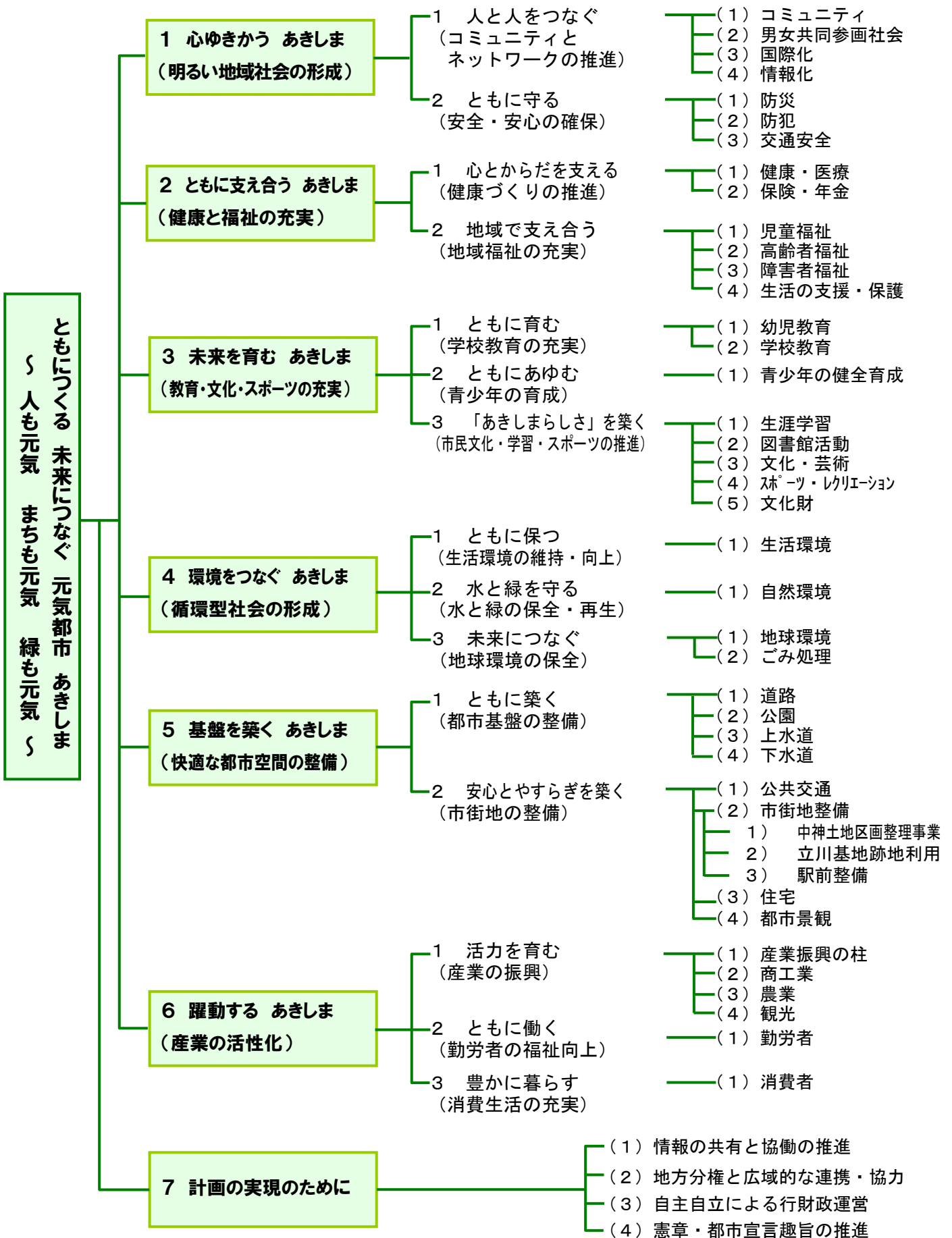
図表 34 高度地区

平成 22 年（2010 年）1 月 1 日現在

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種高度地区	637.7	47.5
第二種高度地区	618.9	46.0
第三種高度地区	87.2	6.5
計	1,343.8	100.0

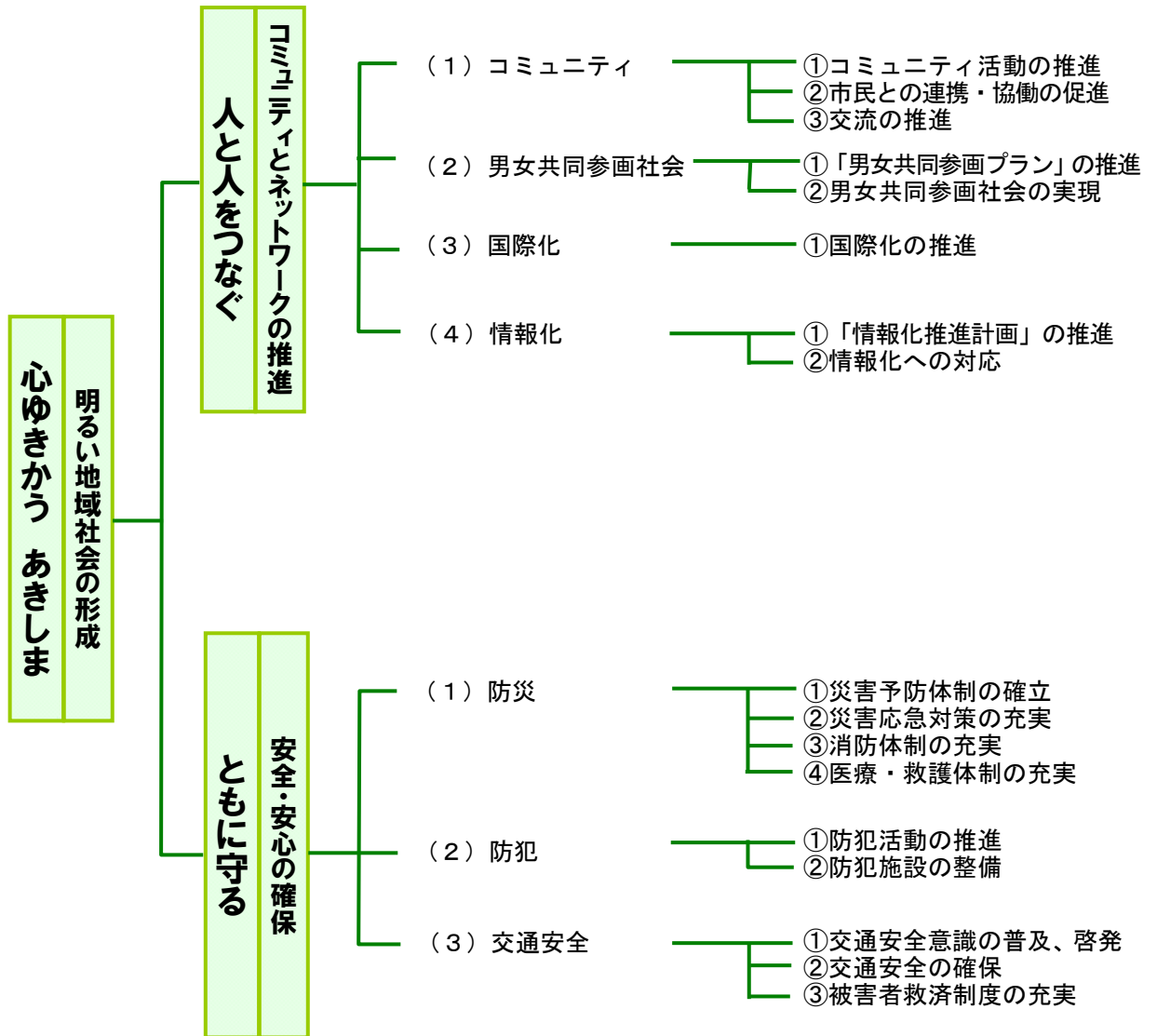
資料：都市計画課

4 施策の体系



第 1 章

心ゆきかう あきしま（明るい地域社会の形成）



1 人と人をつなぐ（コミュニティとネットワークの推進）

（1）コミュニティ

【施策の目指す姿】

地域住民一人ひとりが、お互いを尊重し合いながらいきいきと活動し、活力ある地域社会が形成され、市民参画と協働による、市民と連携したまちづくりが進んでいます。

コミュニティを基点として、地域のきずなが形成されているとともに、さまざまな人々が積極的に連携し、交流しています。

【現状と課題】

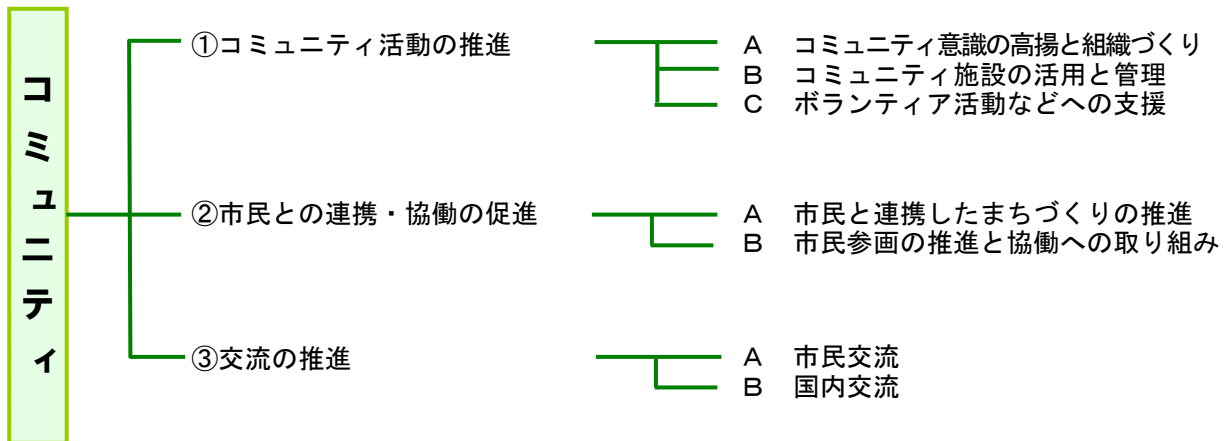
【現状】

- ◇コミュニティ活動推進のため、情報提供や広報・啓発活動などを実施し、市内2地区にコミュニティ協議会が設立されています。
- ◇社会福祉協議会にボランティア活動の中間支援組織である昭島ボランティアセンターが設置され、ボランティアに関する情報提供やネットワークづくりが進んでいます。また、アダプト制度による道路や公園などの美化・清掃ボランティア活動では、平成21年（2009年）度末時点で35団体、460人以上の方が活動しています。
- ◇情報提供やイベントの実施などにより市民交流を推進しています。また、引き続き岩手県岩泉町などとの交流事業を実施し、群馬県館林市とは災害時の応援協定を含め交流を進めています。

【課題】

- ◎地域のコミュニティ活動の活性化やリーダーの育成、地域の人材の活用などに努めるとともに、自治会への加入促進の支援や、活動の場の確保に向けた取り組みも必要となっています。
- ◎コミュニティ活動の活性化を市民との連携につなげ、まちの地域力を高め、市民が主体となる市民と連携したまちづくりを進める必要があります。
- ◎市民参画の推進をはかり、行政から市民への分権を進め、市民の選択と責任に基づく市民との協働を尊重し、その実現と推進に努める必要があります。
- ◎さまざまな人々がさらに集い、交流できるように、情報の提供やイベント、事業の充実が課題となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①コミュニティ活動の推進	<p>A コミュニティ意識の高揚と組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティに対する関心を高め、市民が地域での役割を認識し、コミュニティ活動に積極的に参加できるよう、情報提供や広報活動の充実に努めます。 ○自治会や老人会など地域に根ざした活動団体への支援を行うとともに、地域のリーダーや担い手を育成し、新たなコミュニティ組織の設立など、組織づくりの働きかけを行います。 <p>B コミュニティ施設の活用と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるコミュニティ活動の拠点として、既存の公共施設の有効活用をはかるとともに、引き続き自治会集会施設の整備に対する助成を実施します。 ○コミュニティ施設については、武蔵野会館の事例を踏まえ、地域の意向や自主性を反映した管理・運営形態の検討を進めます。 ○公共施設のあり方の検討のなかで、葬儀が可能な施設についての具体的な検討をはかります。 ○環境に関するコミュニティ活動の拠点として、新たに整備された環境コミュニケーションセンターのプラザ棟の活用をはかります。 <p>C ボランティア活動などへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭島ボランティアセンターと連携し、市民がボランティア活動を行うとき、行いたいと思ったときの支援を推進するとともに、市民がボランティアを依頼したいと思ったときの情報提供に努めます。 ○引き続きアダプト制度の充実に努め、市民との協働による身近な公共空間の維持・管理を進めます。

<p>②市民との連携・協働の促進</p>	<p>A 市民と連携したまちづくりの推進</p> <p>○市民や関係団体の多くの意見を踏まえ、お互いの役割と責任を自覚した、新たな市民連携を進め、市民が主役となる、市民と連携したまちづくりを進めます。</p> <p>B 市民参画の推進と協働への取り組み</p> <p>○地域の課題解決に向け、企画段階から実施段階まで広い範囲で市民参画を推進し、行政から市民への分権を進めます。また、市民参画を、相互の信頼と理解に立った協働へつなげ、行政のあらゆる場面で市民との協働を尊重した取り組みを進めます。</p>
<p>③交流の推進</p>	<p>A 市民交流</p> <p>○地域情報システムを活用した、市民交流の新たな仕組みづくりに取り組むとともに、市民が参加したくなるようなイベントや参加しやすい事業の充実に努めます。</p> <p>B 国内交流</p> <p>○岩手県岩泉町との小学生国内交流事業や物産交流を継続するとともに、災害時の応援協定を締結した群馬県館林市とのさらなる交流に努めます。また、自治体相互の職員の人事交流もはかります。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
地域活動に参加している市民の割合	34.9% ※1	40.0%	50.0%
ボランティア活動の登録団体数(昭島ボランティアセンター、アダプト制度)	110 団体 ※2	125 団体	150 団体

※1 市民意識調査（平成 21 年度）による

※2 社会福祉協議会・生活コミュニティ課（平成 21 年度）による

(2) 男女共同参画社会

【施策の目指す姿】

性別に関係なく、すべての市民が互いに尊重し合い、その役割と責任を分かち合いながら、あらゆる分野に平等に参画し、個性豊かにいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

◇本市では、男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画プラン」に基づく施策を推進しています。

◇市民の意識も少しずつ変化しつつありますが、性別による固定的な役割分担意識などは依然として根強く残っています。平成 21 年（2009 年）に実施した男女平等に関する市民意識・実態調査では、性別役割分業についての考え方に男性の 23.3%、女性の 17.1%、全体では 19.6%の市民が賛成と回答しています。

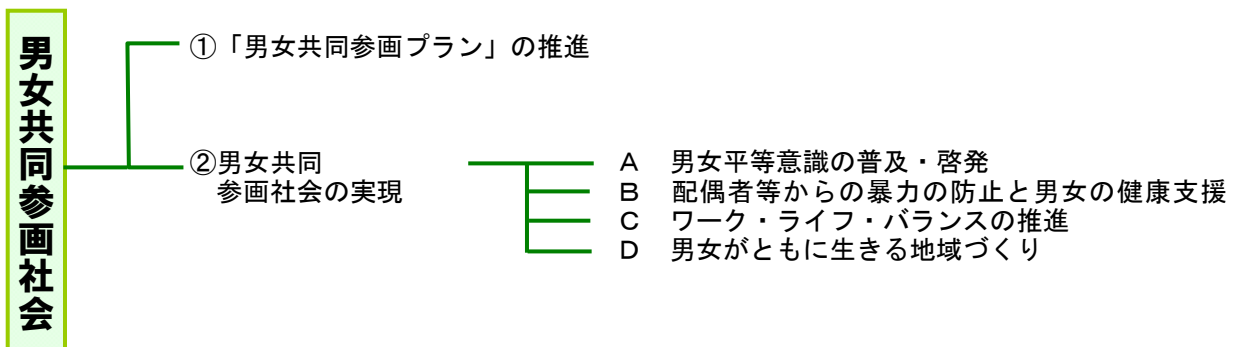
【課題】

◎社会環境が大きく変化するなか、配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性に対する暴力、人権侵害への対応も強く求められています。

◎男女共同参画社会の実現に不可欠である、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向け、働き方全体の見直しなど、社会全体で取り組むことが求められています。

◎すべての市民が互いに尊重し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる社会が実現できるように、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った取り組みが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①「男女共同参画プラン」の推進	<p>男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、平成22年（2010年）度に改定された「男女共同参画プラン」に基づき、各種の施策を推進します。</p>
②男女共同参画社会の実現	<p>A 男女平等意識の普及・啓発</p> <p>○すべての市民が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会を実現するため、引き続き基本的人権尊重の視点に立ち、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及、啓発をはかります。</p> <p>B 配偶者等からの暴力の防止と男女の健康支援</p> <p>○配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは、著しい人権侵害であり、これらを未然に防止していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。関係団体との連携、協力のもと、これらの暴力の根絶に向けた対策を推進します。</p> <p>○男女が互いの性について理解し、生涯にわたり心身ともに健康で、思いやりを持って暮らしていくため、性差に関する正しい知識の普及、啓発や、性差や年代に応じた男女の健康支援に努めます。</p> <p>C ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>○性別による固定的な役割分担意識をなくし、仕事においても、家庭においても、地域においても、男女がともに、自らの選択によりその責任を果たしていけるように、ワーク・ライフ・バランスの推進をはかります。</p> <p>○男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を創り上げることは、男女共同参画の視点だけでなく少子化対策からも重要です。仕事と家庭生活や地域活動を含む社会生活を男女がともに営み、対等に分かち合うため、仕事と生活の両立に向けた支援を推進します。</p> <p>D 男女がともに生きる地域づくり</p> <p>○地域において、男女が互いに尊重し合い、心豊かに暮らしていくため、地域での活動を男女がともに担い、ともに参画していく環境の整備に努めます。また、地域において、男女がともに自立した豊かな高齢期をおくることができるように、さまざまな角度からの支援を行います。</p> <p>○男女が自らの意思に基づき、性別にとらわれることなく、あらゆる分野において政策や方針等の意思決定へ参画していく機会の確保に努めます。</p>

【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
男女の地位が対等になっていると思う市民の割合	44.9% ※1	50.0%	55.0%

※1 市民意識調査（平成21年度）による

(3) 国際化

【施策の目指す姿】

「多文化共生」のまちづくりが進められ、外国人が暮らしやすいまちになっているとともに、国際交流に根ざした、相互の理解と平和への意識が高まっています。

【現状と課題】

【現状】

◇グローバル化が進み、海外から多くの外国人が来日し、外国籍の市民も増加しています。平成22年（2010年）4月の東京都内の外国人登録者は41万人を超え、東京都の人口の約3.2パーセントを占めています。

◇平成20年（2008年）に実施した市民意識調査で、市民生活における国際交流はどのような点から進めればよいか聞いたところ、「子どもたちの交流を中心に、市民ぐるみの交流を進める」（35.2%）、「日常生活や文化・スポーツ面の交流を進める」（26.7%）、「相互に学生を交換し、ホームステイ・ボランティア等を通じた人的交流を進める」（22.2%）の順となっています。

【課題】

◎グローバル化が進展するなか、次代を担う子どもたちが、異文化に対する理解を深め、グローバル社会に柔軟に対応できるよう、国際理解教育や外国語教育を推進することが求められています。

◎外国人が必要とする情報を得やすくするため、英語版ホームページの開設など、外国語による情報の提供に努める必要があります。

◎言葉や習慣等の違いから発生するコミュニケーションギャップを乗り越え、外国人が地域で安心して生活できるよう、「多文化共生」のまちづくりを進めることが必要です。

【施策の体系】

国際化

①国際化の推進

A 地球規模の視野を持つひとづくり
B 国際交流の推進
C 国際化にふさわしいまちづくり

【基本施策】

施 策 名	主な取り組みの内容
①国際化の推進	<p>A 地球規模の視野を持つひとづくり</p> <p>○次代を担う児童や生徒が広い視野を持ち、世界の人々と協調して生きていく力を身につけるため、国際理解教育を推進するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。</p> <p>○生涯学習においては、引き続き国際理解を進める講座の実施に努めるとともに、市民やNPOなどによる国際的な実践活動の支援に努めます。</p> <p>B 国際交流の推進</p> <p>○市民や団体、事業者などによる国際交流を支援し、市民レベルによる国際交流を進め、気軽に国際交流にかかわることができる環境の整備をはかります。</p> <p>○国際交流の機会を増やしていくため、引き続き中学生海外派遣事業に取り組むとともに、関係機関と連携し、海外の青少年の受け入れについても検討していきます。</p> <p>C 国際化にふさわしいまちづくり</p> <p>○外国人が安心して暮らせるよう、相談体制の整備や外国人にとってわかりやすい公共施設の表示などに努めるとともに、ホームページの英語版を開設し、生活や医療などに関する情報提供の充実をはかり、「多文化共生」のまちづくりを推進します。</p>

【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市のホームページ（英語版）への年間アクセス件数	開設に向けた検討中	5,000 件	10,000 件

(4) 情報化

【施策の目指す姿】

ICTの活用により、住民の視点と費用対効果の視点に立った簡素で効率的な市政が実現し、市民の利便性の向上がはかられ、市民との協働によるまちづくりが進んでいます。

【現状と課題】

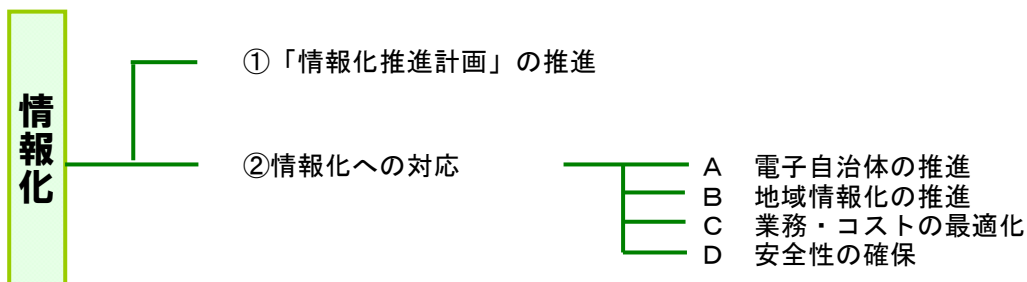
【現状】

- ◇ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）をはじめとしたデジタル技術が社会の隅々に行き渡り、「空気」や「水」のように抵抗なく受け入れられて、暮らしの豊かさや、人と人のつながりを実感することができる社会の実現が求められています。
- ◇本市では、業務の効率化に向け、住民情報システム、財務会計システムや公共施設予約システムなどの導入をはかり、市民サービスの向上に努めています。

【課題】

- ◎電子自治体の推進により、行政サービスの高度化や、市民から信頼される行政運営の実現、市民の連携と参画の推進による地域課題の解決などが求められています。また、情報化の推進にともなう各種コストの最適化も重要な課題となっています。
- ◎情報教育を推進し、情報格差の解消や地域情報化のための人材育成を進めるとともに、市民が安全・安心して情報化の恩恵を享受できるように、情報セキュリティを確保することが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①「情報化推進計画」の推進	<p>「昭島市情報化推進計画」に基づき、計画的かつ総合的に情報化を推進します。</p>
②情報化への対応	<p>A 電子自治体の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICTの有効活用により、利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現に努めます。 ○電子自治体の推進に向け、情報化を組織的に管理、運用する体制の確立に努めるとともに、情報化を推進し、牽引するリーダーとなる職員の育成に努めます。 <p>B 地域情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICTを有効に活用して、市民生活にかかわるさまざまな分野において、タイムリーな情報の提供と、市民サービスの向上をはかり、より便利でより快適な市民生活の実現に努めます。 ○地域の主体である市民が連携し、積極的に参画し、市民と行政が共同して地域の課題解決がはかれるように、地域情報化を推進し、ICTを有効に活用したまちづくりを進めます。 ○学校教育や生涯学習などを通じて、情報教育を推進し、情報格差の解消や情報活用能力の向上をはかるとともに、地域情報化を進める指導的な人材の育成に努めます。 <p>C 業務・コストの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報化に関するシステムの効率的な運用をはかるため、高い品質や安全性を確保しつつ、基幹となるシステムと各種業務システムの連携を強化し、システムの平準化に努め、各種コストの最適化を進めます。 ○電子自治体を推進するにあたり、業務の標準化や簡素化、連携の強化による効率化に努め、情報化に関する経費の抑制をはかります。 <p>D 安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民から信頼される行政運営の確立に向け、個人情報保護や情報セキュリティ対策のより一層の強化をはかり、情報化に関する市民の安全・安心の確保に努めます。 ○情報化の進展にともない、現行の情報セキュリティ対策における基本方針と対策基準（セキュリティポリシー）については、必要に応じた見直しをはかるとともに、具体的な実施手順を策定し、その徹底をはかります。 ○災害や事故など不測の事態が発生した場合にも、情報システムへの影響を最小限に抑え、速やかに復旧ができる体制の整備に努めます。

【政策指標】

指 標 名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市のホームページへの年間 アクセス件数	426,611 件 ※1	500,000 件	600,000 件

※1 情報推進課（平成 21 年度）による。

2 とともに守る（安全・安心の確保）

（１）防災

【施策の目指す姿】

市民、団体、事業者、行政が一体となった総合的な防災体制が整備され、自助・共助・公助の連携と協働により、市民が安全・安心して暮らすことができる災害に強いまちとなっています。

【現状と課題】

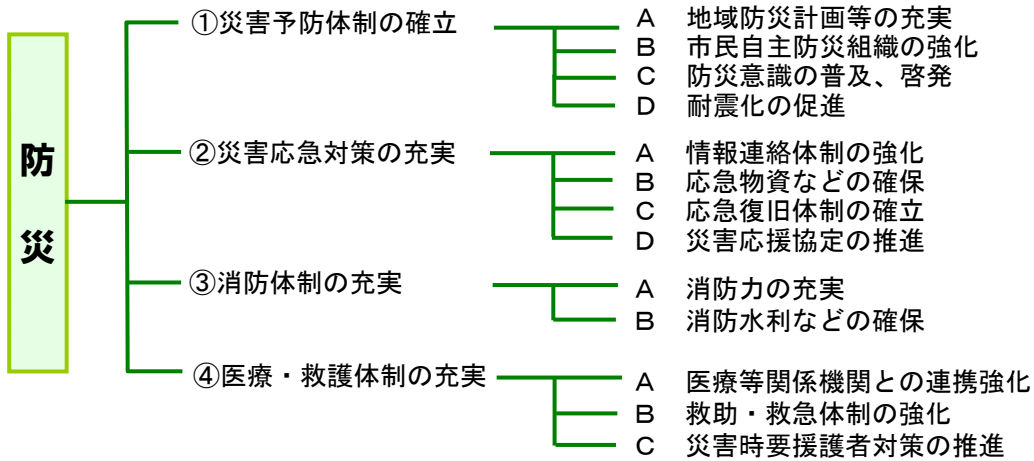
【現状】

- ◇本市では、自主防災組織の育成、強化に努め、平成 13 年（2001 年）度に 89 組織だった自治会の自主防災組織数は、平成 21 年（2009 年）8 月現在、99 組織となり、すべての自治会に組織するという目標を達成しました。
- ◇本市では、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化を計画的に進めています。また、災害対策の中心施設となる市役所本庁舎は、必要とされる耐震基準を上回る耐震性を有しています。
- ◇災害時における情報体制の確立のため、平成 17 年（2005 年）度には東京都防災情報システム、平成 19 年（2007 年）度には緊急情報ネットワークシステム（Em-Net:エムネット）、平成 22 年（2010 年）度には全国瞬時警報システム（J-ALERT:ジェイアラート）を導入しました。また、携帯メール情報サービスやエリアメールの活用にも取り組み、災害時における市民への迅速な情報連絡体制の確立を進めています。
- ◇緊急時の応援体制を確立するため、近隣市町村をはじめ、群馬県館林市と自治体間応援協定を締結しています。
- ◇災害時における応急物資については、計画的な備蓄に努めています。このうち、備蓄食糧については、備蓄計画に対し、ほぼ 100%の充足率となっています。

【課題】

- ◎応急復旧体制をさらに充実していくため、BCP（Business Continuity Plan:業務継続計画）の策定や、事業所や関係団体、他の自治体との応援協定などの拡大に努めていく必要があります。
- ◎公共施設は、多くの市民が利用し、また、災害時には避難場所や応急対策の活動場所にもなることから、積極的な耐震化が必要となっています。
- ◎災害時の情報伝達手段として防災行政無線の機能強化に努めていますが、今後も、難聴地域の解消に努め、デジタル化の検討を進める必要があります。
- ◎常備消防のさらなる充実を求めていくとともに、非常備消防については消防団員の確保と育成、装備や施設の維持向上に努め、消防体制を強化していくことが必要です。
- ◎災害時における医療・救護体制の確立のため、引き続き関係機関との連携強化、災害時要援護者への対応を充実していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
<p>①災害予防体制の確立</p>	<p>A 地域防災計画等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画については、総合防災訓練や震災時図上演習の実施などにより具体的な検証に努めるとともに、国や都の計画の状況などにも配慮し、必要に応じた見直しをはかり、より実効性のあるものとしていきます。 ○災害時の初動体制をより確実なものとするため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時における市民生活への影響を最小限にできるように努めます。 ○鳥インフルエンザなどへの危機管理体制の確立に向けた対応計画の検討を進めます。 <p>B 市民自主防災組織の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、市民の自主的な防災活動を支援し、自治会などを中心とした自主防災組織の育成、強化に努めます。 ○引き続き自主防災組織の結成に努めるとともに、市民の自主防災組織への加入を促進します。 <p>C 防災意識の普及、啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き防災訓練や防災研修会などの開催や、立川市と共同で購入した起震車の有効活用などに努め、防災意識の普及、啓発をはかります。 ○広報紙や防災マップ、ホームページなどを活用し、避難場所などの周知に努めます。 ○災害による被害を少しでも少なくするため、消防関係機関との連携のもとに、地域における予防活動と応急活動の推進に努めます。

	<p>D 耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の公共施設のうち、耐震性の基準を満たしていないものについては、災害時の活動拠点や避難所となる施設を優先し、計画的な耐震化を進めます。 ○災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、住宅・建築物の所有者や管理者が主体的に耐震の取り組みができるような環境の整備に努めます。
<p>②災害応急対策の充実</p>	<p>A 情報連絡体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の情報連絡体制の確立に向け、全国瞬時警報システム（J-ALERT:ジェイアラート）や携帯メール情報サービス、エリアメールの活用をはかります。 ○防災行政無線（同報系）の難聴地域の解消に努めるとともに、無線設備のデジタル化に向けた検討を進め、災害時の情報連絡体制の強化をはかります。 <p>B 応急物資などの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の応急物資として、引き続き非常用食料の備蓄と飲料水、防災用資機材などの確保をはかります。 ○災害時に応急物資などが効率的に活用できるように、備蓄倉庫などの増設を含め、保管施設の適切な維持、管理をはかります。 ○関係団体相互の連携、協力を得ながら、生活必需品の優先的な供給体制の確立に努めます。 <p>C 応急復旧体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災関係機関との連携をはかりながら、昭島ボランティアセンターを中心として、災害ボランティアの受け入れ体制の確保をはかります。 ○二次災害を防ぐため、応急危険度判定員のさらなる確保に努めます。 <p>D 災害応援協定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧体制の確立に向け、関係団体との応急業務協定の締結拡大をはかります。
<p>③消防体制の充実</p>	<p>A 消防力の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常備消防については、複雑化、多様化する災害に的確かつ迅速に対応できるよう、現有消防力の維持、拡充について東京都に要請していきます。 ○非常備消防（消防団）については、団員の確保と育成に努めるとともに、装備や施設の維持向上に努め、消防体制の強化・充実に努めます。 <p>B 消防水利などの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き水利の不足する地区を中心として、防火貯水槽や消火栓の増設をはかるとともに、街頭消火器の設置促進に努めます。

④医療・救護体制の
充実

A 医療等関係機関との連携強化

○災害発生直後の医療・救護体制の確保をはかるため、引き続き医療等関係機関との連携強化をはかるとともに、あらたに、犬や猫などのペットの救護をはかるため、獣医師会との連携に向けた協議を進めます。

B 救助・救急体制の強化

○災害発生直後の救助・救急活動を推進するため、関係機関と連携し、必要な医薬品や医療資機材の確保に努めるとともに、救助資機材などの整備、充実をはかり、救助・救急体制の強化に努めます。

C 災害時要援護者対策の推進

○一人暮らしの高齢者や寝たきりの方など、災害時に自らを守ることが困難な災害時要援護者については、登録制度などの活用を努め、行政と地域が一体となって安全の確保に取り組んでいく環境の整備をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
災害時の避難場所を知っている市民の割合	32.0% ※1	50.0%	70.0%

※1 市民意識調査（平成22年1月）による

(2) 防犯

【施策の目指す姿】

地域ぐるみで防犯活動が行われ、犯罪のない明るい地域社会で、市民が安心して暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

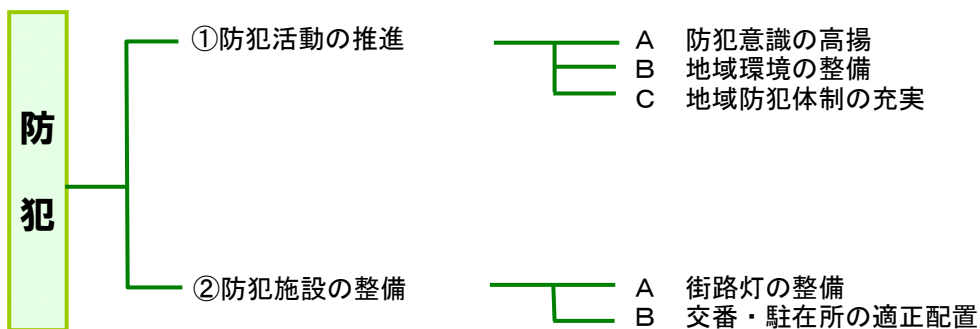
◇青色パトロール車による広報活動や小学校地区委員会や中学校地区連絡会による安全パトロールなどの実施により地域環境の整備に向けた取り組みを進めています。

【課題】

◎地域住民が非行防止活動に参加しやすい環境を整備し、家庭、学校、地域が一体となって非行防止に取り組むことが求められています。

◎街路灯の計画的な整備や交番・駐在所の適正配置などに配慮し、防犯施設の充実をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①防犯活動の推進	<p>A 防犯意識の高揚</p> <p>○犯罪を未然に防止し、明るい地域社会を築くため、広報活動や市民参加による防犯活動を展開し、市民の防犯意識の普及、高揚に努めます。</p> <p>B 地域環境の整備</p> <p>○家庭、学校、地域が一体となって地域環境の整備に取り組み、明るく健全な地域社会づくりの推進に努めます。</p> <p>C 地域防犯体制の充実</p> <p>○防犯協会や自治会、警察署などの関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。</p>
②防犯施設の整備	<p>A 街路灯の整備</p> <p>○夜間の犯罪防止と歩行者などの安全を確保するため、引き続き街路灯の計画的な整備と適切な維持管理に努めます。</p> <p>B 交番・駐在所の適正配置</p> <p>○多様化する犯罪から市民の安全を守るため、市街化の状況や地域性などを考慮し、交番・駐在所の適正配置と防犯パトロールの強化を関係機関に要請します。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
刑法犯認知件数	2,020件 ※1	1,750件	1,500件

※1 警視庁統計資料（平成20年）による

(3) 交通安全

【施策の目指す姿】

誰もが、安心して快適に通行できる交通環境が整備され、交通事故が少ない安全なまちになっています。

【現状と課題】

【現状】

◇本市では、交通安全宣言都市として、警察署や交通安全協会などと協力し、交通安全教育の推進をはかるとともに、ポスターや横断幕の掲示や街頭キャンペーン等による広報活動、交通安全市民のつどいの開催など、交通安全に対する啓発活動に取り組んでいます。また、歩行者通行帯の確保や交通安全施設の計画的な整備など施設面での交通安全確保にも努めています。

◇平成 20 年（2008 年）中に東京都内で発生した交通事故件数は 61,525 件で、人口 1,000 人あたり 4.92 件となっています。昭島警察署管内の発生件数は 525 件、人口 1,000 人あたり 4.75 件で、東京都内の状況を下回ってはいますが、多摩地区 19 警察署管内でみると、平均（4.44 件）を上回っています。

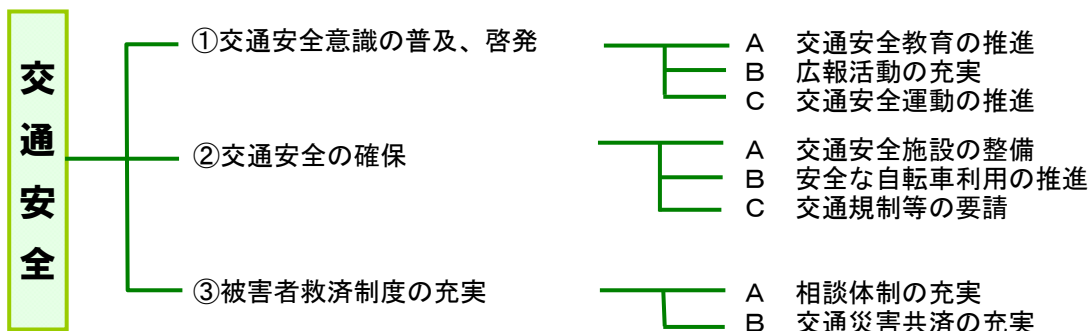
【課題】

◎高齢者や子どもへの重点的な交通安全教育の実施や市民が主体的に参加し推進できる交通安全の仕組みづくりが課題となっています。

◎誰もが安全に安心して通行できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設の整備や効果的な交通規制、年齢に応じた交通安全教育等を推進する必要があります。

◎交通災害の救済については、引き続き相談体制や共済制度の充実をはかっていく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①交通安全意識の普及、啓発	<p>A 交通安全教育の推進</p> <p>○関係機関と協力し、保育園、幼稚園、小中学校、老人クラブ、事業所などを対象とした交通安全教育を推進します。</p> <p>B 広報活動の充実</p> <p>○交通安全意識の普及、啓発をはかるため、広報紙、広報ポスターや街頭キャンペーンなどを活用し、広報活動の充実に努めます。</p> <p>C 交通安全運動の推進</p> <p>○引き続き春・秋の交通安全運動の推進に努めるとともに、市民が主体的に参画し、推進する市民参加型の交通安全運動の展開をはかります。</p>
②交通安全の確保	<p>A 交通安全施設の整備</p> <p>○ユニバーサルデザインを踏まえ、交通安全施設や路面表示、街路灯などの整備を進めるとともに、必要に応じて、道路構造の改善などにも努めます。</p> <p>B 安全な自転車利用の推進</p> <p>○安全で快適に自転車が利用できるように、道路環境や自転車駐車場の整備に努めます。また、自転車の安全な利用方法などの普及、啓発を進めます。</p> <p>C 交通規制等の要請</p> <p>○安全で円滑な交通環境を確保するため、地域の住民と協力し、引き続き関係機関に対し、地域の実状にあった交通規制の実施や踏切の改善について要請していきます。</p>
③被害者救済制度の充実	<p>A 相談体制の充実</p> <p>○関係機関との連携と協力により、引き続き交通事故相談を実施します。</p> <p>B 交通災害共済の充実</p> <p>○交通災害共済制度の充実に向け、引き続き加入の促進に努めます。</p>

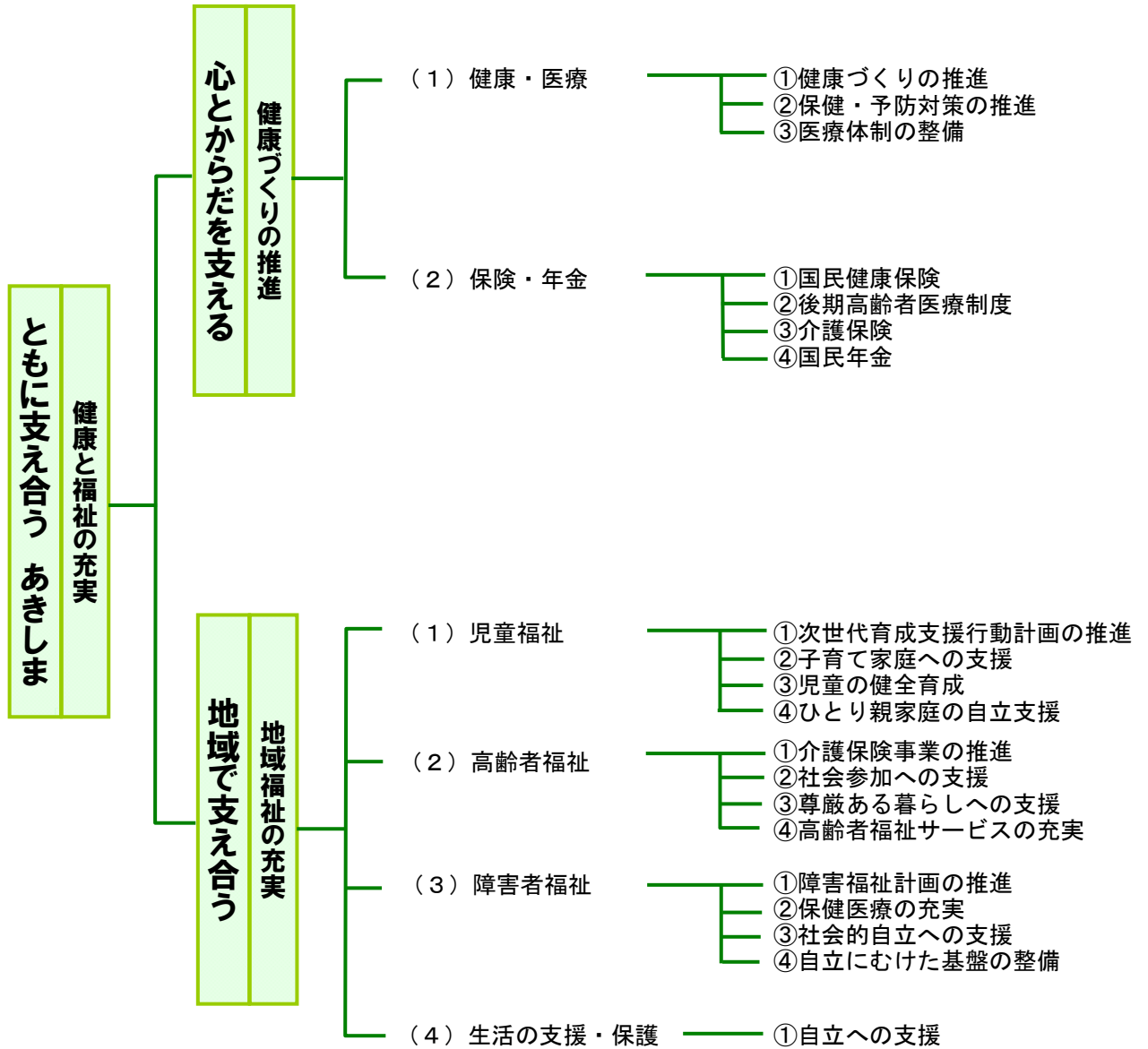
【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
交通事故発生件数	471件 ※1	450件	425件

※1 交通対策担当（平成21年）による

第2章

ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）



1 心とからだを支える（健康づくりの推進）

（1）健康・医療

【施策の目指す姿】

すべての市民が生涯にわたり、健康で明るく元気に、いきいきと暮らしています。

【現状と課題】

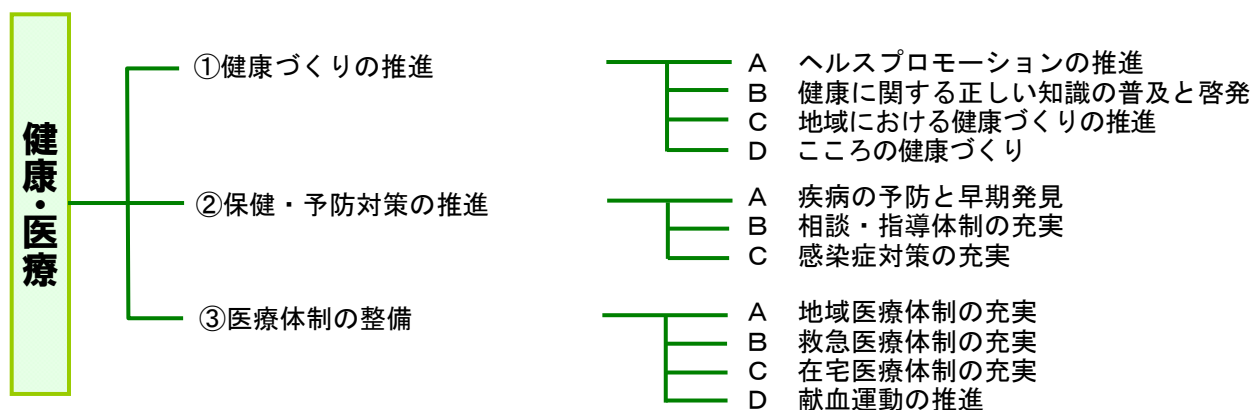
【現状】

- ◇平成 21 年（2009 年）3 月末日現在の市内の病院等の数は 132 箇所、病院が 7 箇所、診療所が 65 箇所、歯科診療所が 60 箇所となっています。
- ◇平成 20 年（2008 年）の本市の死因別死亡者数を見ると、第 1 位ががん、第 2 位が心臓病、第 3 位が脳血管疾患となっており、がんによる死亡者数は全体の約 33.0%を占めています。
- ◇市民の健康意識の高まりを受け、健康に関する正しい知識の普及や健康教育の充実に取り組み、「自らの健康は自ら守る」という意識啓発を進めています。
- ◇健康フェスティバルや生活習慣病予防のための教室の実施など、市民が主体的に健康づくりに取り組めるイベントや健康教室の開催に努めています。
- ◇疾病の予防や早期発見のため、健康相談や保健指導、各種検診の充実に努めています。
- ◇健康づくりの目的は、単に「長く生きること」から「より高い生活の質を維持しながら、より長く地域で自立した生活をおくること」へと変化してきています。

【課題】

- ◎市民の健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）を伸ばし、主観的健康感（現在の健康状態についての本人の自己評価に基づく健康度指標）を向上することにより、市民の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ：Quality of Life）を高めていくことが必要です。
- ◎三大死亡原因のがん、心臓病、脳血管疾患は、生活習慣に起因していることが明らかになっています。健康を増進し疾病を予防するため、栄養、運動、休養などにかかわる生活習慣の改善を積極的に行うことが求められています。
- ◎年齢や性別にかかわらず市民の誰もが気軽に参加できるよう、地域での健康づくり活動を支援し、その充実をはかることが必要です。
- ◎新型インフルエンザの流行など健康危機事例が発生している社会状況のなか、健康危機管理体制の整備が課題となっています。
- ◎身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるように、かかりつけ医づくりを推進し、休日・夜間診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の整備を進めることが必要です。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①健康づくりの推進	<p>A ヘルスプロモーションの推進</p> <p>○ヘルスプロモーション（市民が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス）の考え方にに基づき、市民自らの主体的な取り組みによる健康づくりが、より効果的で、より容易に達成できる環境の整備を進めます。</p> <p>B 健康に関する正しい知識の普及と啓発</p> <p>○健康教育、健康学習の充実をはかり、健康に関する正しい知識の普及に努め、市民一人ひとりが「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を持てるように、その意識啓発を進めます。</p> <p>C 地域における健康づくりの推進</p> <p>○健康づくりに関する地域の活動を支援し、市民の自主性を基本とした健康づくりを地域に定着させ、市民と協働しながら、市民の健康の保持・増進をはかります。</p> <p>○心身ともに健康であるためには、人と人とのつながりのなかで、互いに支え合いながら、地域で一緒に暮らしていくことが大切です。地域のネットワークと交流の充実をはかり、健康な暮らしを支える地域づくりを進めます。</p> <p>D こころの健康づくり</p> <p>○市民がこころの健康の大切さを正しく理解し、あらゆる年代で経験するさまざまなストレスに適切に対応し、こころの健康を維持していくため、関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実に努め、こころの健康についての普及・啓発をはかります。</p>

**②保健・予防対策の
推進**

A 疾病の予防と早期発見

- 健康相談や健康診査の充実をはかり、生活習慣に起因する健康リスクの早期把握に努めるとともに、生活習慣の改善のための理解と実践を促し、生活習慣病の発症予防に努めます。
- 妊産婦、乳幼児、高齢者など、対象者に応じた栄養指導や健康診査、各種検診の充実をはかり、疾病の予防と早期発見に努めます。

B 相談・指導体制の充実

- 生涯を通じて心身の健康が保持され、生活の質が維持されたまま地域で自立して暮らしていけるように、健康相談や保健指導の充実努めます。
- 妊産婦や新生児に対する訪問指導の充実をはかり、妊娠期から出産直後の支援に努めます。
- 乳幼児健診などで保護者への適切な保健指導を実施し、子どもの発達支援の充実努めます。

C 感染症対策の充実

- 感染症に対する正しい知識の普及に努め、感染症に対する誤解や偏見のない社会づくりを進めます。
- 感染症の発生や流行を防止するため、関係機関の協力のもと、保護者などの理解を得ながら、各種予防接種の接種率の向上に努めます。
- 食中毒や感染症など、不測の健康危機に備え日頃からその予防に努めるとともに、発生時には迅速で的確な対応がとれる体制の整備に努めます。

③医療体制の整備

A 地域医療体制の充実

- 誰もが身近な地域で、気軽に健康相談や診療を受けられるように、地域の健康相談や医療の窓口となる「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」づくりを推進します。
- 誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるように、医療機関相互の連携の強化について、関係機関に要請します。

B 救急医療体制の充実

- 休日や夜間などの診療時間外における比較的軽症患者に対する診療を確保していくため、関係機関の協力のもと、休日・休日準夜応急診療の充実努めるとともに、夜間診療体制について検討します。
- 急病や災害発生など、緊急時に病状に応じた適切な医療が迅速に受けられるように、関係機関と協力して、救急医療体制の整備に努めます。

C 在宅医療体制の充実

- 障害や疾病があっても、住みなれた地域で暮らしていくことができるように、保健、医療と福祉の連携のもと、関係機関と協力し、在宅療養の支援に努めます。
- 在宅療養者の生活の質の向上を目指し、心身の機能維持や回復に向けた訪問指導の充実に努めます。

D 献血運動の推進

- 少子・高齢化にともない献血可能人口が減少する一方、血液需要は増加する傾向にあります。医療に必要な血液や血液製剤が不足することがないように、引き続き、献血推進協議会を母体として、より広く市民に献血への理解と協力を呼びかけていきます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
健康教育事業参加者数	1,478 人 ※1	1,600 人	1,800 人

※1 健康課（平成21年度）による。

(2) 保険・年金

【施策の目指す姿】

保険や年金などの仕組みが安定し、充実して、市民の誰もが安心して暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

■国民健康保険

- ◇国民健康保険制度は、いつでも、どこでも、誰でもが、適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を支える柱の一つですが、勤務先の健康保険などに加入していない方を対象とした地域医療保険であるため、高齢の方や低所得の方を多く抱える構造となっており、その財政運営は非常に厳しいものとなっています。
- ◇平成 21 年（2009 年）度の国民健康保険の被保険者数（年間平均）は 33,599 人、加入者一人あたりの療養費は 258,543 円で、制度の運営費（国民健康保険特別会計の歳出総額）は約 111 億 1 千万円となっています。
- ◇平成 20 年（2008 年）度から、40 歳から 74 歳までの加入者に対し、生活習慣病の予防を目的として特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

■後期高齢者医療制度

- ◇今後、大きく伸びると見込まれる高齢者の医療費を現役世代と高齢者で支え合う仕組みとして、後期高齢者医療制度が平成 20 年（2008 年）度から実施されました。制度の対象となるのは 75 歳以上の方や一定の障害がある 65 歳以上の方で、平成 22 年（2010 年）3 月末の被保険者数は、9,652 人となっています。
- ◇後期高齢者医療制度では、東京都の 62 区市町村すべてが参加する東京都後期高齢者医療広域連合を運営主体とし、給付費の約 5 割を公費、約 4 割を現役世代からの支援金、約 1 割を高齢者の保険料でまかなっています。

■介護保険制度

- ◇介護保険制度は、高齢化が進展するなか、老後の不安や介護問題を解消するため、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年（2000 年）4 月に創設されました。
- ◇介護保険の創設により、介護サービスの提供基盤が整備され、また、在宅サービスを中心に、利用者数も急速に増加するなど、介護保険制度は市民の老後を支える仕組みとして、広く定着しています。
- ◇平成 21 年（2009 年）度の介護保険の給付費の総額は約 53 億 1 千万円で、平成 22 年（2010 年）3 月末現在の介護認定状況（介護認定を受けた方の総数）は 3,803 人となっています。

■国民年金

- ◇国民年金は、国民の生活を保障するため、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三つの基礎年金を支給する公的年金制度で、20歳から60歳になるまでの人は、すべて国民年金の加入者となります。
- ◇国民年金の運営は、「世代と世代の支え合い」という相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによってまかなわれています。
- ◇平成21年（2009年）度の国民年金の第一号被保険者は27,551人、受給者は20,605人で、給付総額は約131億7千万円となっています。

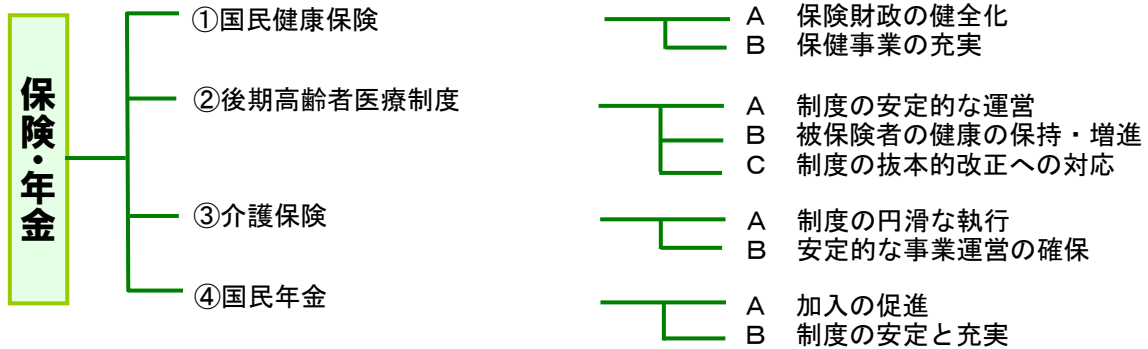
■制度の改正

- ◇現在、国においては後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を平成25年（2013年）度に開始するため、具体的な検討を進めています。
- ◇市町村が保険者となっている国民健康保険では、平成22年（2010年）5月に法律が改正され、事業の運営の広域化や財政の安定化を推進するため、都道府県が区市町村に対する広域化等支援方針を定めることができることとなり、東京都は現在、策定に向けた検討を進めています。

【課題】

- ◎国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していくため、保険税収納率の向上に努めるとともに、医療費適正化を推進していくことが必要となっています。
 - ◎後期高齢者医療制度は、施行当初は、制度の説明不足などにより、市民に混乱が生じた経過もあり、引き続き、高齢者の方々に配慮した制度の周知が求められています。
 - ◎介護保険制度が市民に定着する一方で、サービス利用の大幅な伸びにより、費用も急速に増大しています。少子・高齢化がますます進展するなかで、介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことが求められています。
 - ◎国民年金については、制度に対する市民の信頼の確保に努めることが必要です。また、世代を超えて安定的に運営される制度として、その充実が求められています。
 - ◎制度の見直しにあたっては、高齢者のための新たな医療制度が国民皆保険を維持し、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるとともに、持続可能な制度となるよう、注視していく必要があります。
-

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①国民健康保険	<p>A 保険財政の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口座振替の利用促進や休日・夜間納税窓口の開設など加入者が納税しやすい環境づくりを進め、収納率の向上に努めます。 ○生活習慣病の予防に努め、医療費の適正化をはかります。 ○国民健康保険制度がおかれた厳しい状況について、適切な広報と周知に努め、市民（被保険者）の理解と協力を求めています。 ○医療保険制度の抜本的改革と国民健康保険事業の財政基盤の安定化について、引き続き、国や東京都に要請します。 ○東京都が策定を検討している広域化等支援方針については、その的確な対応がはかれるよう準備を進めます。 <p>B 保健事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康の保持増進のため、保健活動の推進をはかり、疾病の予防に努めます。 ○健康管理に関する啓発活動を推進するとともに、保健衛生思想の普及、啓発に努めます。
②後期高齢者医療制度	<p>A 制度の安定的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都後期高齢者医療広域連合との役割分担に基づき、それぞれの責任を果たすと同時に、連絡調整を密にはかり、効率的、効果的な事務処理を進め、制度の安定的な運営をはかります。 ○引き続き、さまざまな機会をとらえ、後期高齢者医療制度についての周知をはかるとともに、制度の身近な窓口として、相談業務などの充実に努めます。

	<p>B 被保険者の健康の保持・増進</p> <p>○東京都後期高齢者医療広域連合との連携をはかりつつ、健康診査事業を実施し、実施後の健康相談や健康教室の提供に努め、被保険者の健康の保持・増進をはかります。</p> <p>C 制度の抜本的改正への対応</p> <p>○現在検討が進められている、新たな高齢者医療制度の動向について、注意深く情報の収集にあたり、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じないように、適切な準備や市民への周知の徹底をはかります。</p>
<p>③介護保険</p>	<p>A 制度の円滑な執行</p> <p>○介護保険制度の運営の基本である介護保険事業計画に基づき、適切な事業の執行体制及び計画的な介護サービス提供体制の確立に努めます。</p> <p>○介護認定審査会の適切な運営をはかり、審査判定業務の迅速で効率的な実施に努めます。</p> <p>B 安定的な事業運営の確保</p> <p>○介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、介護予防の重視を基本とした制度運営をはかり、被保険者の介護予防や介護状態の改善に努めます。</p> <p>○制度の安定的な運営に向け、的確な要介護認定に基づく適正な給付をはかるとともに、負担の公平化の視点や保険料収納と保険給付のバランスにも配慮し、財源の確実な確保に努めます。</p> <p>○安定的な事業運営のための財政措置などについて、引き続き、関係機関に要請します。</p>
<p>④国民年金</p>	<p>A 加入の促進</p> <p>○国民年金制度の適切な周知をはかり、市民の信頼の回復と加入の促進に努めます。</p> <p>○口座振替の利用を進め保険料の納付促進をはかるとともに、納付困難な被保険者を対象とする相談の実施などに努めます。</p> <p>B 制度の安定と充実</p> <p>○日本年金機構との効率的な連携をはかり、年金加入の促進や保険料未納者の解消と納付率の向上に努めます。</p> <p>○年金記録問題の早期解決や、安心して暮らせる年金の実現に向けた制度の充実を関係機関に要請します。</p>

2 地域で支え合う（地域福祉の充実）

（1）児童福祉

【施策の目指す姿】

子育てや子どもの自立を地域ぐるみで支援し、子育てしやすい環境のもと、子どもたちが元気で健やかに成長しています。

【現状と課題】

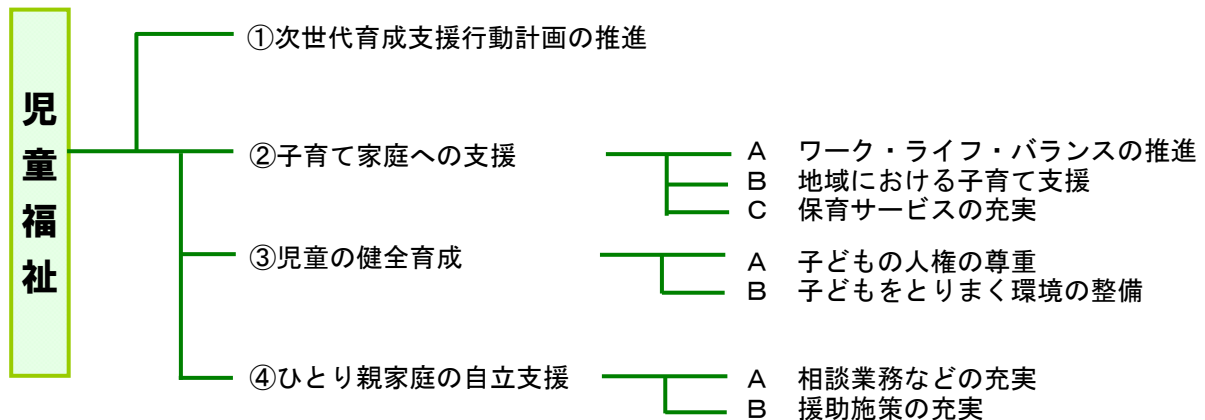
【現状】

- ◇人口の推移がほぼ横ばいの増加傾向を続けるなか、0歳から14歳までの年少人口は平成18年（2006年）をピークに減少傾向を示し、また、出生数も減少傾向を示すものと見込まれ、本市においても少子化傾向は顕著となっています。
- ◇核家族化が進行し、地域社会において共同体としての機能が低下するなか、子育てが孤立し、その負担感が増大する傾向が見受けられます。とりわけ市内で就学前の子どもを持つ女性の半数以上が家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ母親も少なくありません。
- ◇本市では、両親が安心して子育てをすることができ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、次世代育成支援行動計画に基づき総合的な施策を展開しています。
- ◇市内の保育園は20箇所、定員は2,467名ですが、入所児童数は、ここ数年定員をオーバーする傾向を示しています。また、幼稚園は7園、定員は1,440名ですが、在園児童数は減少傾向を示しています。
- ◇学童クラブについては、小学校15校すべてに開設しており、平成21年（2009年）4月1日の定員は760名となっていますが、200名を超える待機児童が生じました。これを受け、第2学童クラブの設置をはかるなど待機児童の解消に努め、平成22年（2010年）4月1日の定員は940名となっています。
- ◇平成21年（2009年）に実施したアンケート調査（昭島市次世代育成支援に関するニーズ調査）によると、子育てと仕事の両立をはかるために必要なものは、「家族の協力」、「職場の理解と協力」、「保育園の定員増」の順となっています。
- ◇児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、その防止に向けた取り組みを継続しています。本市（子ども家庭支援センター）の児童虐待に関する相談件数は横ばい状況ですが、全国的には、児童相談所における相談件数は増加を続け、子どもの生命が奪われるような重大な事件も発生しています。

【課題】

- ◎ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向け、子育てと仕事の両立をはかるために、父親の子育て参加など家族の協力や子育て支援対策としての職場環境の改善などが求められています。
- ◎保育園及び学童クラブの待機児童の解消に努めるとともに、おのこの家庭のニーズに対応したサービスの提供をはかり、子育て家庭が孤立することのないように、行政と地域が連携して子育てを支えるなど、子育てしやすい環境の整備を進める必要があります。
- ◎児童虐待については、関係機関との連携強化をはかり、児童虐待の「発生予防」と「早期発見・早期対応」を徹底するとともに、発生した場合には、虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に努め、切れ目のない総合的な対応により、子どもの人権を尊重していくことが求められています。
- ◎子どもたちは、次世代を担い、社会を支えていく原動力です。子どもたちの豊かな人間性と生きる力を育み、次世代の親づくりの視点から、子どもの自立支援に取り組む必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①次世代育成支援行動計画の推進	<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、親たちが安心して子育てができる社会を目指して、次世代育成支援行動計画の総合的な推進をはかります。</p>
②子育て家庭への支援	<p>A ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発活動を推進していくとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるように、事業者に対する情報提供と周知に努めます。 ○子育て中の家族が仕事と家庭を両立できるよう、ファミリーサポートセンター事業を推進します。 ○男性も、女性も、ともに仕事と子育てを両立させていくため、父親の育児参加に向けた意識啓発や情報の提供に努めます。 <p>B 地域における子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する不安や悩みの解消に向け、相談体制や情報提供の充実をはかるとともに、地域における親子の交流や学習の場の提供に努めます。 ○子育てボランティアや子育てグループの活動を支援し、地域の育児力の向上をはかり、地域が一体となって子育てを支える体制の充実に努めます。 ○安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども家庭支援センターや子育てひろばの充実に努めます。 <p>C 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育園の増築や分園の新設、既存施設の有効活用や弾力的な運用により定員枠の拡充をはかり、待機児童の解消に努めます。 ○子どもの利益が最大限尊重されるように配慮しながら、延長保育、病後児保育、一時保育など、子育て家庭の事情に応じた多様な保育サービスの提供に努めます。 ○学童クラブについては、市民ニーズの動向を踏まえながら、第2学童クラブの開設などにより、待機児童の解消をはかるとともに、施設の適切な維持・管理に努めます。 ○幼稚園において、通常の教育時間外に、保護者の希望に応じて一定時間園児を預かり保育を実施する、預かり保育事業の推進をはかります。
③児童の健全育成	<p>A 子どもの人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満のすべての子どもの人権の尊重と保護の促進を目指した「児童の権利に関する条約」の周知と啓発に努めます。

	<p>○要保護児童対策地域協議会の活動をとおして、関係機関の連携と協力を推進するとともに、子どもを守る地域のネットワークの充実に努め、保護の必要な児童の早期発見と適切な支援に努めます。</p> <p>○子ども家庭支援センターに虐待対策ワーカーを配置し、児童虐待の予防・早期発見・救出・支援の活動を進めます。</p> <p>○養育上の問題を抱える家庭の把握に努め、支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携により、家庭全体の総合的な支援に努めます。</p> <p>B 子どもをとりまく環境の整備</p> <p>○子どもたちの意見を取り入れた事業の展開など、児童センターにおける事業の充実ははかるとともに、既存施設を積極的に活用し、子どもたちが心地よく過ごせる「居場所」づくりを進めます。</p> <p>○家庭や地域の教育力の向上に向けた支援に努め、家庭、学校、地域の連携と協力により、子どもたちがいきいきと育つ教育環境づくりを推進します。</p> <p>○児童・生徒が身近なところで、いろいろな問題について気軽に相談やカウンセリングが受けられる環境の整備に努めます。</p> <p>○公園や児童遊園の適切な維持・管理に努め、児童の健全で安全な遊び場の提供に努めます。</p>
<p>④ひとり親家庭の自立支援</p>	<p>A 相談業務などの充実</p> <p>○ひとり親家庭に対しては、支援策の情報提供や、幅広い相談業務の実施など、ひとり親家庭の親子が安心して生活していけるように、きめ細かい対応を推進します。</p> <p>B 援助施策の充実</p> <p>○ひとり親家庭の経済的な安定と生活の自立をはかるため、母子福祉資金貸付事業やホームヘルプサービス事業などの援助施策の充実に努めます。</p> <p>○引き続き、ひとり親家庭に対する手当や医療費助成の充実を関係機関に要請します。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
保育園の定員数	2,467人 ※1	2,530人	2,600人
学童クラブの定員数	940人 ※2	1,050人	1,070人

※1 子育て支援課（平成21年度）による。

※2 子ども育成課（平成22年4月1日）による。

(2) 高齢者福祉

【施策の目指す姿】

高齢者が健康で生きがいを持ち、地域でいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

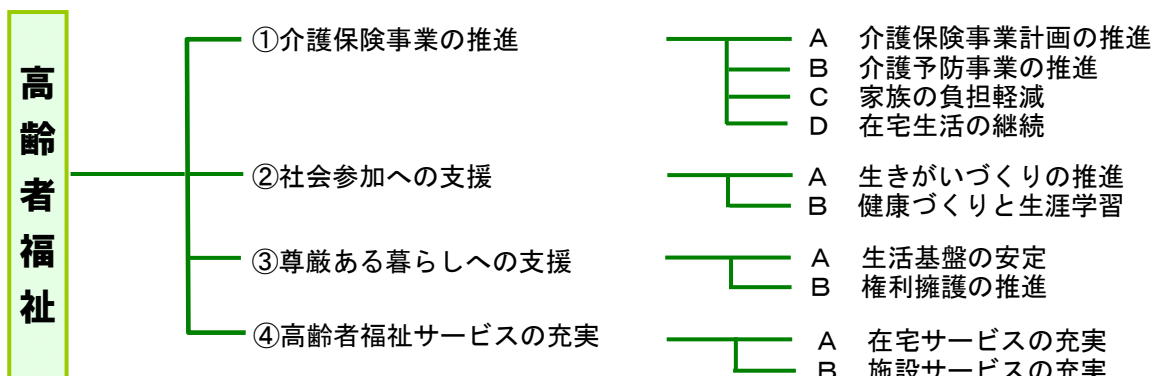
【現状】

- ◇総合基本計画の策定に関し実施した人口推計では、高齢者人口は今後も増加を続け、計画の目標年度である平成 32 年（2020 年）度には、33,000 人を超え、人口全体の約 3 割を占めることとなります。そのうち後期高齢者（75 歳以上の高齢者）は約 17,000 人で、高齢者の二人に一人は後期高齢者となります。
- ◇核家族化も進展しています。国勢調査によると、平成 7 年（1995 年）から平成 17 年（2005 年）の 10 年間で、高齢者のひとり暮らし世帯は約 1,700 世帯から約 3,500 世帯へと倍増し、高齢夫婦世帯も約 1,600 世帯から約 4,000 世帯へと 2.5 倍に増加しています。高齢者のいる世帯のうち約 6 割の世帯が高齢者のひとり暮らし又は高齢夫婦世帯となっています。
- ◇平成 22 年（2010 年）3 月末時点の要介護認定者は 3,663 人で、介護給付対象者（要介護 1～5）は 2,946 人、予防給付対象者（要支援 1、2）は 717 人となっています。
- ◇本市では、介護保険法に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体のものとして「昭島市介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉の計画的な推進をはかっています。

【課題】

- ◎高齢化や核家族化の進展にともない、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は増加しています。高齢者が在宅で安心して生活を継続していくため、ボランティアなど地域の資源を活用し、家庭で介護を担う家族を支援する施策の充実が必要となっています。
- ◎超高齢社会を迎え、要介護や認知症の高齢者が増加するなか、行政と地域、家庭が連携し、協力して、高齢者が住みなれた地域で、健康で自立した生活が継続できるように、高齢者の在宅生活を適切に支援する仕組みが必要となっています。
- ◎高齢者だけでなく市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることの必要性を自覚し、若年期から積極的な健康づくりに努め、疾病予防や介護予防に長期的に取り組むことが求められています。
- ◎介護を必要とする状態となっても、一人ひとりの高齢者が、それぞれ尊厳を持って、その人らしい暮らしを自らの意思で実現できる環境づくりが課題となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①介護保険事業の推進	<p>A 介護保険事業計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助・公助を基本に、高齢者がいきいきと暮らすまちを目指し、介護保険事業計画の推進をはかります。 ○介護保険事業を安定的に運営していくため、適切な要介護認定と適正な給付をはかるとともに、計画の推進状況の点検・評価を経常的に実施し、課題を整理・検討し、事業の改善に努めます。 <p>B 介護予防事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の疾病予防と寝たきり・認知症などの介護予防に関する情報の提供やイベントの実施などに努め、その普及・啓発をはかります。 ○地域包括支援センターの機能強化をはかり、特定高齢者（近い将来に要支援・要介護状態となる可能性のある 65 歳以上の高齢者）や軽度の認定者（要支援 1 又は 2 の認定者）に対して効果的で適切な介護予防サービスの提供に努めます。 ○地域包括支援センターを中心とし、地域の団体や関係機関との連携をはかり、特定高齢者と軽度の介護認定者の一貫性・連続性のある介護予防マネジメントの実施に努めます。 <p>C 家族の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家族介護者が安心して介護ができる環境づくりに向け、窓口相談や訪問相談の充実をはかるとともに、講習会の実施などにより、家庭での適切な介護方法の普及に努めます。 ○高齢者を介護する家族に対する心身のリフレッシュや介護を慰労する事業の充実に努めます。 ○介護サービスの利用者が必要なときに円滑にサービスを利用することができるように、さまざまな方法と機会により、わかりやすい情報の提供に努めます。

	<p>D 在宅生活の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護が必要となっても安心して地域で暮らしていけるように、地域包括支援センターを拠点に、地域ケア体制の充実をはかり、生活全体を包括的、継続的に支えていくケアマネジメントを推進します。 ○市民が身近な地域で介護や介護予防のサービスが受けられるように、地域密着型サービスの充実をはかります。 ○認知症高齢者に対する適切な知識や情報の普及と啓発に努めるとともに、認知症高齢者サポーターを中心としたネットワークづくりを進めます。
<p>②社会参加への支援</p>	<p>A 生きがいつくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の社会参加に関する情報の提供や、保健福祉センターや高齢者福祉センターなどを活用した各種教室や講座の開催などを進め、高齢者の生きがいつくりの場と機会の拡大に努めます。 ○地域の高齢者が自主的に組織する老人クラブなどの活動を支援し、組織の育成に努め、会員間の交流だけでなく地域住民との交流、世代間の交流などの推進をはかります。 ○昭島ボランティアセンターと連携し、高齢者のボランティア活動の推進と支援に努め、高齢者の経験や知識が地域で有効に活用される環境の整備をはかります。 <p>B 健康づくりと生涯学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に適したスポーツやレクリエーションの振興と指導者の養成に努め、高齢者の健康の増進をはかります。 ○健康管理の必要性について普及と啓発に努め、介護予防への参加を促し、高齢者の生活機能の維持・向上をはかります。 ○実りある高齢期を過ごせるように、学習の機会や場の提供に努めるとともに、高齢者のさまざまな知識や趣味などを活かした自主的な学習活動に対する支援をはかります。
<p>③尊厳ある暮らしへの支援</p>	<p>A 生活基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の経済的不安を解消し、安定した生活を確保するため、社会保障制度の充実を関係機関に要請します。 ○シルバー人材センターなどを活用し、健康で働く意欲のある高齢者への支援をはかります。 ○高齢者が安心して生活できるように、日常生活全般にわたる各種相談業務の充実を努めます。

	<p>B 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の虐待防止に向け、高齢者虐待防止法の趣旨の周知をはかるとともに、介護サービスの従事者などに対しては、虐待防止に関する研修機会の確保に努めます。 ○関係機関との連携により、虐待防止ネットワークの整備を進め、高齢者虐待の予防と早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者への適切な支援をはかります。 ○社会福祉協議会による「成年後見制度」や「地域権利擁護事業」の周知に努め、これらの活用により、判断能力の低下した高齢者の地域生活の支援に努めます。
<p>④ 高齢者福祉サービスの充実</p>	<p>A 在宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるように、居宅サービスの質の向上に努めます。 ○介護保険事業者のネットワークを支援し、事業者の連携によるサービスの質の向上をはかります。 ○介護事業者の連携による複合的なサービスの提供により、施設と在宅の連携を強化し、施設入所者が安心して在宅に戻れる環境の整備をはかります。 <p>B 施設サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅での生活が困難となった場合は、介護保険施設サービスが円滑に受けられるよう、関係機関と連携し事業の充実に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
高齢者各種教室事業への参加者数	755 人 ※1	980 人	1,160 人

※1 介護福祉課（平成 21 年度）による。

(3) 障害者福祉

【施策の目指す姿】

障害のある方も、障害のない方も、住みなれた地域で、安心して、自立した生活をおくっています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇身体障害者手帳の所持者は平成 22 年（2010 年）3 月末時点で 3,917 人となっており、平成 17 年（2005 年）度からの 5 年間で 629 人増加しています。障害別では肢体不自由が最も多く 55.4% を占めており、障害程度別では 4 級が最も多く 25.8% を、1 級がその次で 23.7% を占めています。
- ◇愛の手帳の所持者は平成 22 年（2010 年）3 月末時点で 717 人となっており、平成 17 年（2005 年）度からの 5 年間で 174 人増加しています。障害程度では 4 度が最も多く 44.9% を占めています。
- ◇精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成 22 年（2010 年）3 月末時点で 598 人となっており、平成 17 年（2005 年）度からの 5 年間で 283 人増加していますが、平成 21 年（2009 年）度の精神通院医療の給付状況は 1,661 人で、手帳の交付を受けずに医療費の助成を受ける人が多いことがわかります。
- ◇平成 18 年（2006 年）度を実施した「障害福祉に関するアンケート調査」によると、障害者の介助者の年齢は 60 歳以上の方が約 65% を占めており、介護者の高齢化がうかがえます。
- ◇本市では、障害者自立支援法の規定に基づき「障害福祉計画」を策定し、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を展開しています。
- ◇国においては、平成 21（2009 年）年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面 5 年間で障害者制度改革の集中期間として位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者に関する制度の集中的な改革を行うこととしています。

【課題】

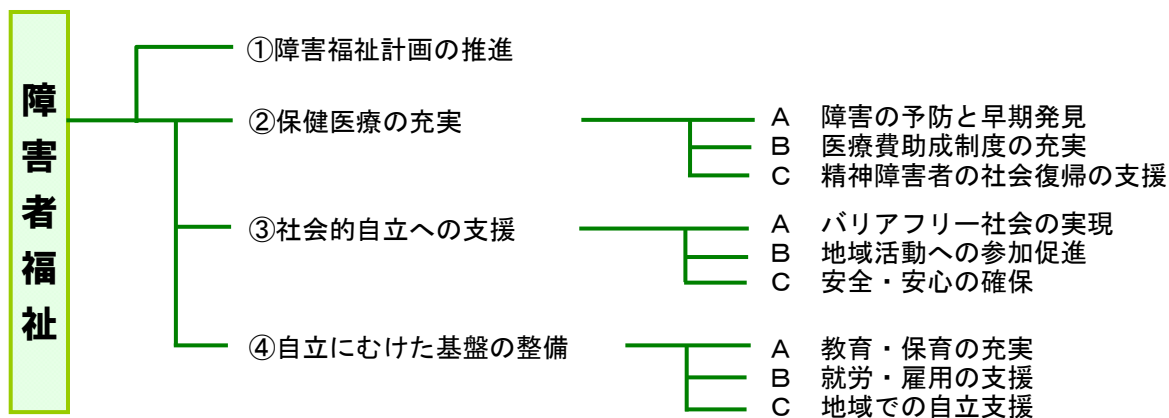
- ◎ノーマライゼーションの理念のもと、自助・共助・公助を基本としてみんなで支え合い、障害のある方も、障害のない方も、同じように普通の生活ができる社会の実現を、さらに進めることが求められています。
- ◎障害者の介護を担う親の多くが高齢期を迎え、親亡き後の介護が課題となっています。

◎障害者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように、ユニバーサルデザインの視点を大切にしまちづくりを進める必要があります。

◎障害のある方が生活の場を地域に置いて、自立した生活を営めるように、社会参加や生活の基盤として、障害者の就労を支援していく必要があります。

◎障害者に関する制度の見直しにあたっては、新たな制度が障害者の権利の保護と、社会的・経済的自立を進め、障害者が安心して地域で暮らすことのできる、将来にわたり安定した制度となるよう、注視していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①障害福祉計画の推進	<p>障害のある方も、障害のない方も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指し、障害福祉計画に基づき、障害者福祉施策を総合的、計画的に推進します。</p>
②保健医療の充実	<p>A 障害の予防と早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康教育や健康相談の充実をはかり、市民一人ひとりが、自らの健康は自ら守り、障害の予防に努めるという自覚が持てるように、その啓発に努めます。 ○関係機関との連携により、検診体制の充実をはかり、障害の予防や早期発見に努めます。 <p>B 医療費助成制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者への医療費助成制度の充実を関係機関に要請し、心身障害者の福祉の増進をはかります。 <p>C 精神障害者の社会復帰の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所や医療機関と連携し、精神障害者が地域で生活していくための支援に努めます。
③社会的自立への支援	<p>A バリアフリー社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな機会を通じ、ノーマライゼーションに関する啓発に努めるとともに、障害者が社会でその能力を十分に発揮できるように、情報提供機能の充実に努めます。 ○ユニバーサルデザインの視点に基づき、安全でやさしいまちづくりを進めるとともに、障害者の特性に配慮した情報媒体や情報提供の形式が活用できるような体制の整備をはかります。 ○障害者の社会参加を支援するため、個別のニーズに応じた移動支援事業の充実に努めます。 <p>B 地域活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある方も、障害のない方も、地域活動に気軽に参加し、文化や芸術にふれ、スポーツやレクリエーションを楽しめる環境の整備に努めます。 ○スポーツ大会やレクリエーション大会への障害者の参加を支援し、障害のある方と障害のない方が一緒になって活動し、楽しめる機会の提供に努めます。 ○地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供をはかり、社会参加の一環として、障害者の日中活動の場の整備に努めます。

	<p>C 安全・安心の確保</p> <p>○重度障害者の緊急通報システムや災害時の要援護者登録制度の活用をはかるとともに、地域や団体と連携し、協力して障害者の避難や救助・救護に対する支援体制の整備をはかり、障害者にとっても安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。</p>
<p>④自立にむけた基盤の整備</p>	<p>A 教育・保育の充実</p> <p>○障害のある子どもの個性や能力を的確に伸ばしていくため、早い時期からの教育・保育の支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応をはかります。</p> <p>○障害のある子どもに対する通所訓練や療育指導、相談業務の充実に努めるとともに、保健福祉センターに設置した障害児デイサービス施設の適切な運営をはかります。</p> <p>B 就労・雇用の支援</p> <p>○障害者が社会的に自立していくため、就労情報の提供に努めるとともに、個々の能力や適性に応じた技能習得機会が適切に提供される環境の整備を進めます。</p> <p>○就労移行支援事業や就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行の促進や就労の機会の提供をはかります。</p> <p>○関係機関と連携し、協力しながら、民間企業などに対して障害者の雇用促進や、障害者が働きやすい労働環境の整備について要請していきます。</p> <p>C 地域での自立支援</p> <p>○障害者が地域で自立して生活できるよう、居宅支援サービスや地域生活支援事業の充実をはかるとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障害者の地域での生活の場の確保と自立に向けた支援に努めます。</p> <p>○相談支援事業を充実し、情報の提供や権利擁護に向けた援助をはかるなど、障害者の自立した日常生活の支援に努めます。</p> <p>○障害者を地域で支え合うため、関係機関と協力し、ボランティア活動の支援をはかるとともに、地域の人材や団体の育成に努めます。</p> <p>○障害者の経済的自立を促進するために、機会をとらえ、障害基礎年金などの充実を関係機関に要請します。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
一般就労へ移行した障害者数	20人 ※1	22人	24人

※1 障害福祉課（平成21年度）による。

(4) 生活の支援・保護

【施策の目指す姿】

生活困窮者に対するセーフティネットが機能し、支援を受け、自立した生活に復帰することができます。

【現状と課題】

【現状】

◇生活保護率の推移をみると、平成16年（2004年）以降減少傾向を示していたものが、平成19年（2007年）から再び増加傾向を示しています。平成20年（2008年）度の生活保護率は1.44%となっており、全国平均の1.25%、都内各市平均の1.35%をともに上回っています。

【課題】

◎社会経済情勢の変化にともない、自立をめぐる状況は厳しくなっており、生活に困窮した市民に対し社会保障がセーフティネットとして機能し、その人が再び立ち上がって能力を発揮できるようにする仕組みの整備が、これまで以上に重要となっています。

◎生活保護制度は、生活に困窮した市民の最後のよりどころとなります。生活保護制度の信頼と安定的な運営を確保するため、保護を受けるべき人が適切な保護を受けるとともに、保護を受けるべきでない人が不当に保護を受けることがないように、制度の適正な運営が求められています。

【施策の体系】

生活の支援・保護

①自立への支援

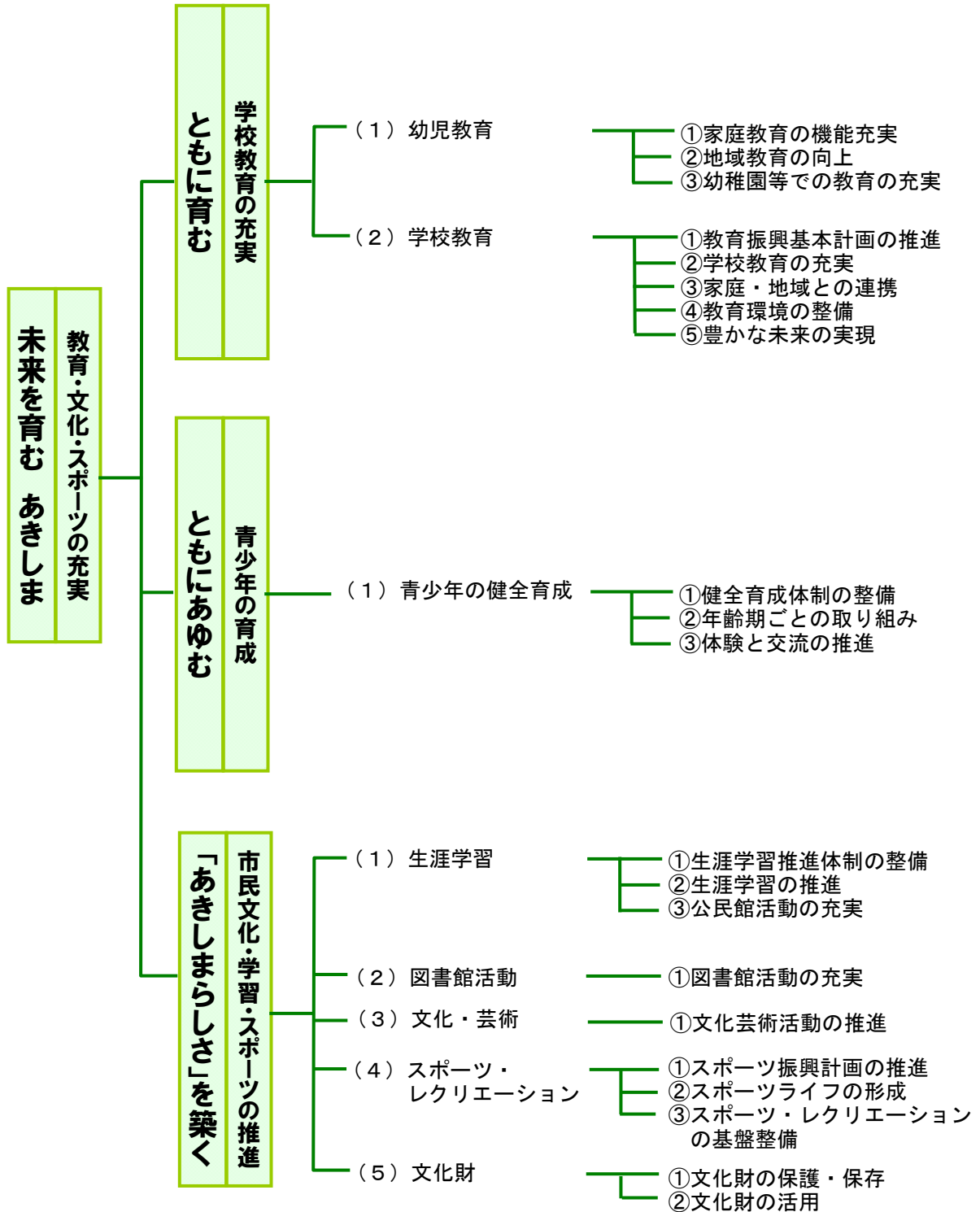
A 生活困窮者への支援
B 生活の援護

【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①自立への支援	<p>A 生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none">○生活困窮者の自立を支援するため、民生委員や社会福祉協議会など関係機関と連携し、生活相談の充実に努めます。○ハローワークなど関係機関と連携し、就業の支援をはかるとともに、各種公的貸付資金の充実に努め、生活困窮者の経済的自立に向けた支援に努めます。 <p>B 生活の援護</p> <ul style="list-style-type: none">○生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な実施に努めます。○自立支援プログラムの活用により、それぞれの生活保護受給者が有する能力や自立を阻害する要因に応じ、組織的な支援をはかり、就労などによる経済的自立や、社会的自立を推進します。○生活保護制度など、セーフティネットとなる社会保障制度の充実に関係機関に要請します。

第 3 章

未来を育む あきしま（教育・文化・スポーツの充実）



1 とともに育む（学校教育の充実）

（1）幼児教育

【施策の目指す姿】

幼児一人ひとりの個性と能力が尊重され、地域全体で見守るなか、いきいきと元気に成長しています。

【現状と課題】

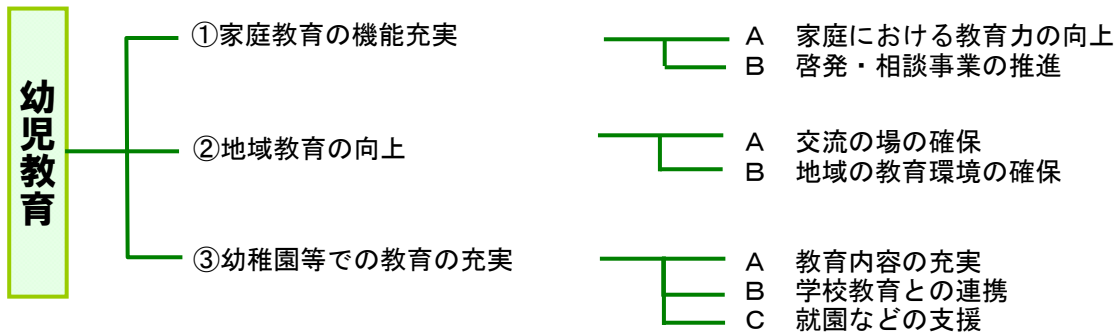
【現状】

- ◇本市の平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在の幼児（3 歳～5 歳）人口は 2,850 人で、このうち、幼稚園に入園している幼児は 1,079 人（37.9%）、保育園等に入園している幼児は 1,504 人（52.8%）、全体で 2,583 人（90.6%）と、9 割の幼児が幼稚園又は保育園等に在園しています。
- ◇少子化、核家族化が進行し、子ども同士が互いに影響し合って活動する機会が減少するとともに、都市化や情報化の進展により、子どもの生活空間に自然や広場といった遊び場が少なくなり、屋内の遊びが増加するなど、地域社会において子どもが育つ環境は変化しています。
- ◇核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化などにより、子育てに悩み孤立感を募らせたり、女性の社会進出が一般的になるなか、仕事と子育ての両立にストレスを感じてしまう親も少なくありません。また、長時間の労働などにより、親が子どもと一緒に過ごす時間が十分でなくなっているとの指摘もあり、幼児教育の重要な場である家庭における子育て環境も変化しています。
- ◇中央教育審議会の平成 17 年（2005 年）の答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性」では、近年の幼児の育ちの現状として、基本的な生活習慣や態度が身につけていない、他人とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下しているなどの点が指摘されています。
- ◇現在、国においては、子どもの成長や子育て家庭を社会全体で支えるため、制度の見直しをほかり、幼稚園や保育園の一元化を含め、次世代育成を支援する包括的なシステムの構築について具体的な検討が進められています。

【課題】

- ◎幼児教育をとりまく社会環境が大きく変化し、家庭や地域における教育力の低下が指摘されているなか、長期的な視野に立って家庭や地域の教育力の再生と向上をはかり、子どもの健やかな成長を支えていく必要があります。
- ◎親の子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに対する喜びや生きがいを取り戻して、子どものよりよい育ちにつなげていける、効果的な子育て支援が課題となっています。
- ◎家庭、地域、幼稚園や保育園などが交流を深め、それぞれの教育機能が連携し、幼児の日々の生活や学び、発達の連続性が確保され、その成果が小学校以降に効果的につながるような環境の整備が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
<p>①家庭教育の機能充実</p>	<p>A 家庭における教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児期の子どもを持つ親を対象とした各種講座を開催し、幼児教育に関する情報の提供に努め、家庭における教育力の向上をはかります。 ○親子スポーツ教室などを開催し、親子がともにふれあい、信頼関係を築いていくとともに、子どもの成長を実感できる機会の充実に努めます。 <p>B 啓発・相談事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の大切さはもとより、子育ての意義や親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などの啓発に努め、将来にわたる子どもの健やかな成長を確保します。 ○子ども家庭支援センターや子育てひろば、つどいのひろばを活用し、子どもの保育や教育に対する情報の提供と相談事業の充実に努めます。
<p>②地域教育の向上</p>	<p>A 交流の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童センターの活用をはかるとともに、地域の自主的な活動を支援し、親同士の情報交換と交流の場の確保に努めます。 ○児童遊園や一時開放子どもの広場の適切な維持、管理に努め、子ども同士が自然のなかで遊び、交流する環境の確保をはかります。 ○保育園や幼稚園に通園していない幼児に対しては、児童センターなどを活用し、集団活動などの機会や、子どもと親が交流する場の提供に努めます。 <p>B 地域の教育環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな人間形成に向け、保育園や幼稚園、家庭、地域が一体となって、地域の健全な教育環境の確保に努めます。 ○地域における幼児教育の自主的な活動を支援し、地域全体で子どもの育ちを支える環境の整備をはかります。

③ 幼稚園等での教育の充実

A 教育内容の充実

- 幼稚園などで培ってきた幼児教育のノウハウや成果を、家庭や地域における幼児教育に活用する環境の整備をはかります。
- 認定こども園制度を活用し、教育と保育の一体的な提供を進め、地域における子育てを支援するとともに、幼児教育の充実に努めます。
- 障害のある幼児に対しては、特別支援教育の考え方に基づく、一人ひとりの個性とニーズに配慮した幼児教育の提供をはかります。
- 幼児教育を担う教職員などの研修を支援し、その資質や専門性の一層の向上をはかります。
- 保育園においては、遊びをとおして、集団活動、体育、表現、製作などの教育的活動の充実に努め、学齢期に向けた子どもの健やかな成長を支えています。

B 学校教育との連携

- 幼児教育の成果を小学校以上の教育に連続してつなげていくため、学校教育との連携を推進します。
- 幼稚園や保育園、認証保育所と小学校が連携し、保護者や地域も含めた交流活動を積み上げ、幼児教育から小学校教育への円滑な移行だけでなく、双方の質の向上につなげていきます。

C 就園などの支援

- 幼稚園や保育園、認証保育所は、集団活動などをとおして、家庭では体験できない幼児教育の実践の場となります。引き続き、幼稚園等での幼児教育を奨励するとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めます。
- 引き続き、国や東京都に対し、保護者の経済的負担の軽減などに関する制度の充実を要請します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
就学前に保育園や幼稚園などに入園している児童（3歳～5歳）の割合	90.6% ※1	93.0%	95.0%

※1 子育て支援課（平成22年4月1日）による。

(2) 学校教育

【施策の目指す姿】

安全で質の高い学習環境が整備され、地域が学校を支えるなかで、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体がバランス良く身についた「たくましい昭島っ子」が育ち、社会に貢献しています。

【現状と課題】

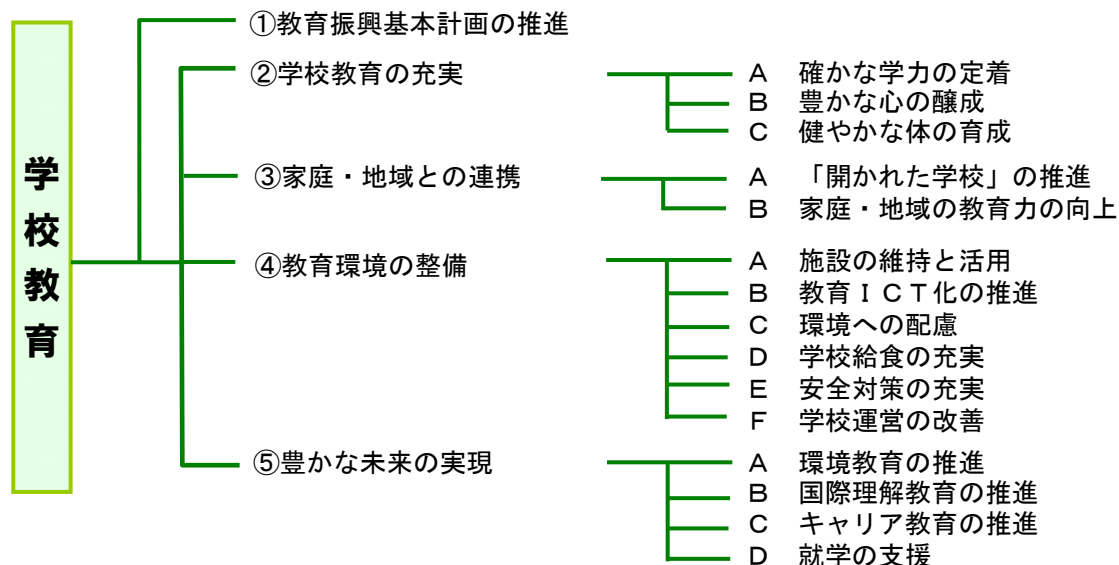
【現状】

- ◇市内には平成 22 年（2010 年）5 月 1 日現在、市立小学校 15 校に 5,842 人の児童が、市立中学校 6 校に 2,576 人の生徒が通っており、1 学年あたりの学級数は小学校で 2.3 学級、中学校で 4.3 学級となっています。また、小学校の教員一人あたりの児童数は 19.0 人、1 学級あたりの児童数は 28.5 人で、中学校の教員一人あたりの生徒数は 17.4 人、1 学級あたりの生徒数は 33.0 人となっています。
- ◇市立学校の屋外運動場の面積は、小学校の平均で 8,354 m²、中学校の平均で 9,716 m²となっています。また、小学校には 700 m²以上、中学校には 900 m²以上の体育館があり、全校が 25m×10m以上のプールを有しています。
- ◇本市では小中学校で給食を実施しており、12 校（小学校 9 校、中学校 3 校）が共同調理場方式で、9 校（小学校 6 校、中学校 3 校）が自校給食方式で給食を提供しています。
- ◇都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など、社会が成熟するなかで、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、それにともない、子どもの学ぶ意欲や学力・体力も低下し、児童の問題行動なども発生しています。
- ◇経験豊かな教員が大量に退職する時期を迎え、質の高い教育を提供していくためには、教育の担い手である教員の指導力の向上が重要となっています。また、子どもの指導に十分時間を確保できないといった教員の現状もあります。
- ◇昭島市教育委員会では、平成 22 年（2010 年）に、教育振興のための施策に関する基本的な計画として教育振興基本計画を策定し、学校教育と生涯学習の総合的な振興をはかっています。

【課題】

- ◎大きな可能性を持つ子どもたちが未来をたくましく切り拓いていけるように、子どもたちの確かな学力を育み、豊かな心を醸成し、健やかな体を育てていくことが求められています。
- ◎質の高い教育を提供していくため、教員養成や研修などにより教員の資質や能力の向上に努めるとともに、教員が一人ひとりの子どもに十分に向き合うことができる環境の整備が求められています。
- ◎教育に対するニーズの高まりや、価値観・倫理観などの変化を背景に、学校は多くの深刻な課題を抱えています。これらに対応していくため、家庭、学校、地域が相互に連携し、地域全体で学校を支える仕組みを整えることが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①教育振興基本計画の推進	ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成に向け、教育振興基本計画の総合的な推進をはかります。
②学校教育の充実	<p>A 確かな学力の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭での学習の習慣化を促進し、基礎・基本を重視した学習指導の充実に努めるとともに、学習のつまづきを早期に立て直すため補習指導に取り組み、新学習指導要領の着実な実施をはかります。 ○児童・生徒の興味や関心、意欲を高める「分かる授業」を目指し、習熟度別の少人数指導やチームティーチングなどに取り組み、個に応じた学習指導の充実に努めます。 ○教員の経験や能力に応じた研修の充実に努めるとともに、OJTの実施などにより経験豊かな教員の実践的知識や指導技術を若手教員に引き継ぎ、教員の力量を高め、指導力の向上をはかります。 ○児童・生徒に対する情報教育を推進し、ICTを活用する能力の育成をはかるとともに、家庭や地域と連携し、情報社会で適正に活動するための基礎となる考え方や態度の習得に努めます。 ○学校図書館の充実に努めるとともに、図書ボランティアなどの活用を推進し、児童・生徒の読書活動の活性化をはかります。 ○特別な支援を必要とする児童・生徒が、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服していけるように、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進に努めます。 ○小中学校での学習の連続性を踏まえ、教育活動における小中連携を推進します。

B 豊かな心の醸成

- 他人を尊重し、認め合うとともに、進んで社会に貢献するなど、児童・生徒が社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要となる資質を養うため、学校での教育活動全体をとおして心の教育を推進します。
- 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒や地域の人たちとがふれあい、ともに活動する機会を設け、障害のある児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ、交流教育の充実をはかります。
- 児童・生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育むため、道徳教育や人権教育などの充実をはかります。
- 集団宿泊活動や奉仕体験活動、文化芸術活動など、他人や社会、自然環境との直接的なかかわりがもてる体験活動の充実をはかります。
- スクールカウンセラーの活用や教育相談体制の充実に努め、教育相談を必要とするすべての児童・生徒が適切な相談を受けられる環境の整備をはかるとともに、問題行動を起こす児童・生徒に対しては、それぞれの学校の状況に応じた、しっかりとした指導を実施します。
- 関係機関と連携し、学校に適應できない児童・生徒の教育機会の充実に向けた支援に努めます。

C 健やかな体の育成

- 児童・生徒の発達段階に応じた適切な体育・保健体育の授業の実施をはかるとともに、家庭科や特別活動などをはじめ、学校全体で、体育や健康に関する指導の充実に努めます。
- 家庭や地域と連携し、協力して、児童・生徒の健康の保持・増進に関する実践力の育成に努めます。
- 健康診断の適切な実施をはかり、児童・生徒の健康の保持や疾病の早期発見に努めます。
- 部活動は、責任感や連帯感を育むとともに学習意欲の向上にもつながります。特に、生徒の体力向上にとって、運動部活動の果たす役割は大きいものがあり、中学校運動部活動の振興により、体力の向上をはかります。
- 児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健康な体を育てていくため、食育の推進をはかります。
- 食育の推進にあたっては、単に「食」のみへの取り組みだけでなく、命の源である「食」を支える「農業」への理解を深める食農教育として位置づけ、その充実に努めます。

③家庭・地域との連携

A 「開かれた学校」の推進

- 家庭や地域との連携を強化し、地域に開かれた学校の推進に努め、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育む環境を整備します。
- 保護者や地域住民の参画をはかり、地域に開かれた信頼される学校づくりを進め、家庭、地域と一体となった学校の活性化をはかります。
- 学校評議員制度の活用をはかり、地域の声が学校運営に反映される環境の整備に努めます。

B 家庭・地域の教育力の向上

- 家庭は、子どもたちが基本的な生活習慣などを身につけ、家族愛のなかで心の居場所を見出す大変重要な場です。家庭教育の自主性を尊重しつつも、家庭との連携を強化し、一体となって家庭教育の充実に努めます。
- 地域や関係機関と連携し、社会全体で家庭教育を支援し、すべての親が自信を持って、安心して家庭教育ができる環境の整備をはかります。
- 地域は、子どもたちが、友達との遊びや世代の異なるさまざまな人とのふれあいをとおして、自立心や自制心を培う場となり、学校教育が効果的に展開される基盤となります。地域との連携と協力を強化し、子どもたちが成長し、発達していく場となる地域の教育力の向上に努めます。
- 地域の人材や学校支援のボランティアの活用をはかり、授業や放課後の学習活動、学校行事や部活動の充実に努めます。

④教育環境の整備

A 施設の維持と活用

- 学校の耐震化は平成 23 年（2011 年）度に終了しますが、引き続き、校舎やトイレの改修、除湿温度保持機能の復旧工事などを計画的に進めます。
- 体育館やプールの計画的な維持、管理に努めるとともに、これらの施設の地域開放を推進します。
- 余裕教室の効果的な活用をはかり、時代の変化に対応した、より豊かな教育環境の整備に努めます。
- 児童・生徒が使いやすい施設を目指すとともに、学校施設の地域開放を踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮し、施設のバリアフリー化を進めます。
- 施設の安全点検や環境衛生検査の適切な実施をはかり、安全で快適な教育環境の維持に努めます。

B 教育ICT化の推進

- 平成21年（2009年）度に策定した教育ICT化の推進方針書に基づき、学校のICTを推進し、効率的な校務処理の実現による教員の負担軽減をはかるとともに、児童・生徒一人ひとりに対応した、きめ細かな指導の充実に努めます。
- ICTを活用した教科指導を推進し、豊富なデジタル教材を活用したわかりやすい授業や習熟度に応じた指導の充実に努めます。
- ICTの活用により、学校情報の積極的な提供と、地域、保護者、学校の情報連携の充実に努め、開かれた学校の推進をはかります。
- 教育ICTの推進にともない、児童・生徒への情報教育の充実に努めるとともに、学校関係者の情報セキュリティ意識の向上に努め、学校が保有する情報の安全な管理を徹底します。

C 環境への配慮

- 学校の緑化に努め、緑豊かな環境の整備をはかります。
- 太陽光発電など新エネルギーの導入や、校庭の芝生化など、環境に配慮した整備を進めます。

D 学校給食の充実

- 献立内容の工夫や米飯給食の充実、個別食器の採用などを進め、できる限り手づくりこだわった、豊かでおいしい給食の提供に努めます。
- 安全な給食の提供を第一に、食材の適切な選定や、食品衛生検査などの充実をはかり、安全衛生基準の徹底に努めます。
- 学校給食施設の計画的な維持、管理に努めるとともに、今後の施設のあり方に関する検討を進めます。
- 学校給食の食材として、新鮮で安全な地場農畜産物の積極的な活用をはかります。
- 地場農畜産物の活用を食農教育の機会としてとらえ、児童・生徒の地域の農業への関心と理解を深めていきます。
- 食の大切さや学校給食の役割、家庭での食事の重要性などについての啓発に努め、家庭における食育の推進をはかります。

E 安全対策の充実

- 生活安全、交通安全、災害安全に関する安全教育の体系的な実施に努め、子どもたちが、生涯にわたって安全な生活をおくるために必要な「危険を予測し回避する能力」の育成をはかります。
- 万一の事態に備えた防災・防犯訓練の実施などに努め、校内における児童・生徒の安全対策を徹底します。
- 校外において、児童・生徒が事件や事故に巻き込まれないように、登下校時の見守りなど、地域と連携した安全対策の充実をはかります。

	<p>F 学校運営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校が自ら行う自己評価に加え、保護者や学校評議員等による関係者評価、学識経験者等による第三者評価など、学校評価システムの確立をはかり、結果を公表するとともに、学校運営の改善につなげていきます。 ○「昭島市立学校適正規模適正配置等審議会」の答申を踏まえ、引き続き、学校の規模や配置の適正化について検討を進めます。
<p>⑤豊かな未来の実現</p>	<p>A 環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が環境問題に強い関心と深い理解を持ち、主体的に取り組むことができるように、環境教育を推進します。 <p>B 国際理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が広い視野を持ち、異文化に関する理解を深め、世界の人々と協調して生きていく態度を身につけることができるように、国際理解教育を推進します。 ○国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を伝えることができる基礎的な力を養成するため、段階に応じ、外国語によるコミュニケーション能力の育成をはかります。 ○国際理解教育の推進に向け、児童・生徒が海外の人とふれあう機会や、生徒が海外の学生と相互に交流する機会の提供に努めます。 <p>C キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の望ましい勤労観や職業観を育み、将来の進路目標につなげていくため、キャリア教育を推進します。 ○キャリア教育の推進により、自立した社会人、職業人として生活していくために必要な資質や能力の育成に努めます。 ○小学校段階から、発達段階に応じた体験活動の充実に努めます。 <p>D 就学の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経済的理由により学用品費や給食費などの支出が困難な家庭を対象として、引き続き、就学援助を実施します。 ○経済的理由により高校や大学への就学が困難な生徒を対象とした、奨学金制度の充実に努めます。

【政策指標】

指標名		現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)	
家庭学習の習慣が身につけていると回答した児童・生徒の割合	小学校	66.7% ※1	70.0%	75.0%	
	中学校	41.1% ※1	45.0%	50.0%	
相談できる先生がいると回答した児童・生徒の割合	小学校	52.7% ※1	55.0%	60.0%	
	中学校	37.2% ※1	40.0%	45.0%	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における標準得点（T得点）	小学校	男子	50.2点 ※1	51点	53点
		女子	49.8点 ※1	51点	53点
	中学校	男子	42.8点 ※1	45点	50点
		女子	41.8点 ※1	45点	50点

※1 指導室（平成21年度）による。

2 ともにあゆむ（青少年の育成）

（1）青少年の健全育成

【施策の目指す姿】

心身ともに健康で、他者を思いやる心を持った青少年が、地域社会の一員として成長し、自らの可能性を十分に発揮しています。

【現状と課題】

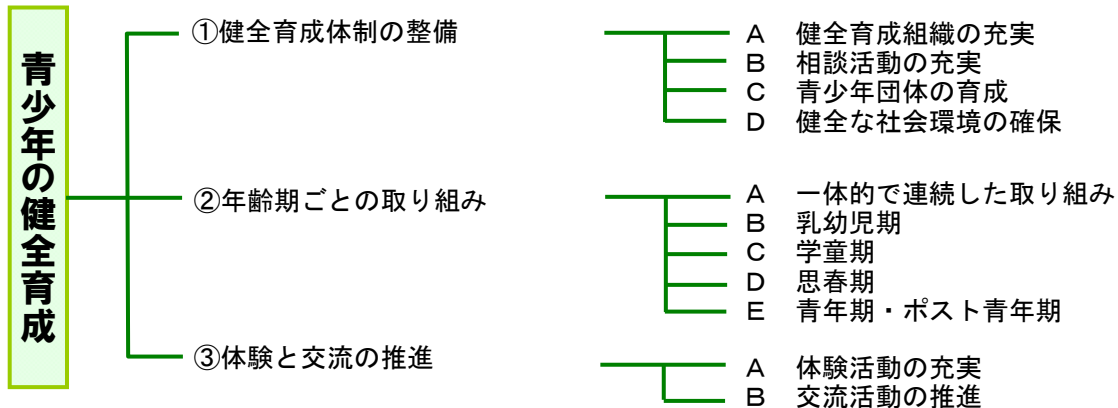
【現状】

- ◇青少年期は、心身の発達にともない、子どもから若者へと成長するとともに、社会の担い手として生活の基盤を確立し、社会へ参画・貢献していく時期として位置づけられています。青少年の定義はさまざまですが、0歳からおおむね30歳未満までが該当するものとされ、平成22年（2010年）1月1日現在の本市の当該人口は33,874人で、少子化の影響もあり、ここ10年間で、3,500人余り、9.6%の減となっています。
- ◇青少年が犯罪の被害者となる事件が相次ぐ一方、青少年による、これまででは考えられなかったような重大事件も発生し、青少年の安全で安心な成長に対する懸念が高まっています。こうしたこと背景として、家族や周囲との円滑な関係やコミュニケーションの欠如、不安定な就労環境、保護者の経済的な困難や周囲からの孤立などが指摘されています。
- ◇平成20年（2008年）に昭島警察署が補導した不良行為少年（非行少年には該当しないが、喫煙等の不良行為により補導された20歳未満の者）は702人となっています。補導数は、平成13年（2001年）をピークに、減少傾向にありますが、人口10,000人あたりの補導数を見ると、昭島警察署管内（64人）は多摩地域の平均（34人）を上回っています。
- ◇国は、平成20年（2008年）に新たな「青少年育成施策大綱」を策定し、一人ひとりの青少年の健やかな成長を保障する社会の実現を目指し、青少年育成施策の推進をはかっています。

【課題】

- ◎青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。こうした青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できるように、青少年の立場に立ち、現在の生活と将来の成長の両面を支援していく必要があります。
- ◎青少年の健全育成については、0歳からおおむね30歳までの幅広い年齢層を対象としているため、幼年期、学童期、思春期、青年期及びポスト青年期の各年齢期ごとに、その特性や個人差に配慮し、各年齢期の連続性を重視するとともに、縦割りの対応を排除した総合的な施策の展開が必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
<p>①健全育成体制の整備</p>	<p>A 健全育成組織の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の健全育成にかかわる地域の活動を支援します。 ○青少年の健全育成にかかわるすべての組織の連携を深め、健全育成体制の充実に努めます。 ○関係機関相互のネットワークを充実させ、情報の収集と提供をはかり、情報の共有と一体的な活用を進めます。 ○青少年の健全育成にかかわるすべての組織や個人が、青少年との信頼関係の上に、相互に協力しながらそれぞれの役割に取り組む体制の整備を進めます。 <p>B 相談活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門の相談員による相談活動の充実に努め、青少年の育成を担う保護者が、必要なときに身近できめ細かな相談を受けられる環境を整備します。 <p>C 青少年団体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども会や青少年グループなど、青少年が自ら参加し活動する団体の育成を支援します。 ○小学生リーダーをはじめとした段階的な青少年リーダーの育成をはかるとともに、その活用場の充実に努めます。 <p>D 健全な社会環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の事故や非行を未然に防ぐため、相談・指導体制を充実するとともに、非行防止などに関する市民への啓発に努めます。 ○地域や関係機関との連携により、有害図書対策や薬物乱用防止啓発活動の推進をはかります。

②年齢期ごとの取り組み

A 一体的で連続した取り組み

- 青少年の健全育成については、年齢期ごとの特性や個人差に十分配慮するとともに、各年齢期の連続性の確保をはかり、家庭や地域、関係機関と一体となった取り組みを進めます。

B 乳幼児期

- 児童福祉や幼児教育に関する施策の展開により、幼児の心身の調和の取れた発達を支援し、健やかな成長の基礎形成をはかります。
- 地域全体で子育てを支援する環境の整備や保育サービスの充実などに努め、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育て家庭の支援をはかります。

C 学童期

- 学校教育の充実に向けた施策の展開により、確かな学力の定着、豊かな心の醸成、健やかな体の育成をはかります。
- 環境教育や国際理解教育、キャリア教育などを推進し、青少年の社会的自立や未来の成長につながる支援をはかります。

D 思春期

- 家庭、地域、学校の連携により、日常生活能力や社会生活能力の習得を支援するとともに、勤労観や職業観、職業に関する知識や技能の育成をはかります。
- 思春期にある若者の特性に配慮し、適切な距離感により成長を支援し、必要となる社会規範や知識、能力を身につけ、大人への移行がスムーズに開始できるような環境の整備に努めます。
- 家庭や地域、関係機関の連携により、非行の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、思春期に多く見られる心の問題に対する相談体制の充実努めます。

E 青年期・ポスト青年期

- 就業や起業、職業能力の向上などの支援に努め、青少年の社会的自立を進めます。

③体験と交流の推進

A 体験活動の充実

- 青少年が自然を直接体験できる機会を提供し、環境に対する興味や関心を高め、自然環境を大切にすることを育てます。
- 体験学習の充実に努め、他人と協調し、他人を思いやる心や、自尊心の育成をはかります。
- 青少年が自ら計画して、主体的に判断し、協調して実現する、体験的な活動の場を設けます。

B 交流活動の推進

- 青少年の交流事業の推進をはかり、幅広い視野と相互の理解を深め、自立心や国際理解力を養います。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
昭島警察署による不良行為少年の補導数	702人 ※1	500人	300人

※1 警視庁統計資料（平成20年）による

3 「あきしまらしさ」を築く（市民文化・学習・スポーツの推進）

（1）生涯学習

【施策の目指す姿】

誰もが、自分の意思で自由に学ぶことができる環境が整い、地域のつながりときずなを実感し、豊かな人生をおくっています。

【現状と課題】

【現状】

◇内閣府が平成 20 年（2008 年）に実施した生涯学習に関する世論調査によると、今後、生涯学習をしてみたいと回答した者の割合は 7 割を超えています。また、その理由については、興味があり、趣味を広げ豊かにするため（59.1%）、健康・体力づくりのため（40.5%）、他の人との親睦を深めたり、友人を得るため（38.1%）が上位 3 項目（複数回答）となっています。

◇平成 20 年（2008 年）年度に実施した市民意識調査では、生涯学習のなかで関心のあるものとして、ジョギング、テニス、ハイキングなどのスポーツ・レクリエーション（37.3%）、栄養、健康法などの健康管理のための学習（28.9%）、英会話、パソコンなどの資格や技能の習得のための学習（28.4%）が上位 3 項目（複数回答）となっています。

◇近年、生涯学習は、いわゆる「生きがい・教養」だけでなく、職業能力の向上や新たな技術等の習得、地域や家庭の教育力の向上、子どもたちの基本的な生活習慣の習得など、幅広い分野を担っており、生涯学習の充実により、一人ひとりの資質、能力の向上をとおして社会全体の活性化をはかることが求められています。

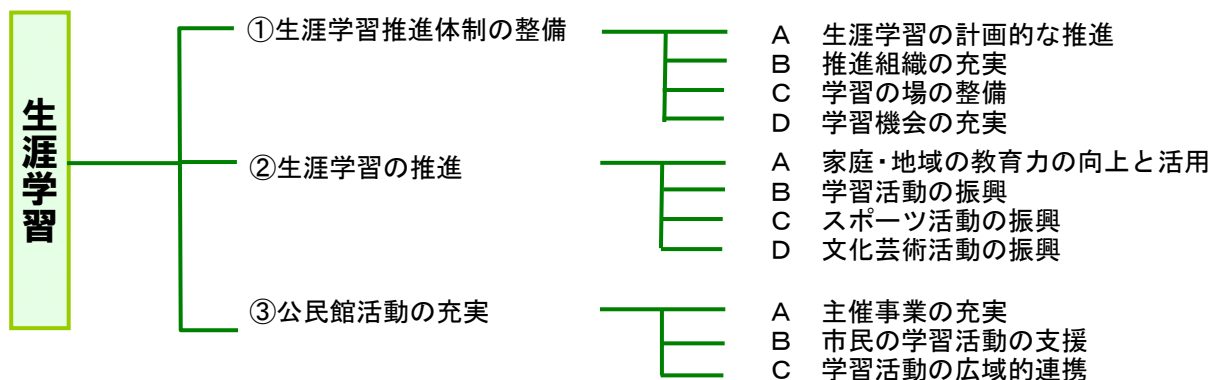
◇本市では、平成 15 年（2003 年）に生涯学習推進計画を策定し、市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習を目標とし、その推進をはかっています。

【課題】

◎すべての者が、自己の人格を磨き、豊かな人生をおくることができるように、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。

◎学校、家庭、地域、行政が連携し、協力しながらそれぞれの教育力の向上に努め、社会全体で生涯学習の推進をはかることが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①生涯学習推進体制の整備	<p>A 生涯学習の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進計画に基づき、引き続き、生涯学習の計画的な推進に取り組むとともに、同計画の計画期間を踏まえ、計画の見直し（第二次計画の策定）をはかります。 ○教育振興基本計画に基づき、家庭や地域の教育力の向上と活用に努めるとともに、市民の学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動の振興をはかります。 <p>B 推進組織の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習校区協議会に関する情報の提供と啓発をはかり、協議会の組織の拡大と活動の充実に努めます。 ○生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、生涯学習にかかわる個人や団体のネットワーク化を推進します。 <p>C 学習の場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多目的な機能を有した社会教育複合施設の整備について、引き続き検討を進めます。 ○市立会館や学校など、既存の公共施設の多目的な活用を進め、生涯学習の場の充実に努めます。 <p>D 学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象別、課題別の学習講座を多様な方法で開設し、学習機会の充実をはかります。 ○多摩地区の大学や企業など地域の教育資源の積極的な活用をはかります。 ○市内の歴史・文化財めぐりや、企業での参加型のイベントなど、産業観光の推進が生涯学習につながる側面もあります。観光とコラボレーションした生涯学習の提供を進め、相互の振興をはかります。

<p>②生涯学習の推進</p>	<p>A 家庭・地域の教育力の向上と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭の自主性を尊重しながら、家庭、地域、学校、関係機関との連携と協力により、家庭の教育力の向上に努めます。 ○地域の人材やボランティアの活用をはかるとともに、家庭、地域、学校、関係機関が連携し、協力して地域ぐるみの教育を推進します。 <p>B 学習活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の学習ニーズを的確に把握し、学習講座の充実をはかり、いつでもどこでも学ぶことのできる生涯学習社会の実現に向け、学習の機会と場の充実に努めます。 ○生涯学習の成果が適切に評価され、それを地域に還元していける環境の整備を進め、学習意欲の向上や学習者相互のネットワーク化をはかり、生涯学習の振興が地域の活性化につながるまちづくりを進めます。 <p>C スポーツ活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ振興計画を基本とし、誰もが生涯をとおしてスポーツを楽しみ、健康で明るい生活がおくれるように、生涯スポーツ活動の振興に努めます。 <p>D 文化芸術活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「昭島市文化芸術の振興に関する基本方針」に基づき、市民の文化芸術活動の振興をはかり、心豊かで活力あるあきしまの実現に努めます。
<p>③公民館活動の充実</p>	<p>A 主催事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象別や課題別の各種講座など、市民の学習ニーズを的確に捉えた主催事業の充実に努めます。 ○学習講座の企画、運営への参画を進めるなど、市民の主体的な活動による、生涯学習の推進をはかります。 ○市立会館など、身近な施設を活用した地域公民館事業の充実に努めます。 <p>B 市民の学習活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の自主的な学習活動の支援を進めるとともに、新たに公民館活動に参加しようとする市民が参加しやすい環境の整備をはかります。 <p>C 学習活動の広域的連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の広域的な連携をはかり、社会の変化に対応した学習活動の充実に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民講座の参加者数	207 人 ※ 1	240 人	270 人
公民館年間延べ利用者数	128,606 人 ※ 1	135,000 人	140,000 人

※ 1 市民会館・公民館（平成 21 年度）による

(2) 図書館活動

【施策の目指す姿】

図書館が地域に開かれた知の拠点として市民の学びを支え、暮らしに役立ち、人と本のよりよい出会いの場となっています。

【現状と課題】

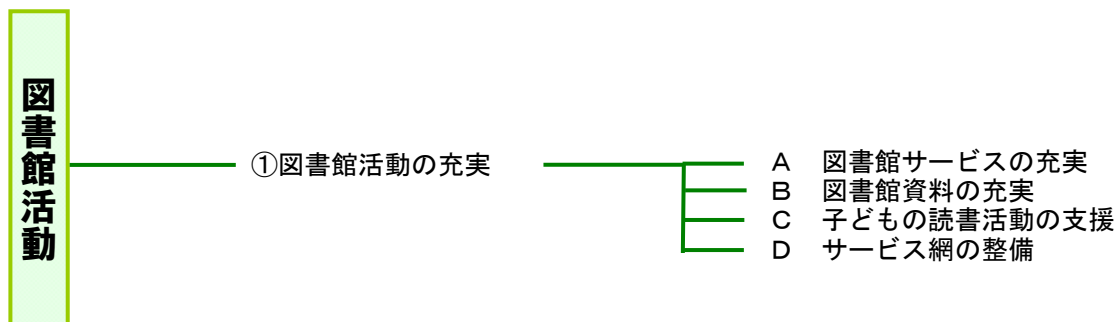
【現状】

- ◇市民図書館は本館と2つの分館、2つの分室、移動図書館で運営されています。平成21年(2009年)度末の蔵書数は329,971冊、個人登録者は25,911人で、登録率は22.8%となっていますが、登録率については減少傾向にあります。また、平成21年(2009年)度の貸出冊数は691,372冊で、市民一人あたり6.1冊となっています。
- ◇市民図書館では、録音図書の貸出しや対面朗読の実施など、図書館利用に障害のある方の読書活動を支援しています。また、図書館の資料や機能を活用して、利用者の調査・研究のための援助や情報提供(レファレンスサービス)を行っており、平成21年(2009年)度には2,543件の相談を受付けています。
- ◇市民図書館では、小金井市と図書館システムを共同利用するとともに、福生市、あきる野市と相互利用を行うなど、広域的な連携を推進しています。
- ◇市民図書館では、平成19年(2007年)3月に「子ども読書活動推進計画」を策定し、同計画に基づき、子どもと本とを「つなぐ」読書環境の整備を進め、子どもたちが本と出会い、自ら本を楽しみ、読書する力を身につけて、豊かな人間としてよりよく成長していけるように、子どもの読書活動を支援しています。

【課題】

- ◎これからの図書館では、閲覧や貸出、リクエストなどの基本的なサービスの充実だけでなく、経営の効率化、学校図書館や他の図書館との広域的な連携など、利用者の視点に立った事業の展開が必要となっています。
 - ◎これからの図書館には、読書活動を支援するだけでなく、地域の課題や市民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する社会教育施設としての役割が求められています。
 - ◎市民図書館(本館)の敷地は、都市計画道路の区域となっており、工事にともない施設を移転する必要があります。事業の推移や社会教育複合施設の整備計画などを踏まえ、中央図書館の建設について検討する必要があります。
-

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
① 図書館活動の充実	<p>A 図書館サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接自治体との相互利用を推進するとともに、市民が利用しやすい図書館を目指し、サービスの充実に努め、利用者の利便性の向上をはかります。 ○図書館の利用に障害のある方の読書活動の支援に努めます。 ○図書館は、利用者のニーズに応じ、さまざまな形で活用することができます。図書館の上手な使い方を市民にわかりやすく周知し、市民が暮らしのなかで積極的に図書館を活用できる環境の整備をはかります。 ○インターネットやデータベース、電子媒体などの有効な活用をはかるとともに、ホームページの充実に努め、地域の多様な情報源として、レファレンスサービスや地域の課題解決への支援を充実します。 <p>B 図書館資料の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者のニーズや社会的要請を考慮し、図書館資料の充実に努めるとともに、図書館で利用しなくなった書籍などは、リサイクル本として、再利用を進めます。 ○地域の課題や日常生活で生じた問題の解決に向け、必要となる資料や情報の適切な収集に努めるとともに、利用者が有効活用できるよう分類や展示等に配慮し、付加価値を高めた提供に努めます。 <p>C 子どもの読書活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもと本の出合いから読書習慣の確立に至るまで、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域と連携し、子どもと本をつなぐ読書環境の整備を進めます。 <p>D サービス網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様化する市民ニーズに対応するため、社会教育複合施設の整備計画や図書館の全体的な計画を勘案するなかで、拠点的機能を有した中央図書館の検討を進めていきます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民一人あたりの貸出冊数	6.1冊 ※1	6.5冊	8.0冊

※1 市民図書館（平成21年度）による。

(3) 文化・芸術

【施策の目指す姿】

あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、誰もが文化・芸術を身近で味わい、豊かでうれしいのあるくらしを実感しています。

【現状と課題】

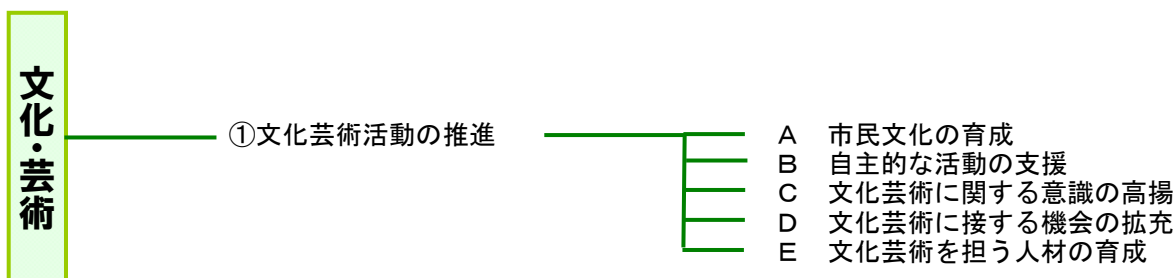
【現状】

- ◇国は、文化芸術振興基本法の規定に基づき、平成19年（2007年）に文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）を策定し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進をはかっています。
- ◇本市では、市制施行50周年を記念し、「彫刻銀河」として、総合スポーツセンターに本市ゆかりの彫刻家7名の作品を常設しています。また、本市の郷土芸能を一堂に会した「郷土芸能まつり」を市民や企業との協働により開催したり、市役所庁舎で市民ロビーコンサートを実施するなど、市民が文化芸術活動を発表する場や身近で文化芸術にふれる機会の提供に努めています。
- ◇現在、多くの市民が日常的に、公民館や市立会館などを利用して活発に文化芸術活動を行っています。こうした市民の日頃の活動は、毎年10月中旬から11月初旬にかけて開催される市民文化祭でその成果が発表されています。この市民文化祭は80を超える団体や市民が参加し、演奏・演芸、展示、対局・つどいなど多彩な催物が実施され、その企画・運営は、各部門から選出された運営委員によって担われています。毎年、延べ1万人を超える市民が鑑賞に訪れ、市民相互の交流の場ともなっています。
- ◇平成21年（2009年）度を実施した市民意識調査では、この1年間に音楽、演劇、美術などを外出して鑑賞したことがある市民の割合は46.9%となっており、「興味はあるが、機会がない」「近くで鑑賞する機会があれば、鑑賞したい」と興味を示した市民の割合は34.8%、「興味がない」とする市民は15.0%となっています。
- ◇本市では、平成20年（2008年）に、文化芸術の振興をはかるため、「昭島市文化芸術振興基本条例」を制定するとともに、同条例に基づき、平成22年（2010年）に「文化芸術の振興に関する基本方針」を策定し、今後の文化芸術振興施策の方向性を明らかにしました。

【課題】

- ◎これまで地域で培われてきた、地域に根ざした多様な文化芸術の振興は、本市の文化芸術が発展していく源泉となります。市民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を行うことができる環境の整備が課題となっています。
- ◎文化の多様性の理解に向けた国際理解教育や文化芸術に関する教育の充実に努め、子どもの豊かな心や感性を養うとともに、創造力やコミュニケーション能力を育み、国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成することが必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①文化芸術活動の推進	<p>A 市民文化の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の文化力の向上に努め、あきしまらしさを育み、地域に根ざした市民文化の育成をはかります。 ○市民が文化芸術に親しみ、感動や喜び、やすらぎなどを享受することができるように、市民が身近な場所で文化芸術にふれることができる環境の整備に努めます。 ○他の自治体との広域的な連携や、文化団体、芸術家とのネットワークの形成を進めるとともに、文化芸術に関する情報の収集と提供の充実に努めます。 <p>B 自主的な活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習としての文化芸術関連事業の提供や高齢者の豊かな知識や経験が活用できる場の提供をはかるとともに、障害者の文化芸術活動の支援に努めます。 ○活動場所の提供や発表機会の拡充など、文化芸術活動団体への支援に努めます。 ○既存施設の利用に関する利便性の向上や、学校施設などの有効活用に努め、市民の文化芸術活動の場の拡充をはかります。 <p>C 文化芸術に関する意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術に関する市民の関心と理解を高め、市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、親しむことができるまちづくりを進めます。 ○市民が幅広く文化芸術の魅力を理解し、豊かな感性や創造力を養うことができる環境の整備をはかります。 ○市民の文化芸術に関する意識を高め、人材育成を進める観点から、文化芸術に関する顕彰制度の検討を進めます。

D 文化芸術に接する機会の拡充

- 文化芸術のすばらしさを感じ、受け止めることのできる豊かな感性や創造力を育むため、身近なところで文化芸術に接する機会の提供をはかります。
- 多感な時期を過ごす子どもたちの豊かな心や感性を養うため、子どもたちが優れた文化芸術作品にふれ、文化芸術の魅力を理解する機会の拡充に努めます。
- 本市ゆかりの芸術家の作品発表会を開催するなど、地域につながるのがある文化芸術に接する機会の充実に努めます。

E 文化芸術を担う人材の育成

- 現在、文化芸術活動を担っている人や団体への支援に努めるとともに、将来の本市の文化芸術を担う人材の確保と育成をはかります。
- 文化芸術に関する指導者や専門家への支援と活用をはかり、長期的視野に立った人材育成に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
この1年間に、音楽・演劇・美術などを外出して鑑賞したことがある市民の割合	46.9% ※1	50.0%	55.0%
市民文化祭の参加者数	12,771人 ※2	16,000人	19,000人

※1 市民意識調査（平成21年度）による。

※2 市民会館・公民館（平成21年度）による。

(4) スポーツ・レクリエーション

【施策の目指す姿】

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活をおくっています。

【現状と課題】

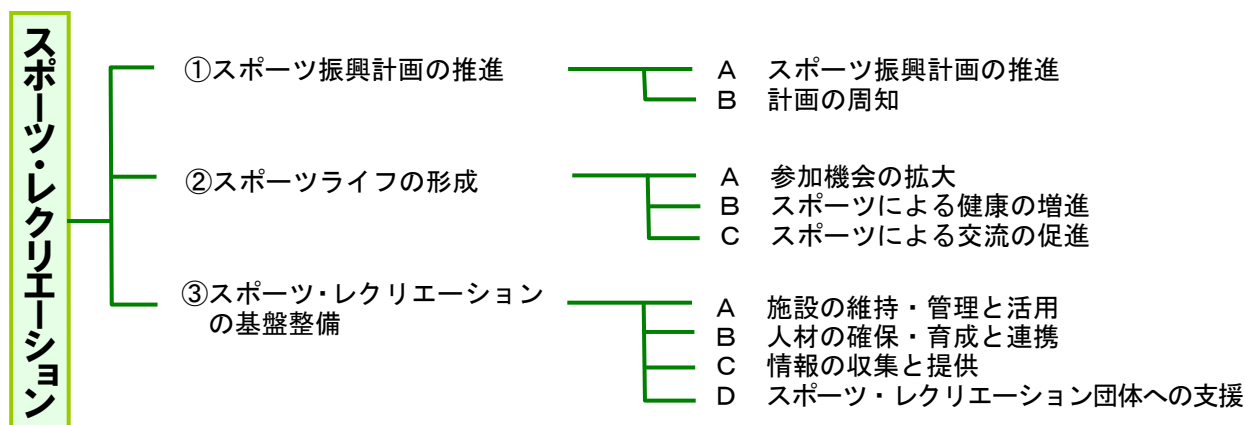
【現状】

- ◇情報化の進展や科学技術の高度化などにより、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力が低下するなどの、心身両面にわたる健康上の問題が指摘されています。
- ◇スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながり、高齢化の進展や生活が便利になり体を動かす機会が減少した現代社会においては、極めて大きな意義があります。
- ◇平成 21 年（2009 年）度を実施した市民意識調査では、スポーツやレクリエーションをほとんどしていない市民の割合は 50.5%となっています。また、市民がスポーツやレクリエーションをしている頻度は、月 1 回程度が 12.1%、週 1 回程度が 24.7%、毎日が 11.8%となっています。
- ◇本市では、すべての市民が年齢や体力に応じて、スポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、「スポーツ振興計画」を策定し、すべての市民がより健やかに、より豊かになる地域スポーツ社会の形成を進めています。

【課題】

- ◎スポーツやレクリエーションをしていない市民や、機会の少ない市民の誰もが、自らの健康状態や運動能力に応じて、自分に適したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境の整備が求められています。
 - ◎スポーツを持続的に行うためには、地域の人々が一緒に楽しく、いつまでもスポーツができる環境を整えていくことが大切です。このため、さまざまな世代が、さまざまなスポーツを行うことができ、地域の住民が中心となり自主的に運営していく「総合型地域スポーツクラブ」の育成を進める必要があります。
-

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①スポーツ振興計画の推進	<p>A スポーツ振興計画の推進</p> <p>○スポーツ振興計画の推進をはかり、すべての市民がより健やかに、より豊かになる地域スポーツ社会の形成に努めます。</p> <p>B 計画の周知</p> <p>○スポーツ振興計画の周知に努め、市民のスポーツに関する意識の高揚をはかり、スポーツへの参加を推進します。</p>
②スポーツライフの形成	<p>A 参加機会の拡大</p> <p>○スポーツをしていない市民やほとんどしていない市民の参加を促進するため、初心者や勤労者、女性を対象としたスポーツ教室の充実をはかります。</p> <p>○障害者のスポーツへの積極的な参加とスポーツを通じた地域参加を支援します。</p> <p>○ライフステージに応じたスポーツの普及に努め、身近で気軽にスポーツに親しめる環境の整備をはかります。</p> <p>B スポーツによる健康の増進</p> <p>○「自らの健康は自ら守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援するため、健康の維持・増進、技術・競技力の向上、生活習慣病・介護予防など、市民のライフステージに応じた生涯スポーツの普及をはかります。</p> <p>C スポーツによる交流の促進</p> <p>○市内だけでなく、周辺都市などで開催されるさまざまなスポーツ大会やイベントなどの開催を支援し、スポーツを通じた交流の促進に努めます。</p> <p>○地域のさまざまな世代が参加し交流するスポーツ大会の開催や地域のスポーツ団体相互の交流を目的とした大会の開催などを推進し、地域における交流を促進します。</p>

③スポーツ・レクリエーションの基盤整備

A 施設の維持・管理と活用

- スポーツ・レクリエーションの場として提供している既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設利用の利便性の向上に努めます。
- 地域のスポーツ・レクリエーションの活動拠点として、地域における身近な公共施設である学校施設の有効活用をはかります。
- 民間スポーツ施設や国営昭和記念公園などの効果的な活用を推進します。

B 人材の確保・育成と連携

- 地域のスポーツ・レクリエーションの振興を支える人材の確保と育成をはかるとともに、地域で活動する団体の組織化、ネットワーク化を推進します。
- 地域のスポーツ・レクリエーションを支える指導者の育成と支援に努めます。
- トップアスリートやスポーツトレーナー、スポーツドクターなど、技術力や専門性の高い人材の確保に向けた連携の推進に努めます。

C 情報の収集と提供

- スポーツ・レクリエーションに関する適切な情報の収集に努め、必要な情報に、必要なときにアクセスできる環境の整備をはかります。
- ICTを活用した、施設の予約情報のタイムリーな提供や、施設予約手続の利便性の向上をはかります。

D スポーツ・レクリエーション団体への支援

- 総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、その育成に努め、地域スポーツの計画的、組織的な推進をはかります。
- 地域のスポーツ・レクリエーション団体の支援に努めるとともに、その組織化を推進し、活動の活性化をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	36.5% ※1	50.0%	60.0%

※1 市民意識調査（平成21年度）による。

(5) 文化財

【施策の目指す姿】

地域の暮らしのなかで守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化の核となっています。

【現状と課題】

【現状】

◇市内には、国指定文化財が1件、東京都指定文化財が10件、昭島市指定文化財が24件あり、その保護・保存に努めています。また、多摩川沿いを中心に集落が形成されてから現代にいたるまで、その時代時代に生きた人々の生活や文化を調査し、その記録保存に努めています。

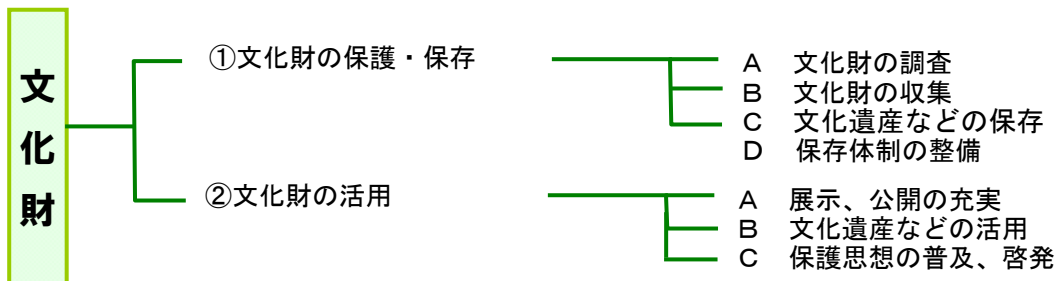
◇本市では、平成14年(2002年)3月から、市内から発掘された石器、土器類や市民から寄贈を受けた生活民具、古文書などを体系的に展示した、郷土資料室を開設し、古代から現代までの郷土の歴史、文化を紹介しています。

【課題】

◎文化財は、地域の伝統的な文化が結実した、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められています。

◎都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もあります。これらの文化遺産を後世に伝え、地域の文化資産として活用をはかるため、その調査と保護・保存が課題となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①文化財の保護・保存	<p>A 文化財の調査</p> <p>○地域の文化財の調査に努め、関連する文化財の総合的な把握と長期的な視野に立った計画的な保護、活用をはかります。</p> <p>B 文化財の収集</p> <p>○引き続き、埋蔵文化財や民具、古文書などの収集をはかるとともに、その整理、記録、保存に努めます。また、文化財資料の充実にも努めます。</p> <p>C 文化遺産などの保存</p> <p>○歴史の営みのなかで生み出され、守り伝えられてきた文化遺産や伝統的な文化芸術は、市民の共通の財産です。将来の文化芸術の発展の基礎とするため、その保存と継承に努めます。</p> <p>○祭礼などにより、地域で守り伝えられてきた有形の文化財については、必要に応じ適切な補修をはかり、後世に大切に継承していきます。</p> <p>D 保存体制の整備</p> <p>○収集、保存した文化財の適切な管理をはかるとともに、保存、収蔵スペースの確保に努めます。</p>
②文化財の活用	<p>A 展示、公開の充実</p> <p>○学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用をはかります。</p> <p>○アキシマクジラなど市の歴史と伝統を広く紹介するため、郷土資料室の活用をはかるとともに、文化財マップなどの活用により、文化財に関する情報の提供に努めます。</p> <p>○多目的な機能を有した社会教育複合施設の整備にあわせ、新たな展示保存スペースの確保を検討します。</p> <p>B 文化遺産などの活用</p> <p>○市民が、歴史的な文化遺産や伝統的な文化芸術に身近にふれることで地域に対する理解や愛着が育まれていきます。歴史的な文化遺産や伝統的な文化芸術に関する情報提供を充実し、市民の関心を高めて、文化事業の振興に向けた、さらなる活用をはかります。</p> <p>○地域で伝承されてきた郷土芸能や有形の文化財などについては、多くの人がこれらにふれることができる機会を充実させ、市内に人を呼ぶ観光資源としての活用をはかります。その一環として、市内の郷土芸能が一堂に会する「郷土芸能まつり」の定着に努め、質の高い伝統文化を市の内外にアピールしていきます。</p>

C 保護思想の普及、啓発

- 文化財に関するパンフレットの発行や講座の開催、文化財めぐりなどを実施し、市民の文化財に対する関心と認識を深め、文化財保護思想の普及、啓発をはかります。
- 文化財の保護などに関し、自主的な活動を行っている個人や団体との連携に努めるとともに、文化財に関する情報の共有をはかります。

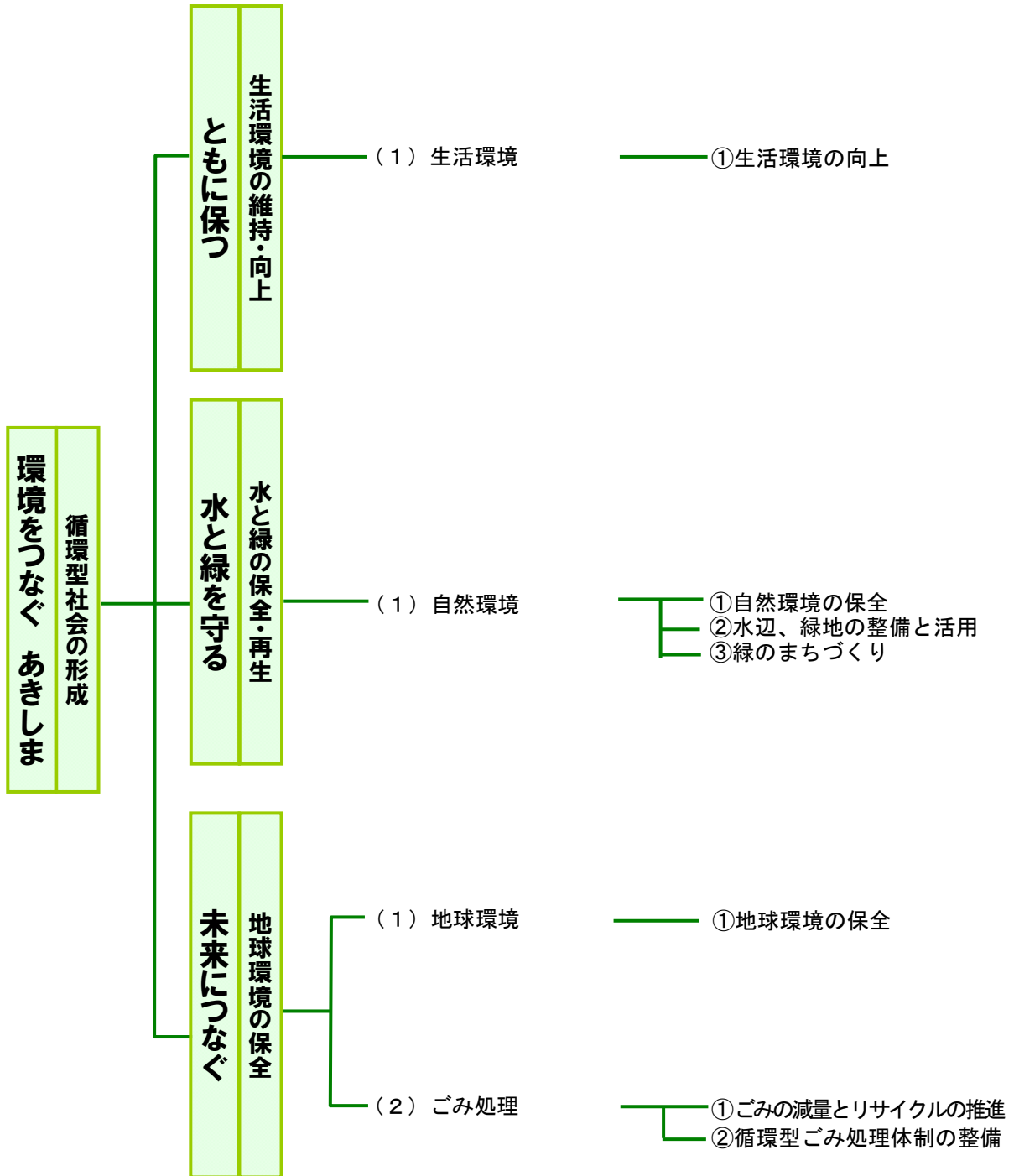
【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
郷土資料室の入場者数	744 人 ※1	1,000 人	3,000 人

※1 社会教育課（平成 21 年度）による。

第4章

環境をつなぐ あきしま（循環型社会の形成）



1 とともに保つ（生活環境の維持・向上）

（1）生活環境

【施策の目指す姿】

良好な生活環境のもと、市民が安全・安心にいきいきと暮らしています。

【現状と課題】

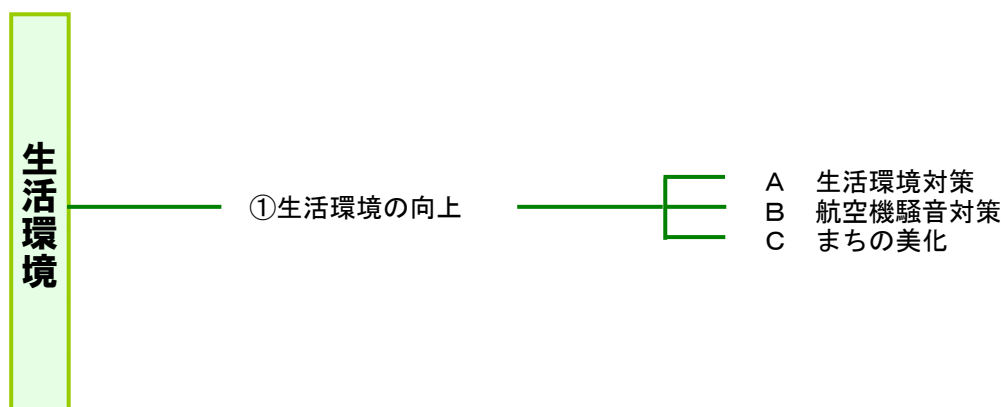
【現状】

- ◇身近な地域生活環境の維持・向上のため、市民と協働してまちぐるみによる美化活動を推進しています。
- ◇大気測定調査、交通騒音測定、河川などの水質調査や工場などへの立ち入り調査などを実施し、生活環境の定期的な現状把握に努めています。
- ◇ごみの不法投棄やたばこの吸殻のポイ捨て、犬・猫のフンなどの問題は、市民の関心も高く、多くの自治体共通の課題となっています。
- ◇航空機騒音は、本市特有の問題として、住宅防音工事の対象区域や補助対象施設の拡大、補助額の拡充を関係機関に要請し、生活環境の向上に取り組んでいます。

【課題】

- ◎市民、団体、事業者、行政のパートナーシップにより、良好な生活環境の維持と、更なる向上に努め、これらを次世代に引き継ぐとともに、市民が、安全・安心にいきいきと生活できるよう取り組むことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①生活環境の向上	<p>A 生活環境対策</p> <p>○生活環境の現状を把握するため、大気測定調査、河川などの水質調査、交通量・交通騒音調査などを定期的実施するとともに、工場や事業所への立ち入り調査を行うなど、継続して市民の生活環境を注視し、必要に応じ、適切な指導を実施します。</p> <p>B 航空機騒音対策</p> <p>○航空機騒音の測定、監視、調査体制の確保に努めるとともに、基地周辺自治体と緊密な連携をはかり、航空機騒音の軽減や住宅防音工事の対象区域の拡大、民生安定対策の充実について、引き続き関係機関に要請していきます。</p> <p>○平成 25 年（2013 年）度から騒音の評価指標が昼夜等の時間帯によって評価の重みが異なる時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更されるため、関係機関と連携をはかりながら適切に対応します。</p> <p>C まちの美化</p> <p>○美しい景観の維持・向上に向け、まちの清掃や美化運動など、市民の主体的な活動をサポートしていくとともに、市民、団体、事業者、行政が一体となって、「ごみを捨てない人づくり」「ごみを捨てにくいまちづくり」に努めます。</p> <p>○美しいまちを目指すため、空地などの適切な管理について土地所有者などに協力を求めるとともに、道路、公園、水路など公共施設については、市民や団体、事業者と協力しながら計画的に清掃を行います。</p> <p>○犬や猫の飼い主に対する飼育マナーに関する啓発を行い、心ない飼い主によるフン公害や無責任な餌やりをなくすよう努めます。</p>

【政策指標】

指標名		現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
公共用水域、大気、交通騒音における環境基準の達成度	公共用水域	80.0% ※1	96.7%	100%
	大気	100% ※1	100%	100%
	騒音	87.5% ※1	93.8%	100%

※1 公共用水域（1箇所）、大気（1箇所）、交通騒音（8箇所）について、市で計測した調査項目×日数を分母とした達成度。環境課（平成 21 年）による。

2 水と緑を守る（水と緑の保全・再生）

（1）自然環境

【施策の目指す姿】

市民、団体、事業者、行政の協働により、緑が保全されるとともに、まちのなかに緑や花が広がり、さわやかなまちづくりが進んでいます。

また、用水路沿いなどには良好な水辺景観が形成され、市民の憩いの場となっています。

【現状と課題】

【現状】

◇本市では、「水と緑の基本計画」を策定し、誇れる水と緑の保全・再生に努めています。

◇多摩川の水源地域である奥多摩で植林や森林の維持作業を実施し、水源林を守るとともにその大切さを体験しながら学ぶ「奥多摩・昭島市民の森」事業や、「水辺の楽校」事業、環境パンフレットの作成などを通じて、自然保護意識の普及・啓発をはかり、自然を大切にする心を市民とともに育てています。

◇恵まれた清流や湧水地など、うるおいのある水辺の環境や、市内に残された貴重な樹林地や緑地については、市民の協力を得ながらその保全に努めています。

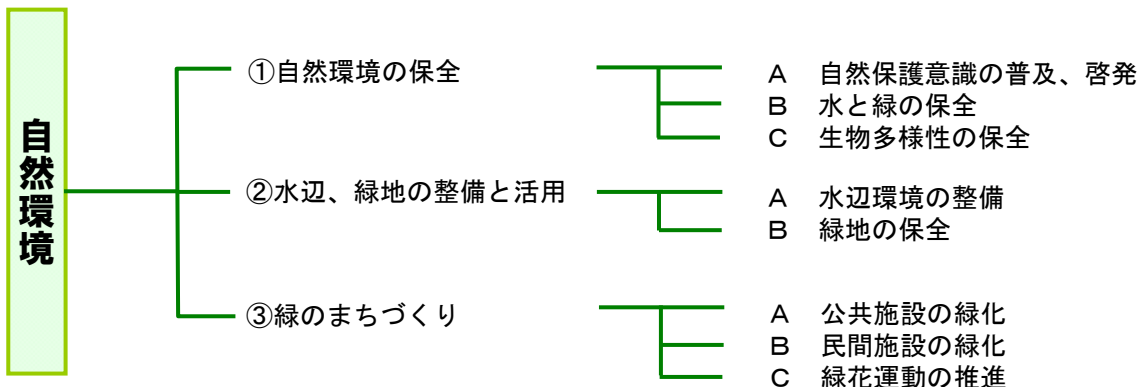
◇多摩川の河川敷や緑地は、国の「多摩川水系河川整備計画」に基づき、市民の憩いの場や自然とふれあえるレクリエーション空間として、その活用をはかっています。

【課題】

◎自然の恵みを持続して享受するためには、健全で豊かな生態系と生物多様性が維持されることが重要です。恵み豊かな生物多様性を保全し、自然と共生する社会の実現が求められています。

◎学校などの公共施設については、緑化を推進するとともに、民間施設にも緑化推進の働きかけを行っており、今後も地域ぐるみで緑化に取り組むことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①自然環境の保全	<p>A 自然保護意識の普及、啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に残された貴重な自然を保護するため、自然保護意識の普及、啓発に努めます。 ○自然保護などで活動する市民団体などへの支援に努めるとともに連携をはかります。 <p>B 水と緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用水路などの水辺の環境や、多摩川の河川敷、玉川上水の緑を保全し、野鳥や水生生物など、さまざまな生き物が生息できるよう努めます。 ○残された湧き水の重要性を啓発するとともに、所有者などの協力を得て、その保全に努めます。 ○樹林、樹木、生け垣などの緑については、市民と一体となってその保全に努めるとともに、保存樹林、保存樹木の指定を推進します。 ○東京都に対し緑地保全地域の指定拡大及び公有化をはかるよう要請するとともに、貴重な樹林地については、緑化推進基金の活用などにより公有化をはかります。 ○引き続き、森林での体験をとおして水源林保全や地下水涵養について学ぶ「奥多摩・昭島市民の森」事業の推進をはかるとともに、市域における雨水循環の維持に努めます。 <p>C 生物多様性の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球が育んできた生物多様性の恵みを持続的に享受し次世代に引き継ぐため、身近な体験などを通じて、将来を担う子どもたちをはじめ、すべての市民が生物多様性に対する理解を深めるように努めます。
②水辺、緑地の整備と活用	<p>A 水辺環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩川や玉川上水は水の流れを軸に豊かな緑が形成されていることから、水と緑のネットワーク形成を先導する主軸と位置づけ、関係機関と連携し、その整備と保全に努めます。 ○用水路の適正な維持管理を推進し、市民に親しまれる水辺環境の整備をはかります。 ○今後進められるまちづくり事業などにおいて、新たな水辺景観の整備を検討します。 <p>B 緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩川の河川敷や緑地は、市民の憩いの場や自然とふれあえるレクリエーション空間として一層活用できるよう、関係機関に要請します。 ○多摩川沿いの崖線に連続する樹林地などの保全に努め、市民や団体、事業者の協力を得ながらその維持をはかります。

③緑のまちづくり

A 公共施設の緑化

○学校などの公共施設は緑化推進のモデルとして位置づけ、市街地における緑のシンボルとして緑化に努めます。また、駅前広場については、人々がふれあい憩う、目に見える緑の空間として、その整備と活用をはかります。

B 民間施設の緑化

○緑と調和した良好な街並みが形成されるよう生け垣やベランダの緑化など、道路に面した敷地際の緑化を促進するとともに、建物の緑化などについて引き続き働きかけます。

C 緑花運動の推進

○緑化推進のために、緑化推進協力員や緑のボランティアの活力を活かし、市民参加による緑化を進めます。

○花の応援事業や街角ふれあい花壇事業の実施により、地域ぐるみ、市民ぐるみで緑と花のまちづくりを進めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市域のみどり率	43.8% ※1	43.8% (現状維持)	43.8% (現状維持)
一般家庭・民間事業所に対する 雨水浸透施設助成数	232基 ※2	400基	600基

※1 環境課（平成22年調査）による。

※2 下水道課（平成21年度）による。

3 未来につなぐ（地球環境の保全）

（1）地球環境

【施策の目指す姿】

地球環境に配慮したやさしいまちづくりが進められています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇「昭島市環境基本計画」に基づき、環境保全の啓発事業や環境学習の推進、地球温暖化対策のための施策に取り組んでいます。
- ◇環境緑花フェスティバル、環境パネル展などの開催や「昭島市の環境」の発行により、良好な環境を次代に引き継ぐことの大切さを伝え、市民の地球環境保全に対する意識の啓発に取り組んでいます。
- ◇本市では、率先して低公害車の導入や「エコ通勤」、「エコドライブ」に取り組んでいるほか、公共施設での雨水再利用や太陽光発電の導入を進め、省資源・省エネルギーの推進に努めています。
- ◇環境の大切さを子どもの頃から学んでもらうため、小学校での環境教育にも取り組んでいます。
- ◇太陽光発電などの新エネルギーの導入促進や「省エネ家計簿」等の施策により、家庭での地球温暖化対策を推進しています。

【課題】

- ◎地球環境を保全していくために温室効果ガス削減などの施策を総合的に推進し、良好な地球環境を次代に引き継いでいくことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①地球環境の保全	<p>A 地球環境保全意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「昭島市の環境」の発行やイベントなどの開催をとおして意識啓発に努めるとともに、事業者と協力し、ISO14001 など環境管理システムの普及に努めます。 ○自らの生活と地球環境とのかかわりについて、子どもの頃から理解と認識を深める環境学習を進めるとともに、地域を知り、地域への関心を高める機会をつくるように努めます。 ○市民が自ら取り組む環境活動を支援し、市民との連携により、地球にやさしい活動を地域から発信し、推進していきます。 <p>B 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予定されている環境基本計画の改定に際し、地域における地球温暖化対策を新たに盛り込み、その計画的な推進に努めます。 ○省資源・省エネルギー型のライフスタイルの普及・啓発に努め、地域における環境保全の取り組みを幅広く支援し、市民との連携のもと、暮らしと環境の調和をはかります。 ○引き続き「エコ通勤」や「エコドライブ」の推進、市庁用車への低公害車の導入に努めるとともに、市民、団体、事業者、行政が連携し、地球環境に負荷を与えない取り組みを推進します。 ○本市の公共施設においては、太陽光発電などの新エネルギーの導入や雨水の循環利用などを進めるとともに、「エネルギーの地産地消」を理想に、民間事業所や一般家庭への新エネルギーなどの普及促進に努めます。 ○温室効果ガス吸収源としての「奥多摩・昭島市民の森」事業を継続します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市施設における太陽光発電能力	10 kwh ※1	70 kwh	200 kwh

※1 環境課（平成21年度）による。

(2) ごみ処理

【施策の目指す姿】

ごみ処理に対する市民の意識が高まり、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を十分に認識し、相互の連携と協働により、ごみの減量とリサイクルが推進されています。

【現状と課題】

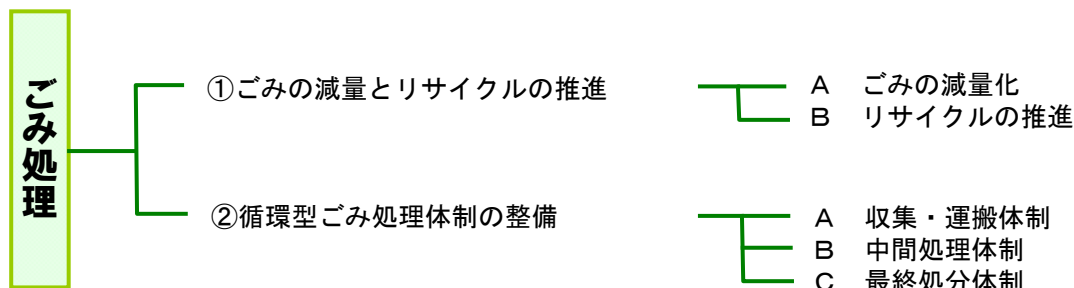
【現状】

- ◇市民や団体、事業者の協力により、ごみの排出量は減少傾向を示していますが、市民一人あたりのごみ排出量を多摩地域の市町村で比較すると、家庭系ごみはほぼ平均値であり、事業系ごみは平均値を上回っています。
- ◇家庭ごみの有料化や戸別収集の実施（集合住宅を除く。）により分別の徹底がはかれるとともに、多摩地域（25市1町）のごみ処理施設から排出される焼却残さを再生利用する東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の稼働により総資源化率は大幅に向上しました。
- ◇資源の循環利用を推進するとともに、市民と協働して資源循環型のまちづくりに取り組む拠点施設として、環境コミュニケーションセンターが平成23年度に稼働、さらに、周辺一体を武蔵野の自然環境再生のシンボル拠点、「エコ・パーク」として整備し、地域コミュニティの形成と環境共生型の公園づくりを進めています。

【課題】

- ◎資源循環型のまちづくりを進めるため、今後ともゴミの減量化への取り組みや、さらなる資源化の推進が必要となっています。
- ◎ごみの収集運搬や処理にともなう環境負荷をできる限り低減し、効率的で効果的なごみ処理体制の確保に努めていく必要があります。
- ◎環境コミュニケーションセンターの整備により、不燃ごみやプラスチックなどの適正かつ効率的なリサイクルを推進するとともに、ここを拠点として、市民、団体、事業者、行政のネットワークを構築し、相互の連携と協働により3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源循環型のまちづくりを進める必要があります。
- ◎可燃ごみの中間処理施設である清掃センターについては、ストックマネジメントの考え方により、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時に基幹的設備を更新することにより、施設の延命化と財政支出の節減をはかるとともに、延命化後の施設の将来展望についても検討を進める必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①ごみの減量とリサイクルの推進	<p>A ごみの減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭系ごみの排出量については、多摩地域の自治体のほぼ平均の値となっていますが、今後とも多摩地域の上位を目指し、家庭系ごみの減量化をより一層進めていきます。 ○事業系ごみの排出量については、多摩地域の自治体の平均を4割ほど上回っています。市内の産業形態の影響を受けてはいますが、事業者の自主的な減量を促進し、事業系ごみのより一層の排出抑制に努めます。 ○環境コミュニケーションセンターなどを拠点に市民、団体、事業者、行政のネットワークを構築し、相互に連携、協力して情報提供や環境学習を進め、ごみ減量意識の高揚に努めます。 ○コンポストや電動式生ごみ処理機の補助制度により生ごみの減量化を進めるとともに、事業者に対しても包装の簡素化、店頭回収の推進、再生品の販売などの協力を求めています。また、廃棄物減量等推進員制度の活用により、ごみ減量施策の一層の推進をはかります。 <p>B リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境コミュニケーションセンターの活用により、適正かつ効率的なリサイクルの推進に努めます。 ○市民との連携により分別の徹底をはかるとともに、技術的、財政的に可能な範囲でさらなる資源化施策の研究・検討に努めます。 ○事業系ごみの分別の徹底をはかるとともに、リサイクルに関する事業者の自主的な取り組みを支援し、事業者との適切な役割分担に基づく、事業系ごみの資源化を推進します。 ○資源回収制度の効果的、効率的な運営に努め、市民、団体、事業者、行政の連携と協力により、地域におけるリサイクル活動の推進をはかります。

②循環型ごみ処理体制の整備

A 収集・運搬体制

○環境への負荷の低減や公衆衛生の向上だけでなく、まちの美観や安全性にも配慮し、市民の意見を踏まえた収集体制や分別区分など、ごみ処理サービスの質的強化と市民の満足度の向上に努めます。

B 中間処理体制

○清掃センターと環境コミュニケーションセンターについては、周辺環境に配慮し、施設の性格や現状にあわせた適切な管理と運営を行うとともに、適正な中間処理体制の確保に努めます。

○清掃センター焼却炉の延命化後の将来展望について検討を進め、新たな可燃ごみ処理施設の整備計画を策定します。

C 最終処分体制

○東京たま広域資源循環組合と協力し、焼却灰のエコセメント化事業を推進するとともに、ごみの最終処分量の縮減に取り組み、最終処分場の延命化をはかります。

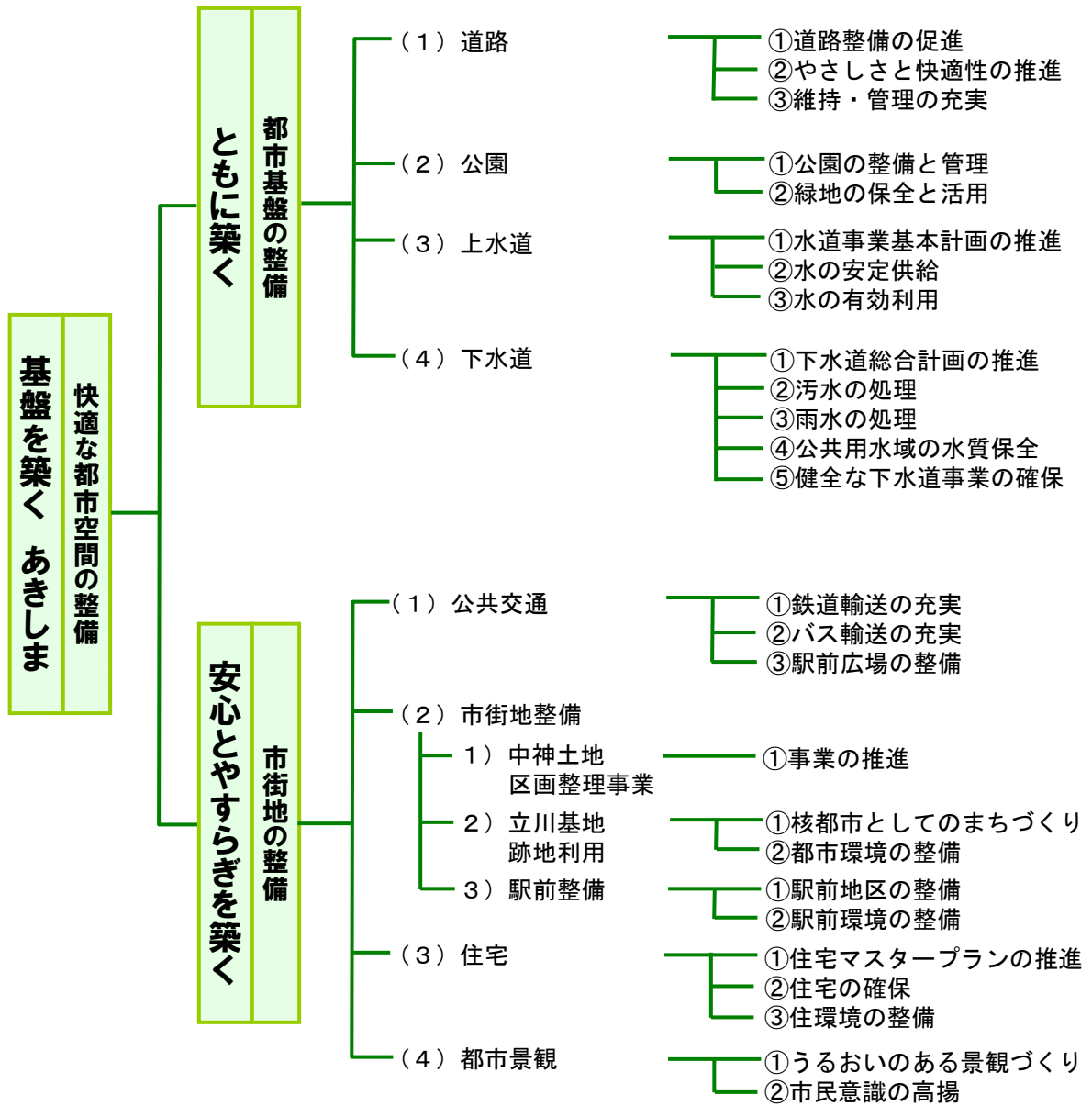
【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
家庭系ごみの排出量 (1日一人あたり)	644 g/人日 ※1	604 g/人日	573 g/人日
事業系ごみの排出量	7,100 t/年 ※1	6,735 t/年	5,700 t/年
リサイクル率 (総資源化率)	36.5% ※1	43.9%	49.0%

※1 清掃センター (平成 21 年度) による。

第5章

基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）



1 とともに築く（都市基盤の整備）

（1）道路

【施策の目指す姿】

すべての人が、安全で快適に利用できる道路環境が形成されています。

【現状と課題】

【現状】

◇市内には、広域幹線道路として国道1路線と都道8路線があり、1,267路線の市道がこれらと連携しネットワークを形成しています。

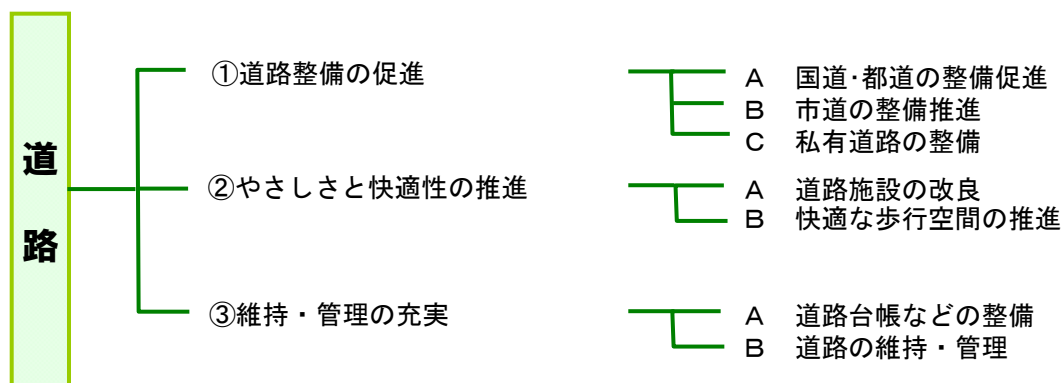
◇都市計画道路は、地域の骨格を形成する重要な道路として19路線、総延長にして35,930mが都市計画法に基づき計画決定されています。また、平成21年（2009年）度末の執行率は、62.3%となっています。

【課題】

◎市民生活や産業活動など、都市の営みを安定して支えていくため、国や都に国道や都道の整備促進を要請するとともに、市道の計画的な整備と適切な維持・管理が必要となっています。

◎道路は、地域の交通を支えるとともに、災害時における防災空間やライフライン施設としての機能を併せ持ち、地域の防災性を高めるための重要な役割を担っています。また、その整備にあたっては、環境への配慮や安全性の向上、ユニバーサルデザインの視点といった要素も欠くことができません。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①道路整備の促進	<p>A 国道・都道の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道及び都道については、歩行者の安全対策や通過車両の騒音対策の徹底など、人に優しい安全で快適な交通環境の維持、向上について、国や東京都に要請します。 ○広域的な幹線道路である国道 16 号（東京環状線）については、小荷田・松原地区の拡幅事業の促進を、継続して国に要請します。 ○東京都に対しては、引き続き都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅整備と中神駅南口駅前広場の整備の促進を要請します。 ○立川基地跡地昭島地区市街地整備事業においては、昭島都市計画道路 3・2・3 号（国営公園南線）及び昭島都市計画道路 3・2・11 号（国営公園西線）の早期事業化について、関係機関と協議を進めます。 <p>B 市道の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の体系的整備と安全で快適な生活道路網の充実に努め、うるおいとゆとりのある道路空間の確保をはかります。 ○市道の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者の安全対策や地域の特色を活かした景観づくりをはかるとともに、幹線道路については、歩車道の分離による安全で快適な歩行空間の確保に努めます。 ○昭島都市計画道路 3・4・2 号（市道昭島 46 号）については、国道 16 号拡幅整備事業の進捗状況などを勘案しつつ早期完了に努めます。 <p>C 私有道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域交通の円滑化と生活環境の充実に努めるため、「昭島市私道整備に関する規則」に基づき、私有道路の整備を実施します。
②やさしさと快適性の推進	<p>A 道路施設の改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狭隘道路の拡幅や交通支障箇所の解消に努めるとともに、道路照明の適切な設置や安全施設の充実に努めます。 ○ユニバーサルデザインの視点に基づき、道路のバリアフリー化に努めるとともに、ローマ字併記による道路案内表示やデザイン・景観に配慮したコミュニティサインの整備などを進め、利便性と快適性の向上に努めます。 ○必要に応じ、雨水浸透施設の設置や歩道などの透水性舗装を進め、雨水の地下還元をはかります。 ○うるおいややすらぎのある街並みを創出するため、地域性や連続性に考慮しながら、街路樹や植樹帯などによる緑化を進めます。 ○歩行中の休憩場所や市民のふれあいの場となるポケットパークについては、地域に根ざした維持・管理に努めるとともに、その整備にあたっては、地域に愛着を持ってもらえるようなモニュメントの設置についても検討していきます。

	<p>B 快適な歩行空間の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが安全・快適で円滑に移動ができるように、歩道の段差解消や勾配の緩和に努めるとともに、歩行に支障となる電柱の移設や架空線の地中化などについて関係機関と協議を進めます。 ○公園や公共施設などに面した道路については、それらの敷地の活用なども検討し、安全で快適な歩行空間の確保をはかります。 ○国道や都道の道路管理者と協力しながら、道路の美化や不法投棄の防止に努め、ポイ捨てのない美しい道路環境の維持に努めます。 ○広い歩道には、歩行中の休息場所としてベンチを設置するなど、散歩したくなるような魅力ある歩道空間の形成に努めます。 ○環境にやさしい乗り物としての自転車の適切な利用を推進するため、歩行者の安全確保に配慮しつつ、自転車の歩道通行が可能となるように努めます。 ○多摩川堤防上などの遊歩道について適切な維持・管理に努めるとともに、市街地において誇れる水と緑を体感しながら散歩ができる遊歩道の整備を検討します。
<p>③維持・管理の充実</p>	<p>A 道路台帳などの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路台帳の適切な更新をはかるとともに、システムの見直しなど、道路管理事務の円滑化に努めます。 ○地図情報システムの効率的な活用をはかり、道路施設や、上下水道施設などの一体的な管理に努めます。 <p>B 道路の維持・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路パトロールの定期的な実施により、破損個所の早期発見と早期改修をはかるとともに、幹線道路については計画的な改修を進め、道路の適切な維持・管理に努めます。 ○快適な都市生活を支える上下水道、電気、ガスなどの道路占用施設については、関係機関と調整し、協力するなかで、適切な維持・管理と耐震化を兼ね備えた整備の促進に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
都市計画道路の施行率	62.3% ※1	68.0%	77.0%
歩道の延長距離	70,079m ※2	72,600m	75,500m

※1 計画決定延長に対する施行済延長比を示す。都市計画課（平成21年度）による。

※2 管理課（平成21年度）による。

(2) 公園

【施策の目指す姿】

公園や緑地が市民の憩いの場となり、地域にうるおいとやすらぎを与えています。

【現状と課題】

【現状】

◇市内には、25 の都市計画公園と 2 つの都市計画緑地があります。都市計画公園、都市計画緑地は、その規模、位置、内容などを都市計画として定め、計画的に整備していこうとするものです。平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在の都市計画公園の開設面積は 83.42ha、都市計画緑地の開設面積は 17.12ha となっています。

◇市内には、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在、都市公園法に基づく都市公園が 33 園（うち 3 園が都市計画緑地内にあり、17 園が都市計画公園となっています。）、昭島市児童遊園条例に基づく児童遊園が 49 園（うち 5 園が都市計画公園内にて開園しています。）あり、都市公園の開設面積は 450,951 m²、児童遊園の開園面積は 38,971 m²となっています。

◇公園の設置状況を市民一人あたりの公園面積で見ると、平成 21 年（2009 年）度では、10.0 m²で、多摩 26 市の平均 6.57 m²を上回り、面積の広い方から 5 番目となっています。

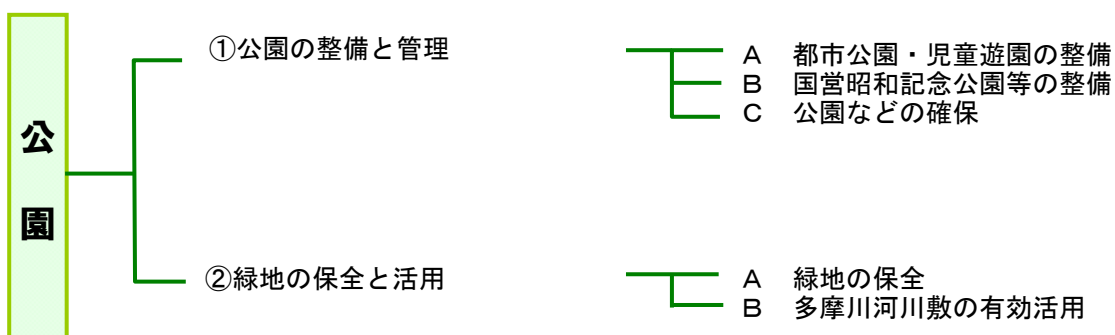
【課題】

◎公園・緑地には、都市生活にうるおいやすらぎをもたらすレクリエーションの場としての役割や、生態系の保全など環境保全の役割に加え、都市防災の拠点としての役割や都市景観を形成する役割などがあり、まちづくりにおいて公園・緑地の果たす役割は極めて大きいものがあります。

◎市民がやすらぎと豊かさを実感できるように、公園や緑地の整備に努める必要があります。

◎市民が身近な公園として親しんでいる都市公園や児童遊園については、その適切な維持・管理に努めるとともに、清掃などについては、市民との協働による、地域に根ざした事業の推進をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①公園の整備と管理	<p>A 都市公園・児童遊園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園や児童遊園については、計画的な整備に努めます。 ○公園の整備にあたっては、ユニバーサルデザインや防災の視点に配慮するとともに、地域の特性を活かし、個性と魅力のある公園となるように努めます。 ○地域との連携により、市民の意見を反映した、市民参加の公園づくりに努めるとともに、アダプト事業による公園の美化・清掃作業などの推進をはかります。 ○市民が身近な公園に親しみを持ち、市民のふれあいの場として積極的に活用されるように、トイレや遊具などの施設や緑の適切な維持・管理をはかり、明るく魅力的な公園の保持に努めます。 ○本市のシンボリックな公園である昭和公園については、さらにゆとりとやすらぎのある、多目的に利用できる公園を目指し、「昭和公園整備構想」に基づく計画的な整備を進めます。 <p>B 国営昭和記念公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国営昭和記念公園の早期全面開園に向けて、関係機関に整備の促進を要請していきます。 ○立川基地跡地の昭島地区の整備にあたっては、調節池の平常時利用や国営昭和記念公園との連担にも配慮した公園の整備について、関係機関に要請していきます。 <p>C 公園などの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都営住宅の再整備や、民間の新たな開発行為などにあたっては、できる限り公園や広場などが確保できるように、関係者との調整をはかります。 ○緑豊かな美しいまちなみを築くため、公園や広場など身近なオープンスペースは、緑を育む空間として位置づけ、その確保に努めます。
②緑地の保全と活用	<p>A 緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に残された貴重な緑地は、生態系を維持し、生物多様性を保持する空間としてできる限りその保全に努め、次世代に引き継いでいきます。 <p>B 多摩川河川敷の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩川の河川敷については、国が策定した多摩川水系河川整備計画に基づく機能空間区分に配慮し、水辺の環境の保全に努めるとともに、市民が緑とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ空間としての活用について、調整をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民一人あたりの公園面積	10.0 m ² ※1	10.2 m ²	10.5 m ²

※1 多摩地域データブック（平成21年版）による。

(3) 上水道

【施策の目指す姿】

地下水 100%の安全でおいしい水が安定供給されています。

【現状と課題】

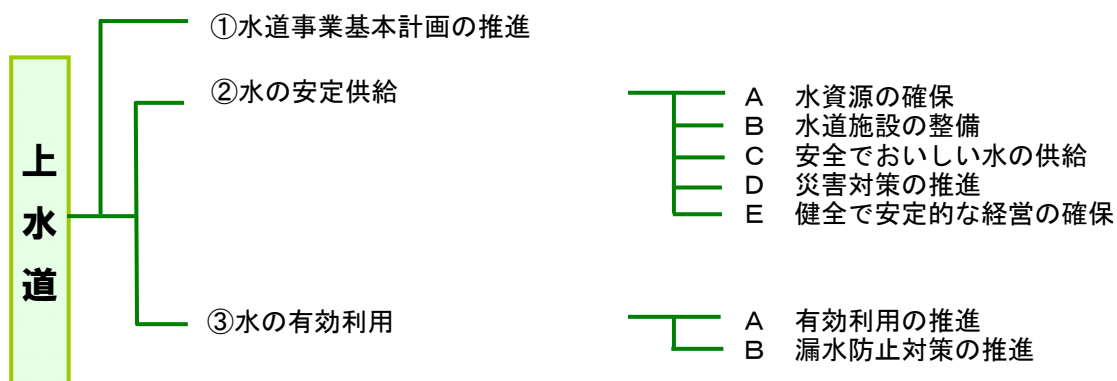
【現状】

- ◇本市の水道事業は、昭和 29 年（1954 年）に計画給水人口 2 万人、1 日最大給水量 4,000 m³、一人 1 日最大給水量 200ℓ の事業認可を受け、同年 11 月から給水を開始し、昭和 63 年（1988 年）には普及率 100%を実現しました。
- ◇人口の増加にともない、給水人口も増加傾向にありますが、節水意識の定着や節水型機器の普及により、一人 1 日あたりの使用水量や総給水量は減少傾向にあります。
- ◇水道水源は、給水開始以来 100%地下水を使用しています。それにより、安全でおいしい水道水が低廉で安定的に給水されてきました。
- ◇施設の耐震化を計画的に進めるとともに、東京都水道局や水道関連団体との応援協定を締結するなど、災害時の応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めています。
- ◇平成 19 年（2007 年）度に「昭島市水道事業基本計画」を策定し、水道事業の計画的な推進をはかっています。

【課題】

- ◎水道事業は、本市の宝である地下水 100%のおいしい水を将来にわたって維持し、次代に引き継ぐことが求められています。
- ◎安全で安心な水を安定して供給するために、施設の計画的な改修や配水管の耐震化などを推進するとともに、水質検査など安全性保持の取り組みも適切に実施する必要があります。
- ◎地下水 100%の水道を維持していくため、雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置により、雨水の循環利用などを推進し、地下水の保全と節水に努める必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①水道事業基本計画の推進	<p>「水道事業基本計画」に基づき、水道事業の計画的な運営と課題の解決に努めます。</p>
②水の安定供給	<p>A 水資源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水の揚水量を適正に保つとともに、水源井（水源とする井戸）の調査を定期的実施し、しゅんせつやポンプの改修を計画的に実施するなど、水源施設の適切な維持・管理に努めます。 ○水資源の確保のため、雨水浸透施設の設置などにより地下水の涵養をはかるとともに、「奥多摩・昭島市民の森」事業への積極的な協力をはかります。 <p>B 水道施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震化を含め、配水場の計画的な更新を進めるとともに、老朽管の更新も継続していきます。 ○必要な配水管網の整備に努め、配水水圧の均一化をはかります。 <p>C 安全でおいしい水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的な水質検査の実施により、原水の水質監視に努めるとともに、事業者などに地下水汚染防止のための適切な措置を求めていきます。 ○水道水については、定期的な水質検査に加え、自動水質監視装置による常時監視を継続し、水道水の安全性を保持します。 ○おいしい水の給水を目指し、集合住宅などで貯水槽を経由せず配水管から直接給水する、直結給水方式への切り替えを促進します。 <p>D 災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水道施設及び管路の計画的な耐震化を進め、自家発電設備や災害対策用飲料貯水槽の適切な維持・管理に努めるとともに、危機管理マニュアルに基づく職員研修の充実など、応急給水体制や応急復旧体制の強化に努めます。 <p>E 健全で安定的な経営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低廉な水道料金で安全でおいしい水を給水していくため、さらなる業務の効率化や事業及び財政運営の計画的な執行に努め、健全で安定的な経営の確保に努めます。 ○事業計画や財政計画の基礎となる水需要予測については、人口の推移や社会の動向を適切にとらえ、定期的な見直しをはかります。

③水の有効利用

A 有効利用の推進

- 市民や事業者に「水を大切にしてお金を無駄に使わない」、水の有効利用の意識を高め、地下水 100%の水道事業の維持に努めます。
- 雨水貯留槽の設置を助成し、雨水の再利用に関する意識の啓発を進めるとともに、大規模な公共施設の整備にあたっては雨水利用施設の設置に努めるなど、都市の貴重な水資源として雨水の有効利用を進めます。

B 漏水防止対策の推進

- 配水管や給水管の漏水調査を継続して実施し、漏水の早期発見に努め、漏水防止対策の推進をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民一人あたりの1日水道使用量	316ℓ ※1	305ℓ	300ℓ
水道管の耐震化率	20.9% ※2	27.0%	37.0%

※1 水道部（平成 21 年度）による。

※2 耐震管（離脱防止機構付ダクタイル鋳鉄管）の布設割合。水道部（平成 21 年度）による。
なお、比較的地震に強いといわれているダクタイル鋳鉄管（離脱防止機構がないものも含む。）及び鋼管の布設割合は 90.4%となっており、全国的にも高いレベルにあります。

(4) 下水道

【施策の目指す姿】

下水道事業が安定的に運営され、うるおいのある環境のもと、市民が快適な生活をおくっています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇本市では、昭和47年（1972年）度から下水道事業に着手し、流域関連公共下水道として、汚水と雨水の分流方式による整備を進め、汚水については、平成14年（2002年）度末時点で整備をほぼ完了しました。
- ◇雨水については、雨水幹線を中心に整備を進めています。平成21年（2009年）度末の下水道の雨水整備率（整備済面積の割合）は40.6%ですが、雨水幹線の整備率（整備済延長の割合）は72.5%となっています。
- ◇雨水整備は、時間雨量50mmに対応できるように計画しています。時間雨量50mmを超える激しい集中豪雨は、平成10年（1998年）に2度発生しています。
- ◇平成21年（2009年）度末の水洗化率は98.3%となっており、市民のほとんどが下水道を利用しています。
- ◇「昭島市下水道総合計画」を平成21年（2009年）度に策定し、下水道事業の計画的な推進に努めています。

【課題】

- ◎水洗化率100%を目指し、引き続き、下水道の接続促進に努めていく必要があります。
- ◎浸水被害の解消や軽減を目指し、雨水施設の整備に努めるとともに、都市型水害（ゲリラ豪雨）への対応も必要となっています。
- ◎限られた予算のなかで適切に事業を運営していくため、施設の計画的な維持・管理に努め、事業の継続性を確保していく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①下水道総合計画の推進	「下水道総合計画」に基づき、下水道事業の計画的な運営と課題の解決に努めます。
②汚水の処理	<p>A 汚水管きよの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路等の整備計画にあわせ、汚水管きよの整備を進めます。 ○立川基地跡地昭島地区の土地利用計画の進捗状況にあわせ、当該地区の事業認可を取得し、汚水管きよの整備を進めます。 <p>B 水洗化の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水洗化率 100%を目指し、未接続世帯や事業者に対し効果的な啓発や指導を行い、水洗化の普及促進に努めます。 <p>C し尿の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の普及促進をはかりつつ、し尿の衛生的な収集処理を進めます。
③雨水の処理	<p>A 雨水管きよの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、雨水幹線の優先的な整備に努めます。 ○低地盤地区や雨水排除能力の低い地域などの把握に努め、雨水枝線の優先順位を検討し、その計画的な整備に努めます。 <p>B 浸水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市型水害（ゲリラ豪雨）への対策として、雨水浸透施設などの整備を推進し、雨水の流出抑制と地下還元をはかります。
④公共用水域の水質保全	<p>A 河川水質の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携と協力により、適切な下水処理を実施し、多摩川及び残堀川の水質の保全をはかります。 ○基準を超える排水が下水道に放流されないように、下水道排水設備の適正な使用と下水排水基準の遵守について指導と啓発に努め、水質の維持・向上に努めます。 <p>B 汚水の高度処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、東京都に対して、処理水の再利用や下水の高度処理などの促進を要請し、水の有効利用と多摩川の水質向上をはかります。

⑤健全な下水道事業
の確保

A 下水道施設の最適化

- テレビカメラや目視による調査を計画的に進め、その結果を下水道台帳で一元管理し、施設の計画的な維持・管理を進めます。
- 施設の老朽度を勘案し、適切な時期に施設の延命化や更新をはかり、下水道事業のコスト削減に努めます。

B 耐震化の推進

- 下水道施設の計画的な耐震化に努めます。また、重要な幹線管路については優先的に耐震化を進め、避難所や防災拠点の排水を受け入れている管きよの流下機能の確保をはかります。
- 災害対応訓練の実施や災害時の応急復旧に必要となる資機材の確保に努め、災害時に被害を最小限にとどめ、下水道事業の早期復旧がはかれる体制の整備を進めます。

C 下水道事業の継続性の確保

- 老朽施設の改築・更新や耐震化の推進など、限られた予算のなかで適切な事業を実施していくため、下水道事業の効率的な経営に努めます。
- 将来にわたり、安定した下水道事業を継続していくため、財政分析や経営収支の見通しを踏まえた財政計画と事業計画を策定し、計画的で効率的な事業の展開をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
公共下水道雨水幹線整備率	72.5% ※1	80.0%	90.0%

※1 下水道課（平成21年度）による。

2 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）

（1）公共交通

【施策の目指す姿】

環境に配慮した公共交通ネットワークが整備され、市民が目的地にスムーズに移動することができます。

【現状と課題】

【現状】

◇市内の鉄道各駅（西立川駅を含む。）における乗降客数は増加傾向を続け、平成20年（2008年）度における1日平均の乗降客数は約19万人となっています。また、鉄道4路線の結節点である拝島駅の1日平均の乗降客数は約9万人で、鉄道は市民の生活を支える重要な交通手段となっています。

◇本市では、駅を中心にバス会社4社の路線網が延びています。平成20年（2008年）度における路線延長は188.49km、停留所は604箇所、一日あたりの平均の輸送人員は約17,600人となっています。

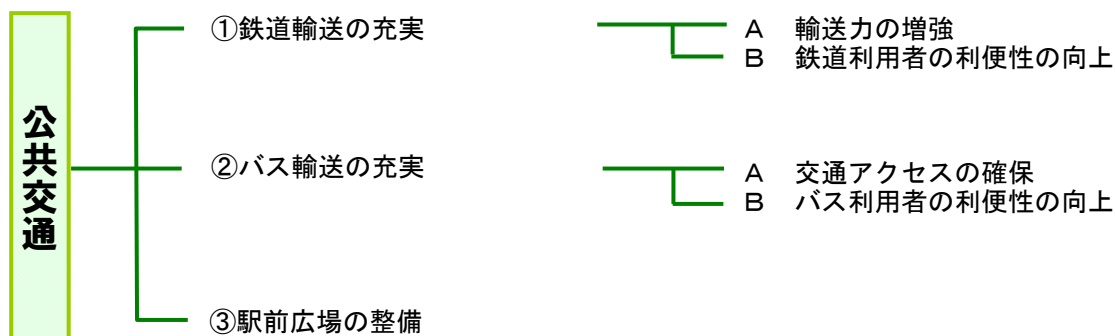
◇本市では、交通不便地域の解消に向け、平成13年（2001年）度から、バス会社に委託し、コミュニティバス（Aバス）の運行を開始しました。平成20年（2008年）5月には、東ルート・西ルートに加え、北ルートの運行を開始し、全体で3系統の運行となっています。平成21年（2009年）度におけるAバスの輸送人員は年間で約145,741人、1日あたり約400人となっています。

【課題】

◎鉄道は、省エネルギーで経済的な大量輸送交通機関として、都市部の交通環境を支えています。鉄道機能のさらなる充実に向け、沿線の自治体と一体となった広域的な取り組みが必要とされています。

◎バス交通は、駅までの交通アクセスの手段であるとともに、商業施設や病院、公共施設などを結ぶ日常生活の足として重要な役割を果たしています。高齢化社会を迎え、また環境面からもその有効活用が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①鉄道輸送の充実	<p>A 輸送力の増強</p> <ul style="list-style-type: none"> ○混雑緩和に向け、電車の増発や長編成化による輸送力の増強について、沿線自治体と協力しながら関係機関に要請します。 <p>B 鉄道利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道利用者の利便性の向上に向け、都心への直通電車や快速電車の増発、ユニバーサルデザインに基づく駅舎のさらなる改善について関係機関に要請します。 ○八高線の拝島駅、小宮駅間の新駅設置について、引き続き関係機関に要請します。
②バス輸送の充実	<p>A 交通アクセスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の交通需要に対応したバス路線の保持に努め、鉄道各駅や病院、公共施設への交通アクセスの確保をはかります。 ○市民が利用しやすい公共交通を目指し、定時運行の確保に向けた環境の整備に努めます。 <p>B バス利用者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢化などともなう生活サイクルの変化にあわせた運行数の確保や、ユニバーサルデザインに基づく高齢者などに優しい車両の導入など、利用者の利便性の向上をバス会社に要請していきます。
③駅前広場の整備	<p>公共交通の結節点となる駅前広場については、ユニバーサルデザインやターミナル性に配慮し、市民の意見を反映した使いやすい施設となるような整備に努め、公共交通の一体的な機能充実に努めます。</p>

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
Aバスの年間乗客数	145,741 人 ※1	146,000 人	147,000 人

※1 交通対策担当（平成21年度）による。

(2) 市街地整備

【施策の目指す姿】

賑わいと魅力のある良好な市街地が形成されています。

1) 中神土地区画整理事業

【現状と課題】

【現状】

◇本市では、道路や公園、広場などの公共施設と宅地の一体的な整備により、良好な生活環境を形成するため、「昭島都市計画の中神土地区画整理事業」として、青梅線中神駅北側の約144.7haの区域において、昭和39年（1964年）から区画整理事業を実施しています。

◇中神土地区画整理事業では、施行地区を第一工区（工場地区 80.3ha）、第二工区（住宅地区 45.5ha）、第三工区（立川基地跡地隣接地区 18.9ha）の三つの工区に分割し事業を進めています。第一工区は昭和62年（1987年）に整備が終了し、現在、第二工区を駅前ブロック（15.0ha）、北ブロック（11.0ha）、西ブロック（19.5ha）の三つのブロックに分け段階的に事業を進めています。

【課題】

◎現在、駅前ブロックの整備を推進していますが、引き続き、権利者との合意形成に努めるとともに、地域実情に則した整備手法の検討についても進める必要があります。

【施策の体系】

中神土地区画 整理事業

①事業の推進

A 第二工区（住宅地区）

B 第三工区（立川基地跡地隣接地区）

【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①事業の推進	<p>A 第二工区（住宅地区）</p> <p>○昭島都市計画の中神土地区画整理事業調査会の答申をもとにした基本計画に基づき、引き続き駅前ブロックの事業を推進します。また、北ブロック、西ブロックについては、駅前ブロックの進捗を勘案しながら事業の推進に努めます。</p> <p>B 第三工区（立川基地跡地隣接地区）</p> <p>○第三工区については、現況での環境整備に努めるなかで総合的な検討を進めます。</p>

2) 立川基地跡地利用

【現状と課題】

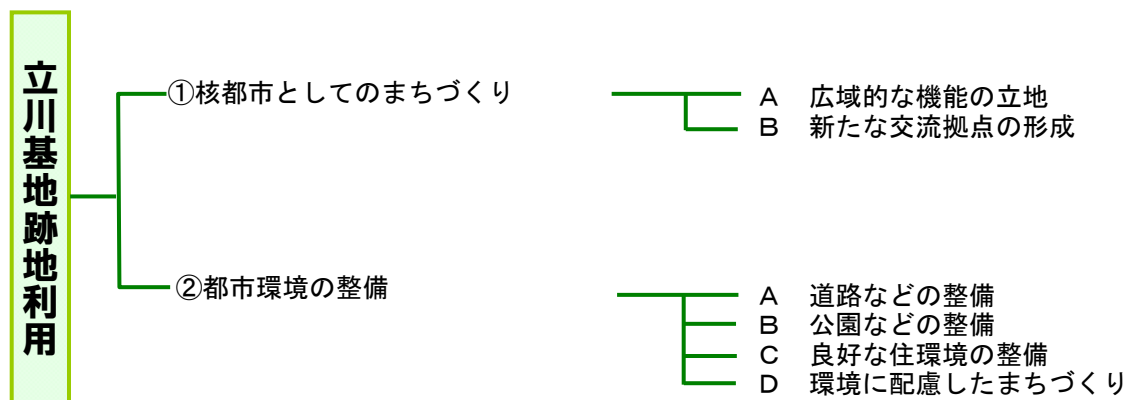
【現状】

- ◇立川基地は、昭和52年（1977年）に米軍から返還され、防災基地や国営昭和記念公園などに活用されていますが、立川基地跡地昭島地区の約70ha（約8haの立川市域を含む。）は、国の方針に基づき、留保地として現在まで未利用のままとなっています。
- ◇平成15年（2003年）に留保地に関する国の基本方針が「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換され、国から概ね5年以内の実効性のある土地利用計画を策定するよう求められたことを受け、東京都や立川市等との協議会において土地利用計画の検討を進めました。
- ◇平成19年（2007年）9月、国から「国際法務総合センター（仮称）」等の立地について協力の要請があり、本市としては、国の要請を受け入れるなか、平成20年（2008年）6月に立川基地跡地昭島地区の「昭島市域土地利用計画」を策定し、国に提出しました。
- ◇平成21年（2009年）に東京都が策定した「多摩の拠点整備基本計画」では、立川の中心市街地及び立川基地跡地等と一体的な地区形成が可能な区域を核都市「立川」の整備エリアとしており、立川基地跡地昭島地区はその一翼を担っています。
- ◇立川基地跡地昭島地区の昭島市域土地利用計画では、国際的な施設の立地など、核都市にふさわしい広域的な機能や、業務、商業機能の導入を進め、賑わいと活気にあふれ、環境や景観に配慮された質の高い生活空間の形成を推進するものとしています。

【課題】

- ◎立川基地跡地昭島地区の整備にあたっては、計画的に市街化を進めることとしており、関係機関との積極的な調整に努め、その着実な進行をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①核都市としてのまちづくり	<p>A 広域的な機能の立地</p> <p>○核都市にふさわしい広域的な機能や、業務・商業機能の導入を進め、賑わいと活気の創出をはかります。</p> <p>B 新たな交流拠点の形成</p> <p>○東中神駅周辺は、導入する広域的な諸機能と連携する新たな交流拠点として位置づけ、拠点性を高めるための土地利用を推進します。</p>
②都市環境の整備	<p>A 道路などの整備</p> <p>○都市計画道路や区画街路などの交通基盤や公共上下水道の整備をはかります。</p> <p>○立川基地跡地昭島地区の整備にあわせ、東中神駅の橋上駅舎及び自由通路の整備をはかります。</p> <p>B 公園などの整備</p> <p>○公園の整備や連続した緑の確保等を行い、水と緑のまちづくりをはかります。</p> <p>○整備区域内にある調節池の平常時利用や国営昭和記念公園との連担に配慮した公園の整備について、関係機関に要請していきます。</p> <p>C 良好な住環境の整備</p> <p>○隣接する国営昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間の形成をはかります。</p> <p>○まちづくりの基本的な考え方を実現するために、地区計画などの適切な都市計画手法を導入します。</p> <p>D 環境に配慮したまちづくり</p> <p>○屋上緑化や太陽エネルギー利用など環境に配慮した建築計画の誘導や、浸透性の高い舗装材の使用等、環境に配慮したまちづくりをはかります。</p>

3) 駅前整備

【現状と課題】

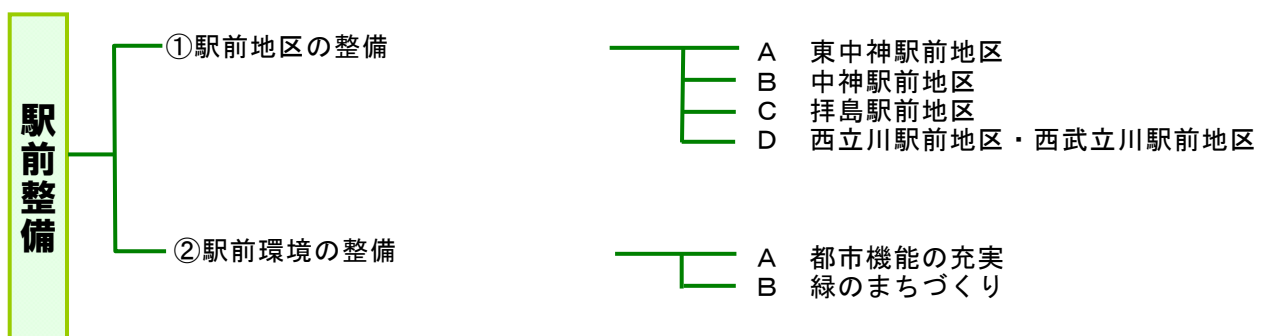
【現状】

- ◇市内には、鉄道の駅として東中神駅、中神駅、昭島駅、拝島駅があります。また、西立川駅の一部も昭島市域にあり、西武立川駅も隣接しています。駅前広場としては、このうち東中神駅の南口、中神駅の北口、昭島駅の北口と南口の整備が完了しており、拝島駅の南口は現在整備中です。
- ◇拝島駅では南口駅前広場の整備により、多方面からのバスによる交通アクセスが可能になります。
- ◇未整備の駅前広場のうち、東中神駅の北口は立川基地跡地昭島地区の整備計画を踏まえ、計画的な整備に取り組んでいます。また、中神駅の南口は都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅とあわせ、引き続き、東京都に整備の促進を要請しています。
- ◇鉄道を挟んで南北に分断されている市街地の連絡性を向上させて、一体的でバランスの取れた駅前整備を進めるため、駅の南北市街地をつなぐ自由通路の整備を進めてきました。現在、未整備の駅は東中神駅のみとなりましたが、立川基地跡地昭島地区の整備にあわせ、計画的な取り組みを進めています。

【課題】

- ◎駅周辺は、訪れた人が最初に「あきしま」を感じる場所であるとともに、多くの人が行き交う交流の拠点ともなります。そのため、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にもやさしく使いやすい場所であるとともに、市民の交流を促すような、多機能で個性的な空間が求められています。


【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①駅前地区の整備	<p>A 東中神駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅北側については、「核都市」立川の一翼を担う拠点都市にふさわしい玄関口としての整備の推進をはかります。また、南側の駅前広場は、既に完成し交通機能は充足されていますが、駅北側地域との整合をはかるなかで、再整備について検討します。 ○ 南北の自由通路の整備と橋上駅舎化については、立川基地跡地昭島地区の開発と連携し、整備の推進をはかります。 <p>B 中神駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅南側については、都道 152 号線（中神停車場線）の拡幅と都市計画決定されている駅前広場の整備などについて、引き続き、東京都に整備の促進を要請していきます。 <p>C 拝島駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅南側については、駅前広場を含む都市計画道路 3・4・2 号（市道昭島 46 号）や周辺道路、自転車等駐車場の整備を早期に完了させ、交通安全の確保と交通混雑の解消に努めます。 ○ 市民の意見を反映した基盤整備や拝島駅南口地区地区計画を中心として、市民との協働によるまちづくりの推進や、商業の活性化を図ります。 <p>D 西立川駅前地区・西武立川駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西立川駅南側の駅前広場については、立川市との協議・調整をはかります。 ○ 西武立川駅南側については、民間の開発事業の動向などを踏まえ、都市基盤の整備と良好な住環境の整備に向け、関係機関との協議・調整をはかります。
②駅前環境の整備	<p>A 都市機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅を中心として、文化・交流機能や観光機能、情報発信機能、商業機能、公共公益機能など複合機能の導入に努め、都市拠点としての機能の向上に努めます。 ○ 駅前周辺の自転車駐車場の整備に努め、市民の利便性の向上をはかります。 <p>B 緑のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅周辺の緑の確保に努め、駅を核とした緑のまちづくりを進めます。 ○ 駅前広場など駅前地区の整備にあたっては、本市の特性である水と緑を活かしたまちづくりを進めます。 ○ 市民との連携と協力により、駅前花壇などを利用した緑化運動の推進をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値（H27）	目標値（H32）
立川基地跡地昭島地区整備事業の進捗率	—		100%
都市計画決定された駅前広場の整備率 整備済数／全体数	67.0% ※1	83.0%	85.7%

※1 都市計画課（平成21年度）による。

(3) 住宅

【施策の目指す姿】

安心して住み続けられる質の高い住環境が形成され、誰もがゆとりとうるおいのある生活を実感しています。

【現状と課題】

【現状】

◇本市では「住宅マスタープラン」に基づき、本市の特性を活かした、ゆとりとうるおいのある住宅まちづくりを総合的、計画的に推進しています。

◇平成20年（2008年）に実施された住宅・土地統計調査から、本市の住宅ストックの状況を見ると、住宅総数は45,870戸で、このうち持ち家の割合は48.7%、木造住宅の割合は45.7%、共同住宅の割合は58.5%で、そのうちの約半分（50.1%）は平成2年（1990年）以前に建築されています。また、公共賃貸住宅の戸数は6,462戸となっています。

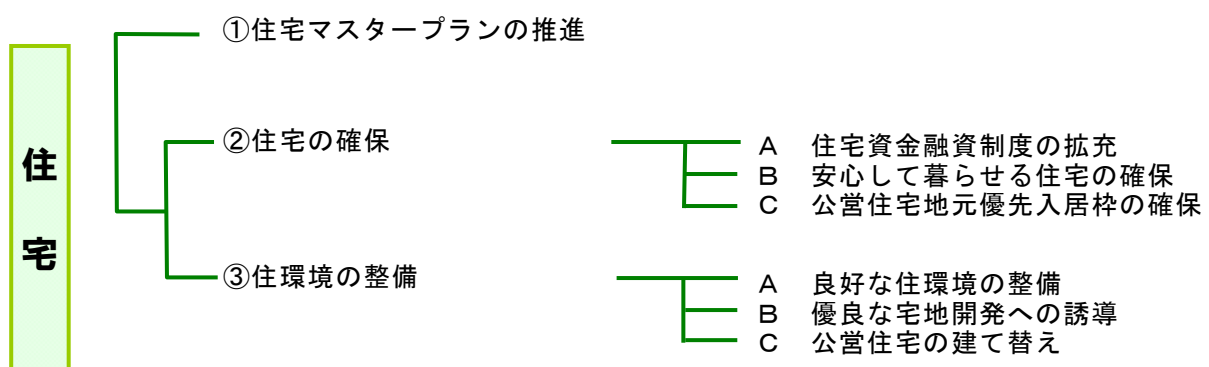
◇平成20年（2008年）度の推計によると、市内の住宅のうち必要な耐震性を満たしているものは12,904棟（60.3%）で、耐震化が必要な住宅は木造で7,970棟、非木造で528棟となっています。

【課題】

◎市民の居住に対する関心は、住宅単体から居住生活全般に及ぶ住環境へと広がり、安全・安心やユニバーサルデザインの視点に基づいた住環境の形成が求められています。

◎地震による被害から市民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、住宅の耐震化を計画的に進めていくことが必要となっています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①住宅マスタープランの推進	<p>住宅マスタープランに基づき、本市の特性を活かした、ゆとりと潤いのある住宅まちづくりを総合的、計画的に推進するとともに、社会状況の変化や市民の居住ニーズに柔軟に対応していくため、適切な時期に住宅マスタープランの見直しをはかります。</p>
②住宅の確保	<p>A 住宅資金融資制度の拡充</p> <p>○多様化し高度化していく市民の居住ニーズに対応し、良質な住宅と良好な住環境の確保に向け、住宅資金融資制度の拡充について、関係機関に要請します。</p> <p>B 安心して暮らせる住宅の確保</p> <p>○高齢者、障害者などが、住みなれた地域社会のなかで、健康で安心して生活を営むことができるよう、ユニバーサルデザインに基づいた住宅の整備やシルバーピアの確保などについて、関係機関に要請します。</p> <p>C 公営住宅地元優先入居枠の確保</p> <p>○都営住宅など公営住宅の建替事業に際しては、地元優先入居枠の拡大について、関係機関に要請します。</p>
③住環境の整備	<p>A 良好な住環境の整備</p> <p>○本市の特性を活かし、自然環境と調和した住環境の誘導に努め、緑とオープンスペースを確保し、都市景観に配慮した、うるおいのある住環境の形成に努めます。</p> <p>○民間住宅の耐震化に係る診断や改修を支援し、住宅の耐震化を計画的に進めていくとともに、建物の密集や道路未整備の地区の防災対策に努め、災害に強い良好な住環境の確保に努めます。</p> <p>○良質なマンションストックの形成に向け、区分所有マンションの維持管理や建て替えに関する相談や情報の提供に努めます。</p> <p>B 優良な宅地開発への誘導</p> <p>○宅地開発にあたっては、関係法令や宅地開発等指導要綱に基づき、良好な住宅地の整備と快適な生活空間の確保に向けた誘導に努めます。</p> <p>C 公営住宅の建て替え</p> <p>○老朽化などにより建て替えが必要となった公営住宅については、誰もが安心して住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点を大切にするとともに、公園の整備や緑化の促進など地域の生活環境の向上に配慮した建て替えを進めるよう、関係機関に要請します。</p>

(4) 都市景観

【施策の目指す姿】

市民がふるさととしての愛着を持ち、やすらぎとうるおいが感じられる「あきしまらしさ」のあるまちなみが形成されています。

【現状と課題】

【現状】

◇本市では、恵まれた清流や湧水地などの水辺の環境や、豊かな緑による自然景観が市民生活にうるおいや憩いを与え、長い歴史のなかで築かれてきた街道や社寺などの建造物による歴史的景観がまちの文化的な魅力を高めています。また、道路や公園、商業施設など、都市施設による景観も、まちの景観形成に大きな役割を果たしています。

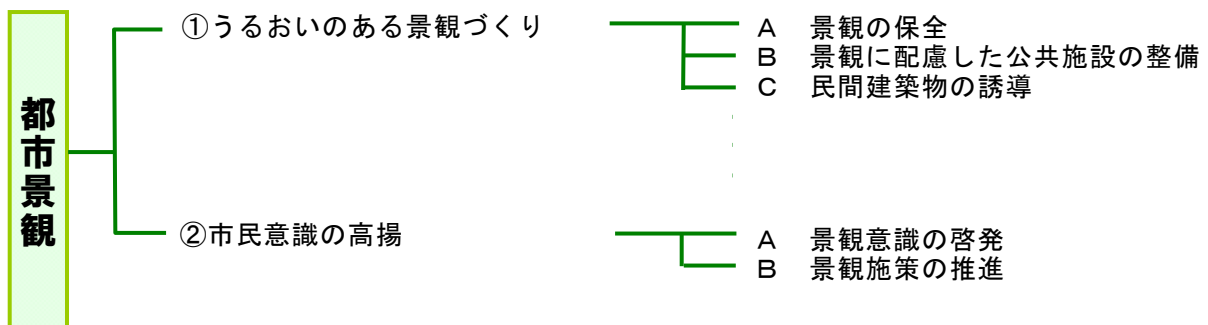
◇平成 22 年（2010 年）に実施した市民意識調査によると、市民があきしまらしいまちなみや景観だと思う場所は、多摩川が 47.6%と最も支持され、次いで国営昭和記念公園、玉川上水、湧き水のあるところ、昭和公園、昭島駅前などの順となっています。

◇本市では、市民の参画により魅力ある景観づくりを目指す「景観まちづくり事業」に取り組み、モデル事業「野水堀に沿った水に触れ合う空間づくり」の実施につなげ、あきしまらしい景観の創出に努めました。

【課題】

◎良好な都市景観を形成していくため、市民の意見を反映したきめ細かな景観づくりに取り組み、市民、団体、事業者と連携し一体となってあきしまらしさを特徴づける景観を守り、育て、創出することが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
<p>①うるおいのある景観づくり</p>	<p>A 景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民生活にゆとりとうるおいをもたらす貴重な自然景観については、市民や団体、事業者の協力を得ながら、その計画的な保全に努めます。 ○まちの景観の視点から歴史的文化遺産を再評価し、地域の共通の財産である歴史的景観の保全に努めます。 ○市民や団体、事業者と連携し一体となって、まちの美化運動や緑花運動の推進に努め、地域ぐるみ、市民ぐるみで美しいまちを目指します。 ○あきしまらしさを演出する自然景観や歴史的景観の保全に努め、市民のふるさとへの愛着や誇りを育み、市民がいつまでも住みたいと願えるような、魅力あるまちづくりを進めます。 <p>B 景観に配慮した公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共の建築物については、地域の実状に応じ、周辺の景観や環境との調和をはかり、地域のシンボルともなるような整備に努めます。また、整備にあたっては、市民が地域社会に愛着をもてるようなモニュメントの設置なども検討します。 ○道路の整備にあたっては、街路樹や植樹帯の設置に努めるとともに、架空線の地中化についても関係機関と協議し、緑豊かな、快適で魅力ある道路景観づくりを進めます。 ○市民のふれあいの場となる駅前広場や公園などの整備にあたっては機能性だけでなく景観にも配慮し、調和とゆとりのある魅力的な空間の整備に努めます。 <p>C 民間建築物の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間建築物については、市民や事業者の協力を基本として、地区計画制度などを活用し、緑化の推進をはじめ、建築物の高さや色彩感などが周辺のまちなみと調和し、あきしまらしい景観が形成されるように誘導していきます。
<p>②市民意識の高揚</p>	<p>A 景観意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観特性を知り、地域の人々によってともに守られ、育まれてきた魅力的な景観を、地域で共有し、愛着を持って守り育てていくことができるように、一人ひとりの行動の重要性について啓発に努めます。 ○まちの景観を美しく保つため、市民の景観に対する理解と関心を高め、景観づくりへの協力が得られるように、景観意識の普及啓発に努めます。

B 景観施策の推進

- 地区計画制度や宅地開発等指導要綱などの活用により、豊かな自然景観や歴史的景観の保全に努めます。

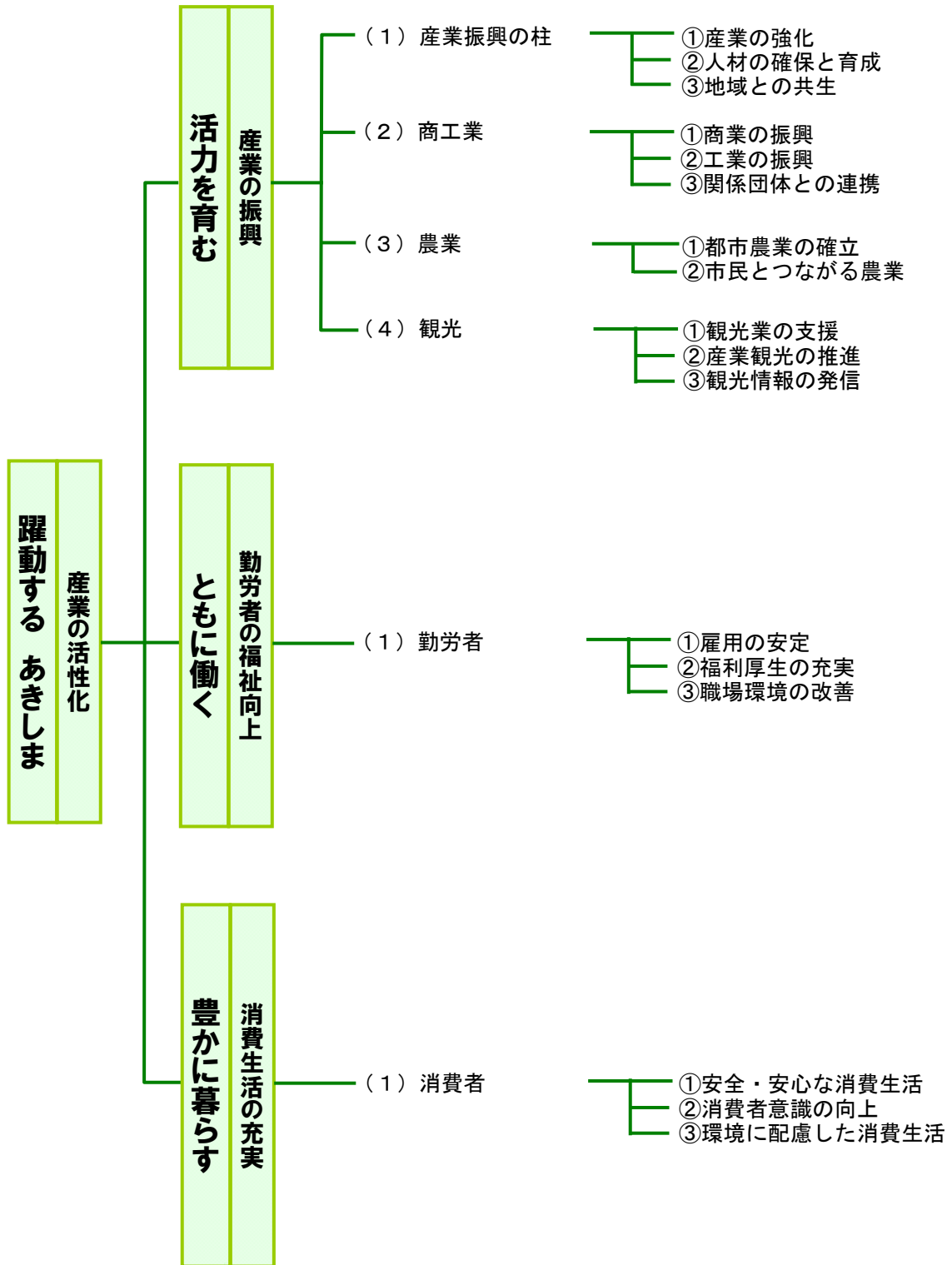
【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
昭島のまちなみを美しいと感じる市民の割合	25.0% ※1	30.0%	40.0%

※1 市民意識調査（平成21年度）による。

第6章

躍動する あきしま（産業の活性化）



1 活力を育む（産業の振興）

（1）産業振興の柱

【施策の目指す姿】

地域の産業を担う人材が育ち、あきしまの産業が地域と共生し、力強く展開しています。

【現状と課題】

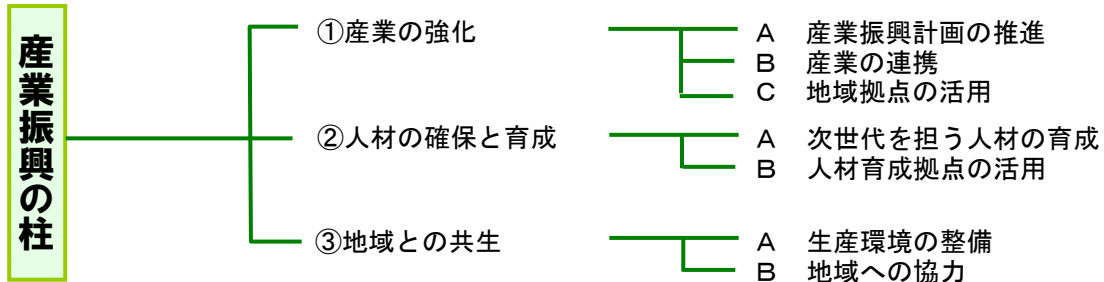
【現状】

- ◇市内の産業を産業分類（3区分）別に見ると、事業所数、従業者数とも第三次産業が多く、事業所数（3,254事業所）で82.9%、従業者数（35,116人）で73.4%を占めています。平成8年（1996年）から平成18年（2006年）の10年間の推移を見ると、第二次産業が事業所数、従業員数ともに減少しており、第三次産業の事業所数は横ばい状況で、従業員数は増減を繰り返しています。※ 事業所・企業統計調査（平成8年、平成11年、平成13年、平成16年、平成18年）による。
- ◇総合基本計画の策定に関し実施した人口推計では、計画期間の人口は漸増傾向にありますが、生産年齢人口（15歳～65歳）は10年間で約3,700人、5%程度の減となり、人口全体に占める割合も減少し60%余りとなります。
- ◇平成17年（2005年）の国勢調査によると、本市に居住する就業者数は52,940人で、その約4割（20,716人）が市内で、約6割（32,224人）が市外で就業しています。また、昼間市内で就業している労働者は46,361人で、そのうち25,645人（55.3%）は市外からの就業者となっています。
- ◇本市を含む多摩西部地域は、大型商業施設の立地が進むとともに、青梅線沿線を中心として電子機器や輸送用機械器具関連などの製造業が集積しています。また、研究機関や大学の理工系学部なども数多く立地し、平成22年（2010年）には、多摩地域の新たな産業支援拠点となる産業サポートスクエア・TAMAが、市内に開設されました。

【課題】

- ◎産業の振興については、これまでは産業分類に基づき縦割りに実施されてきましたが、今後は、産業相互の連携をはかり、産業を包括的にとらえた産業振興の展開が必要となっています。
- ◎すべての産業の基礎となるのは人材です。これからの産業を支える、技能や技術を受け継ぐ人材や地域産業の後継者など、人材の確保と育成が課題となっています。
- ◎産業は、地域の環境や市民生活と密接に関わっています。消費者の理解や事業所周辺の生活環境などに配慮し、地域社会と共生する視点に立って、経済活動を進めていくことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①産業の強化	<p>A 産業振興計画の推進</p> <p>○本市の産業振興の目標と施策を掲げた産業振興計画を着実に推進し、本市のポテンシャルを最大限に活かしていきます。</p> <p>B 産業の連携</p> <p>○本市の特色を活かした商品の開発や販売に向け、各産業間や関係団体、大学や研究所などとの連携を支援し、地域ブランドの確立をはかります。</p> <p>○事業者間・産業間の連携が進展するように、産業間相互のネットワークの確立や情報の共有化などを支援します。</p> <p>C 地域拠点の活用</p> <p>○多摩地域の新たな産業支援拠点である産業サポートスクエア・TAMAの活用を促進し、経営や技術、人材育成などの支援をはかり、産業の強化に努めます。</p> <p>○立川基地跡地利用については、核都市にふさわしい広域的な機能の導入と新たな交流拠点の形成をはかり、産業の活性化につなげていきます。</p>
②人材の確保と育成	<p>A 次世代を担う人材の育成</p> <p>○本市の産業を担う次世代の人材づくりに向け、事業所における技術力の伝承や後継者づくりの支援に努めます。</p> <p>○地域の人材を発掘し、中核的な人材として育成して行くため、事業所と人材のマッチングを支援するとともに、関係機関と連携し、人材育成に関する各種セミナーの開催などに努めます。</p> <p>○中・長期的に人材育成を進める視点から、児童や生徒の事業所見学などを実施し、ものづくりや商売などへの関心を高めていきます。</p>

	<p>B 人材育成拠点の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業サポートスクエア・TAMAにおいて東京都中小企業振興公社や東京都商工会連合会が実施する人材育成支援事業（若手商人の育成に向けた商店街リーダー塾、創業や新規事業の展開に向けた創業・経営革新セミナーなど）を活用し、人材育成による産業の活性化をはかります。 ○産業サポートスクエア・TAMAに整備された多摩職業能力開発センターの活用を促進し、実践的な職業訓練による知識・技術・技能の習得をはかり、次世代を担う人材の育成を進めます。
<p>③地域との共生</p>	<p>A 生産環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業と地域社会の共生をはかり、事業者が安心して事業活動を継続していける環境の整備に努めます。 ○事業活動に対する市民の理解を深めるため、市内の産業に対する情報の提供に努め、事業者と市民の交流を促進します。また、学校教育や生涯学習をとおして地元産業についての学習機会の充実に努めます。 <p>B 地域への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の理解と協力により、事業所周辺の生活環境の向上に向けた取り組みを促進し、事業所の周辺の安全で快適な市民生活の確保をはかります。 ○事業者の地域イベントへの参加や、施設の地域への開放を促進します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
事業所数	3,927 事業所 ※1	3,950 事業所	4,000 事業所
事業所の従業者数	47,854 人 ※1	48,000 人	50,000 人

※1 事業所・企業統計調査（平成18年）による。

(2) 商工業

【施策の目指す姿】

技術力に根ざしたものづくりが進み、活力と賑わいにあふれたまちで、市民が豊かで快適に暮らしています。

【現状と課題】

【現状】

■商業

◇多摩西部地域には 169 万人が居住しており、本市と本市を取り囲む八王子市、立川市、日野市、福生市の 5 市だけでも居住者は 100 万人を超えています。本市は、居住人口が多い大消費地にあり、都市間・地域間の競争が厳しい側面もありますが、商業にとっては有利な立地となっています。

◇市内の小売店の事業所数は 754 事業所で、その年間販売額は総額で約 1,200 億円、1 事業所あたりで約 1 億 6 千万円となっています。小売店のうち 16 店が大型店（売場面積が 1,000 ㎡を超える店舗）で、大型店での販売額が小売店の年間販売額の約 35%を占めています。

※ 商業統計調査（平成 19 年）による。

◇大型店の立地などにより、地域の商店街では顧客離れと売上高の減少が進み、厳しい経営状況が続いています。市内には平成 22 年（2010 年）3 月末現在、16 の商店街がありますが、後継者不足などもあり、空き店舗も目立つようになっています。

◇市内のサービス業（第三次産業のうち卸売・小売業を除いたもの）の事業所数は 2,207 事業所で、その従業員は 24,399 人となっており、事業所数で 56.2%、従業員数で 51.0%を占めていますが、事業所数、従業員数いずれも都内各市の平均を下回っています。

※ 事業所・企業統計調査（平成 18 年）による。

■工業

◇市内の製造業は事業所数で 255 事業所、従業員は 9,686 人で、その製造品出荷額は総額で約 3,727 億円、1 事業所あたり約 14 億 6 千万円となっており、1 事業所あたりの製造品出荷額を都内各市で比較すると、額の多い方から 4 番目となっています。^{※1}

◇市内の製造業を産業分類別に見ると、金属製品（39 事業所）が最も多く、続いて生産用機械（34 事業所）、電気機械（31 事業所）の順となっており、これらの 3 業種が本市の製造業の約 4 割を占めています。^{※1}

※1 工業統計調査（平成 20 年）による。

◇本市は、国道 16 号や都道などを利用し、中央自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などへのアクセスが容易で、国道 16 号の拝島橋周辺には物流会社の配送センターが集中しており、製造業の生産活動や物流活動に極めて有利な状況となっています。

◇恵まれた産業インフラを活かし、市内には先端技術に関連した製造業が集積していますが、交通利便性が高いことなどから、撤退した工場跡地には新規の住宅立地が進むなど、工場の操業環境が悪化している状況もうかがえます。

◇市内の建設業の事業所数は337事業所、従業員数は2,380人となっており、平成8年（1996年）から平成18年（2006年）の10年間で事業所数が84事業所、従業員が1,179人減少しています。また、事業所数と従業員数のいずれも都内各市の平均を下回っています。

※ 事業所・企業統計調査（平成8年、平成18年）による。

【課題】

■商業

◎高齢化の進展にともない、地域において買い物がしやすい環境の整備が求められています。大型店の進出などにより商店街の経営は厳しさを増していますが、地域に根ざした商業活動を進め、魅力ある商店街の再生をはかる必要があります。

◎本市では、駅周辺を中心に金融や教育、介護などのサービス業が集積していますが、近隣の立川市や八王子市と比較すると十分とはいえません。既存の商店街へのサービス業の受入れや、新たなサービス業の起業に向けた支援が必要となっています。

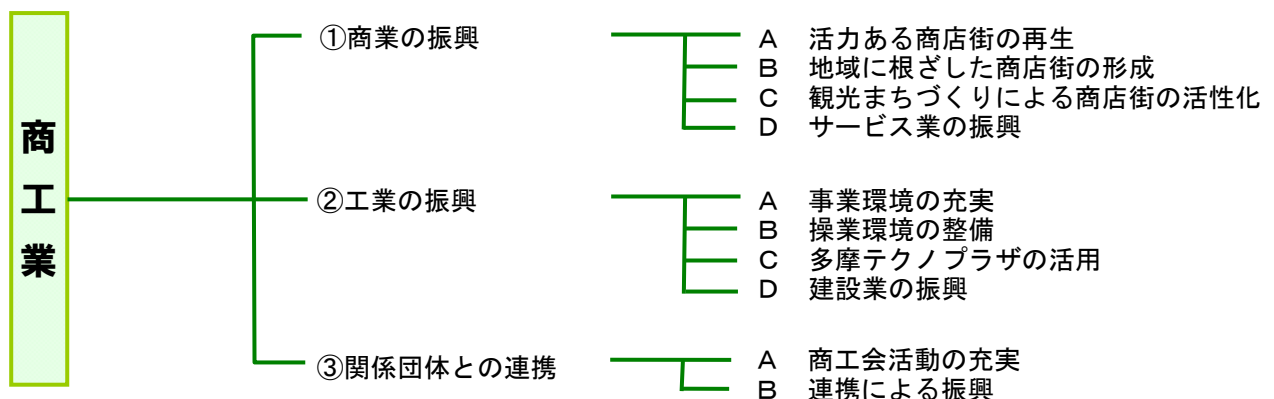
■工業

◎地域との共存に向け、企業の地域環境や地球環境への配慮に向けた取り組みを促し、工場と住宅が地域で共存していけるような環境の整備を進め、操業環境の確保をはかることが必要となっています。

◎ものづくり企業の競争力の維持、向上をはかるため、関係機関と連携し、研究開発や製品開発への支援を進める必要があります。

◎建設投資の減少により、厳しい経営環境が続く建設業に対しては、技術力の維持、向上や労働環境の改善に向けた取り組みを支援し、足腰の強い建設業の育成をはかる必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①商業の振興	<p>A 活力ある商店街の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者ニーズを的確に取り入れた新商品の開発やイベントの実施、買い物情報の提供などを支援し、活力ある商店街の形成に努めます。 ○若手経営者の育成や新規事業者の開業を支援し、商店街の再生に向けた人材の育成をはかります。 ○商店街の活性化に向け、商店街の連携や共同事業を支援します。 ○大型店との共存共栄に向けた環境の整備を進めるとともに、個性的で特色ある経営により元気な小売店の育成に努めます。 ○関係機関と協力し、ICTの導入や活用の支援に努め、地域情報化に対応した商店街の活性化をはかります。 <p>B 地域に根ざした商店街の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民が気軽に訪れ、入店し、買い物をし、再び訪れるような、地域に根ざした魅力的な商店街となるよう、買い物がしやすい環境の整備を支援します。 ○市民が集い、交流する商店街づくりを進め、商店街が地域コミュニティの場となり、核となるような環境の整備をはかります。 ○高齢化社会を迎え、身近に必要な商品が手に入る便利で利用しやすい商店街の形成を支援し、市民の利便性の向上をはかります。 <p>C 観光まちづくりによる商店街の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の観光資源の活用をはかり、集客と交流による観光まちづくりを進め、観光とコラボレーションした商店街づくりを進めます。 <p>D サービス業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス業の活性化に向け、空き店舗の利用など、商店街への受入れを進めるとともに、少子・高齢化の進展などにとまなう、生活支援型の新たなコミュニティビジネスへの支援を進めます。
②工業の振興	<p>A 事業環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青梅線沿線地域産業クラスター協議会の活用をはかるとともに、企業間の連携を支援し、経営基盤の強化をはかります。 ○技術革新を先導し、次世代のものづくりを担う、リーディングカンパニーの育成、支援をはかります。 ○企業懇談会や継続的な訪問調査などの実施により、企業ニーズや操業環境の把握に努め、効果的な経営・技術指導を進めます。 ○中小企業に対する融資制度の充実をはかるとともに、関係機関と連携し、経営や技術の支援を進め、中小企業の経営環境の充実に努めます。 ○起業家に対する支援をはかり、新たな事業の創出による、産業の活性化をはかります。

	<p>B 操業環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と企業の共生を進めるため、周辺環境への配慮や施設の緑化、敷地内の緑地の確保などを誘導します。 ○企業の理解と協力を得て、地域のコミュニティ活動への参加や支援など、地域と企業との相互理解と連携を進めます。 ○ISO14001 など環境管理システムの取得に向けた取り組みを支援し、環境配慮事業者ネットワークの活性化に努めます。 <p>C 多摩テクノプラザの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業を技術面から支援する多摩テクノプラザの活用を支援し、技術相談や試験委託、高度な試験機器の利用などを進め、製品開発や品質改善、技術課題の解決をはかります。 <p>D 建設業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者が技術力の向上や労働環境の改善に取り組む環境の整備をはかり、増改築や耐震化など建設需要につながる相談の充実に努めるとともに、異業種間の交流や情報交換の場を設定し、新たな事業展開を支援します。
③関係団体との連携	<p>A 商工会活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商工会活動の充実に向けた支援を進め、相談機能の向上や人材育成の促進をはかります。 <p>B 連携による振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や関係機関との連携を強化し、一体となって商工業の振興をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
小売店の年間販売額 (百万円)	119,875 ※1	122,000	124,000
製造業の製造品出荷額 (百万円)	372,657 ※2	380,000	386,000

※1 商業統計調査（平成19年）による。

※2 工業統計調査（平成20年）による。

(3) 農業

【施策の目指す姿】

都市農地が身近な風景として守られ、市民が農業とふれあい、地域の特性を活かした安全な農産物が生産され、地域で消費されています。

【現状と課題】

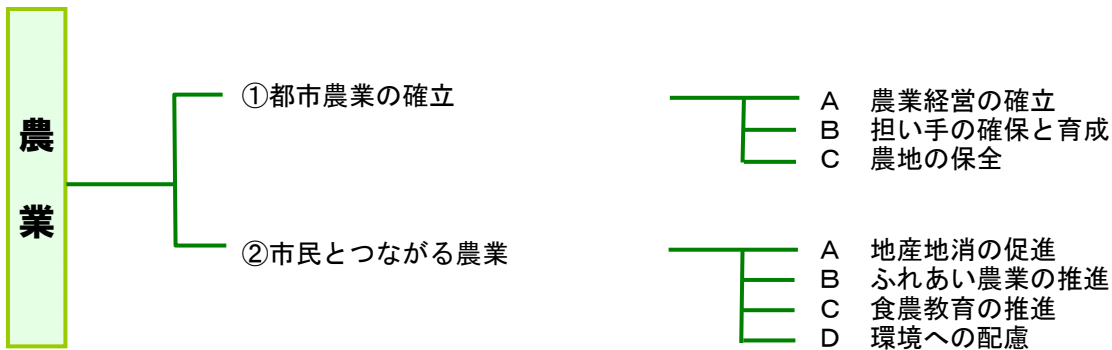
【現状】

- ◇本市の農業は都市化の進展のなかで、農家数、農業人口、経営耕地面積がいずれも減少を続けています。平成 17 年（2005 年）の農林業センサスによると、農家数で 88 戸、従事者数で 197 人、経営耕地面積で 51.7ha となっています。また、農業従事者の年齢構成を見ると、60 歳以上の方が 6 割を超えており、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻となっています。
- ◇都市農地は市民に新鮮で安全な農産物を提供する役割だけでなく、都市部における貴重な緑地空間となっており、また、環境保全や防災などの面で多面的な機能を有していますが、農地を計画的に保全する生産緑地の面積は減少を続け、平成 22 年（2010 年）1 月では 52.8ha となっています。
- ◇平成 11 年（1999 年）に農産物の共同販売所「ふれっ旬」が、平成 22 年（2010 年）には J A 東京みどり農産物共同直売店「みどりっ子昭島店」が開設され、地域の農産物の販売により地産地消の推進がはかれるとともに、農業生産者と消費者の交流の場となっています。

【課題】

- ◎大量消費地に立地する利点を活かし、消費者ニーズにあった生産・供給体制を確保し、個性と魅力ある都市農業の確立をはかる必要があります。
 - ◎農業従事者の減少と高齢化が進むなかで、農業後継者の確保を進めるとともに、今後の都市農業を支える人材の育成も必要となっています。
 - ◎現在、多面的な機能を果たしている都市農地については、その保全に努めるとともに、市民と協働し、有効な活用を進めることが求められています。
 - ◎生産者と消費者の交流を進め、相互理解のもと、新鮮で安全な農業生産物の地産地消を進めることが求められています。
-

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①都市農業の確立	<p>A 農業経営の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者のニーズを的確にとらえた農業生産品の年間を通じた安定供給を支援し、都市農業の経営基盤の強化をはかります。 ○農業生産品の付加価値を高めるため、地域ブランドの育成を支援します。 ○消費者グループや商店街、大型店などとの契約栽培や生産者による直売の促進をはかり、農業生産品の販路の拡大に努めます。 <p>B 担い手の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代の農業を担う、意欲ある後継者の確保に向け、認定農業者の育成に努めるとともに、家族経営協定の締結を進めます。 ○後継者や新規就農者を経験が豊かな農家に派遣するインターンシップや意欲的な農業者を対象としたセミナーの受講を支援し、都市農業を担う人材の確保と育成をはかります。 <p>C 農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地制度や相続税納税猶予制度の活用をはかり、緑の景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する都市農地の保全に努めます。 ○防災機能や環境保全機能など都市農地の多面的な機能を有効に活用し、農地を活かしたまちづくりを進めます。
②市民とつながる農業	<p>A 地産地消の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地産地消を促進し、産地と食卓の交流により生産者と消費者の理解を深め、新鮮で安全な地場農畜産物の消費拡大をはかります。 ○学校給食や市内の飲食店、食品製造業での地場農畜産物の利用を促進します。

B ふれあい農業の推進

- 市民が農業とふれあう場として、市民農園の拡充や農業体験教室、農ウォークなどの推進に努めます。
- 市民の農業への関心を高めていくため、本市の都市農業に関する情報提供に努めます。

C 食農教育の推進

- 命の源である「食」を支える「農業」への理解を深める、食農教育の推進をはかります。
- 学校給食での地場農畜産物の利用を、食農教育の機会としてとらえ、児童、生徒と生産者のふれあいや、農業体験実地指導などの充実に努めます。
- 幼児から高齢者まで幅広い市民を対象とした、生涯学習としての食農教育の充実に努め、地域の農産物への関心を高めるとともに、食に関する正しい知識の習得をとおして市民の健康づくりを推進します。

D 環境への配慮

- 食の安全を確保していくため、持続性のある減農薬や減化学肥料による栽培や有機農業の推進をはかり、安全性の高い農産物の生産に努めます。
- 農業活動で発生する鶏糞、せん定枝などの堆肥化をはかり、循環型の農業を推進します。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
認定農業者数	34人 ※1	37人	40人
市街化区域内農地	75ha ※1	75ha (現状維持)	75ha (現状維持)

※1 産業活性化室（平成21年度）による。

(4) 観光

【施策の目指す姿】

あきしまらしさを活かした観光まちづくりが進み、多くの人を訪れ、楽しみ、まちの賑わいにつながっています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇国においては、平成 20 年（2008 年）に観光庁を設置し、観光立国の実現に向けたさまざまな施策を展開しています。
- ◇観光庁の推計によると、平成 20 年（2008 年）度の国民の旅行消費額は 26 兆円を超え、二次的な経済波及効果や雇用効果を含め、その経済効果は極めて大きく、21 世紀のリーディング産業と位置づけられています。
- ◇本市では、産業観光によるまちづくりを目指し、企業と市民が連携し、平成 22 年（2010 年）に観光まちづくり協会を設立し、観光業の振興をはかっています。

【課題】

- ◎誕生した観光まちづくり協会の活動を軌道に乗せ、新たに産業観光の視点から資源を発掘・育成し、全国に広く発信してまちの賑わいや地域の活性化につなげていくことが必要です。
- ◎観光により多くの人に訪れてもらうためには、市内の観光資源だけではなく、多摩地域の観光拠点と連携し、本市の立地特性を広域的な視点から活かしていく必要があります。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①観光業の支援	<p>A 観光まちづくり協会の支援</p> <p>○訪れる人の多様なニーズに応えた魅力的な観光を提供し、本市の観光業の振興をはかるため、引き続き、観光まちづくり協会の活動を支援します。</p> <p>B ネットワーク形成による広域観光の推進</p> <p>○青梅線沿線を一体的な観光拠点として位置づけ、関係団体と連携したネットワーク形成による、広域観光の推進をはかります。</p>
②産業観光の推進	<p>A 地下水 100%の水道水の活用</p> <p>○本市の特性である地下水 100%の水道水は、観光資源の一つです。食品や嗜好品などにも活用され、観光資源としてのポテンシャルも高く、その可能性が十分活かされるような環境の整備を進めます。</p> <p>B 観光ウォーキングコースの開発</p> <p>○市内の観光スポットを歩いて訪ねることは、学ぶ、出会う、語りあう（かたりあう）など「知るを楽しむ」産業観光となります。ウォーキングマップの作成や、駅からハイキング、スタンプラリーの実施など、気軽に参加できる観光ウォーキングコースの開発を進めます。</p> <p>C 観光資源となる企業の活用</p> <p>○企業の持つ産業文化財や生産現場の見学、製造品などを通じてものづくりの心にふれるとともに人的交流を促進し、企業の産業観光としての活用をはかります。</p> <p>D 駅を中心とした観光まちづくりの推進</p> <p>○本市の観光は、市の中央部を東西に走る青梅線の5つの駅を中心に、産業観光の新たな視点から観光まちづくりの推進をはかります。</p>
③観光情報の発信	<p>A 観光案内所の活用</p> <p>○観光客への情報提供の場としてだけでなく、ショップ機能やイベントの実施など、観光案内所の多面的な活用を進めます。</p> <p>B 情報の発信</p> <p>○ホームページを活用し、昭島の観光の魅力を幅広くリアルタイムに発信します。また、昭島市民くじら祭りや郷土芸能まつり、歴史的景観や神社仏閣、祭礼などの情報もしっかりと発信します。</p>

- 映画やテレビドラマ、コマーシャルなどのロケーションの支援に積極的に取り組みます。
- 外国語も併記した観光マップを発行し、市外からの観光客や外国人へ利便性をはかります。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
昭島市民くじら祭りの参加者数	68,500人 ※1	70,000人	72,000人

※1 産業活性化室（平成22年）による。

2 ともに働く（勤労者の福祉向上）

（1）勤労者

【施策の目指す姿】

働く意欲のある人が、働きやすい労働環境のもと、働く喜びを実感し、充実した暮らしをおくっています。

【現状と課題】

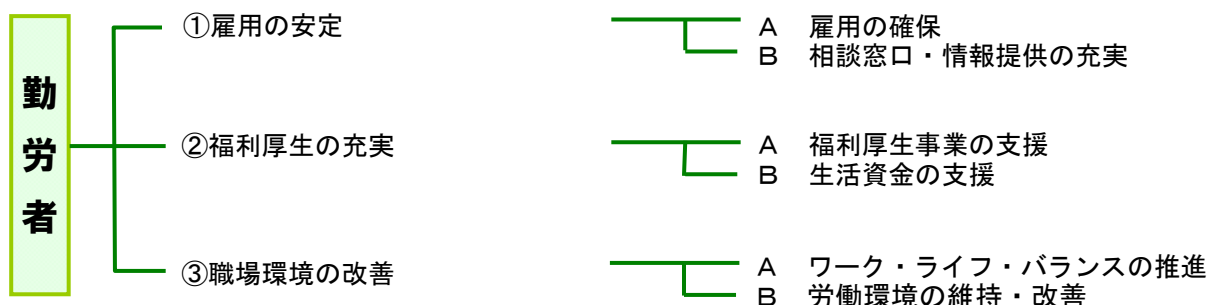
【現状】

- ◇厳しい経済状況が続くなか、国の調査によると平成 21 年（2009 年）度の完全失業率は 5.2%となり、前年を 1.1 ポイント上回りました。また、有効求人倍率も 0.45 倍と前年度を 0.32 ポイント下回り、雇用情勢は厳しさを増しています。
- ◇すべての人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できるように、平成 19 年に国は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章を策定し、その実現に向けた取り組みを推進しています。
- ◇経済・産業構造の変化などにより、働き方に関する価値観が多様化し、非正規労働者の割合は平成 21 年（2009 年）には 33.7%となり、また、派遣労働者数は全国で 100 万人を超えています。

【課題】

- ◎働く意欲のある人誰もが、その能力を発揮することができるようにすることは、地域の活力につながるとともに、社会の担い手となるという観点からも重要です。社会を担う、意欲ある人が安定した職に就き、自立して活躍できる環境の整備が求められています。
- ◎勤労者に対する福利厚生制度の充実は、企業側にとっては優秀な人材の確保や定着に役立つとともに、勤労者にとっては労働意欲の向上にもつながります。現在、経済状況が低迷するなかで、企業内の福利厚生は非常に厳しい状況にありますが、これらを充実させ、勤労者の安心感や信頼感を確保していくことが求められています。
- ◎仕事は、生きがいや喜びをもたらすとともに、日々の暮らしを支えています。また、同時に家事や育児、地域活動なども、暮らしのなかでは欠かすことができません。少子化が進展するなか、誰もが豊かな生活をおくることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①雇用の安定	<p>A 雇用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での雇用確保に向けて、ハローワークなど関係機関と連携し、就労希望者の就職の促進をはかります。 ○国や関係機関と連携し、定年後の継続雇用をはじめ、女性、高齢者、障害者の就労機会の拡大に努め、安心して働ける雇用環境の整備を促進します。 <p>B 相談窓口・情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働問題が多様化しているなかで、相談者のニーズに的確に応えるため、ハローワークや東京都しごとセンターなど関係機関と連携し、その専門性を活かした労働相談の充実に努めます。 ○就労を希望する人が必要な情報を容易に入手することができるように、地域での相談窓口の整備や、情報提供の充実に努めます。
②福利厚生の充実	<p>A 福利厚生事業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小事業所で働く方と事業主の福利厚生事業を充実するため、勤労市民共済会の活動を支援し、組織の強化に努め、勤労者の福利厚生の充実に支援します。 ○地域経済を支えている人々の永年の勤労と技能を称えるため、引き続き、技能功労者の表彰を実施します。 <p>B 生活資金の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勤労者・市民の一時的な出費に対する融資制度の活用や関係機関の融資制度の情報提供をはかり、勤労者・市民の生活の安定と向上をはかります。

③職場環境の改善

A ワーク・ライフ・バランスの推進

- ワーク・ライフ・バランスに関する事業者と市民の理解を深め、仕事と生活の調和の取れた働き方を可能とする環境の整備をはかります。
- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など労働環境の改善をはかり、健康で豊かな生活が確保できる職場環境づくりを進めます。

B 労働環境の維持・改善

- 勤労者の自立と生活の安定が確保されるように、関係機関と連携し、労働環境の整備に努めます。
- 労働環境の変化や勤労者のニーズに対応した情報の提供や講座の開催に努めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
勤労市民共済会加入者数	1,957人 ※1	2,150人	2,300人

※1 生活コミュニティ課（平成21年度）による。

3 豊かに暮らす（消費生活の充実）

（1）消費者

【施策の目指す姿】

消費者が主役となり、地域において安全で安心して豊かな消費生活を営んでいます。

【現状と課題】

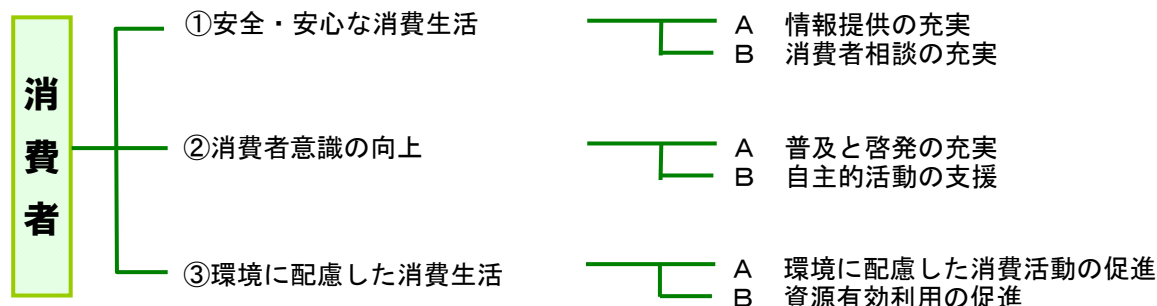
【現状】

- ◇食の安全・安心を損なう食品偽装事件や、高齢者を狙った悪質商法など、暮らしを揺るがすような問題が相次いで発生し、市民の不安を招いています。
- ◇国は、消費者行政に対する信頼を回復し、消費者の利益を擁護するため、平成 21 年（2009 年）に消費者庁を設置し、消費者行政の一元化をはかり、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策を展開しています。
- ◇本市の消費生活相談の受付状況を平成 11 年（1999 年）度から平成 20 年（2008 年）度の 10 年間で見ると、不当請求などの問題により相談が 1,000 件を越えた年もありますが、年間の平均受付件数は約 700 件で、店舗での購入や通信販売、訪問販売に関する相談が全体の 7 割程度を占めています。

【課題】

- ◎消費者庁の設置により、消費者被害などの情報の一元化がはかられましたが、一元化された情報を国と地方で共有し、適切なタイミングで提供されるとともに、必要に応じて容易に入手できる仕組みづくりが必要となっています。
- ◎地域において、消費者行政の充実をはかるためには、消費者団体のみならず、さまざまな関係者、関係団体の参加を促進し、連携を深めることが不可欠です。このような参加や連携の支援に向けた環境の整備が必要となっています。
- ◎持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全などをはかるため、市民や団体と連携し、環境に配慮した消費生活を推進していくことが求められています。

【施策の体系】



【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①安全・安心な消費生活	<p>A 情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者事故などに関する情報の収集と提供に努め、消費者の注意を喚起し、消費者事故などの再発や拡大、未然の防止に努めます。 ○情報の提供にあたっては、若年者や高齢者、障害者など、年齢やその特性に十分配慮し、わかりやすい情報提供に努めます。 <p>B 消費者相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商品などに関する各種トラブルが、相談員の専門的なアドバイスにより適切、迅速に解決することができるように、関係機関と連携し、消費生活相談の充実に努めます。特にトラブルに巻き込まれやすい若年者や高齢者に対する相談業務を充実し、トラブルの未然防止をはかります。 ○消費生活相談室の相談業務の充実をはかるとともに、各種相談業務との連携に努めます。
②消費者意識の向上	<p>A 普及と啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者に対して、商品の安全性や取引上の被害防止など、正しい消費者知識の普及、啓発に努めます。 ○消費者が適切な消費活動ができるように、各種講座や消費生活展などの充実に努めるとともに、学校や家庭、地域など、さまざまな場で消費生活に関する学習機会の提供をはかります。 <p>B 自主的活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者及び消費者団体の自主的活動の支援をはかるとともに、消費者ルームの利用促進に努めます。 ○地域や家庭などにおける、さまざまな消費生活活動を支援し、消費生活の安定と向上をはかります。

③環境に配慮した消費生活

A 環境に配慮した消費活動の促進

○かけがえのない地球環境を次世代に引きついでいくため、環境に配慮した消費活動についての啓発と学習機会の提供に努め、市民意識の高揚をはかります。

B 資源有効利用の促進

○ごみの減量やリサイクルの推進、節水や節電など、資源の循環やエネルギーの有効利用に関する情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援します。

○ごみの減量と資源の有効活用に向け、生活用品の交換やフリーマーケットなどの活用をはかり、不用品の再利用を促進します。

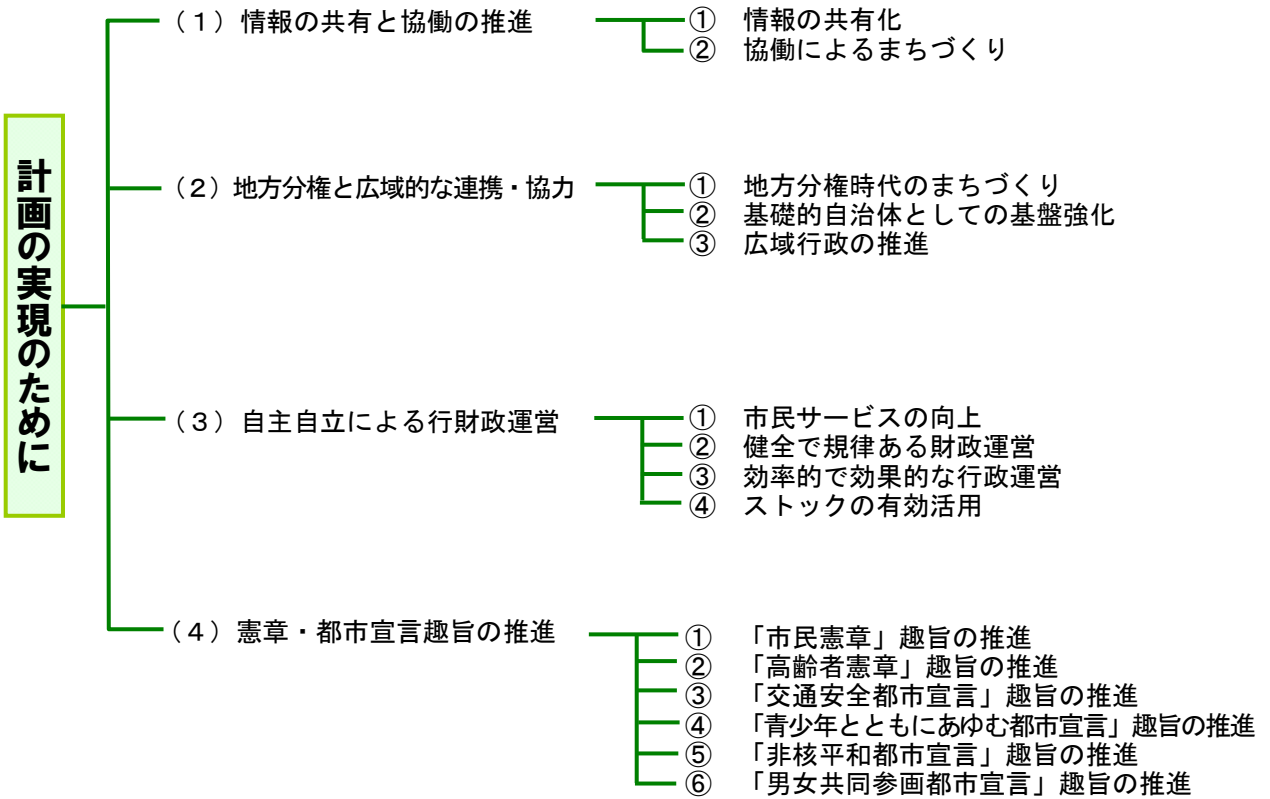
【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
クーリングオフ制度を知っている市民の割合	94.2% ※1	98.0%	100%

※1 市民意識調査（平成 21 年度）による。

第7章

計画の実現のために



(1) 情報の共有と協働の推進

【施策の目指す姿】

市民と行政が情報を共有し、理解しあいながら連携して、共通の目標に向かい、協働によるまちづくりに取り組んでいます。

【現状と課題】

【現状】

- ◇市民が地域のまちづくりに関心を持ち、主体的に参加し行動するためには、市民と行政が情報を共有し、互いに理解し合うことが欠かせなくなっています。
- ◇社会の成熟化にともない、人々の価値観が多様化するなかで、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、地域の課題に自主的・自律的に取り組もうとする市民の活動が大きな広がりを見せており、新たな「公共」の担い手として注目されています。
- ◇経済の低迷が続くなか、少子・高齢化の進展や生活スタイルの多様化、地方分権の推進などにより、自治体には新たな行政需要が発生しており、また、多様化し、個別化する地域の課題を行政や市民、地域などが単独で解決していくことは難しくなっています。
- ◇平成 21 年（2009 年）度を実施した市民意識調査では、現在の市政が市民の声を「反映している」と答えた市民の割合は 20.4%、「反映していない」と答えた市民の割合が 21.2%となっており、平成 19 年（2007 年）度の調査と比較すると、「反映している」が 2.1 ポイント、「反映していない」が 4.6 ポイント低くなっています。

【課題】

- ◎少子・高齢化の進展や分権型社会の到来など、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化、高度化が進むなか、地域の課題解決をはかるためには、自助、共助、公助を基本としながら、市民や団体、行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互の信頼と理解に立って、共通する目的に向かい協力してまちづくりに取り組む、協働の推進が欠かせないものとなっています。
 - ◎市民と行政が連携し、協働しながらまちづくりを進めていくためには、行政からの一方的な情報提供だけでなく、市民から行政へ、また市民相互の情報発信により情報の共有化をはかり、信頼関係を築いていくとともに、市民参加や市民参画の機会を充実し、多様化していくことが必要となっています。
-

【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の行政に関する理解を深めるため、さまざまな機会や媒体による情報の提供に努めるとともに、それらの特性を活かした情報の発信をはかります。 ○市民に親しみやすい広報紙の発行や、ホームページの充実、携帯サイトの活用などにより、市民が必要な情報をタイムリーに取得することができる環境の整備を進めます。 ○ホームページでのアンケートや相談などにより、サービスを受けようとする市民や転入者が必要とする情報の集積に努め、FAQの充実や市民サービスの向上につなげていきます。 ○市民意識調査や市長への手紙などにより、市民ニーズの把握に努めるとともに、市政懇談会や市民と接するさまざまな機会を活用し、できる限り市民のなかに入って、市民との対話のなかで、情報の共有をはかります。 ○市民や団体が手軽に情報を発信できるような環境を整備し、市民や団体、行政が相互に情報の交換や、共有をはかれるネットワークの構築を進めます。
②協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会への市民委員の採用や、パブリックコメント、市民ワークショップなどの手法により、市民が行政に参画する機会を充実させ、市民のまちづくりへの意識を高めるとともに、市民の意見が反映されたまちづくりを推進します。 ○協働によるまちづくりを進め、協働のパートナーである市民や団体、事業者が持つ柔軟性や、迅速性、専門性などの特性を施策に反映させ、市民のニーズにマッチした公共サービスの提供に努め、ゆとりと豊かさを実感できる地域の実現をはかります。 ○新たな事業の立ち上げや既存の事業の見直しにあたっては、より良いサービスを市民に提供できる主体や手法は何かという視点に立ち、協働による取り組みの導入について積極的に検討していきます。 ○協働の取り組みにあたっては、その担い手となる市民や団体、事業者と行政が対等な関係のもと、相互の長所、短所や立場を理解し、お互いを尊重した上で、果たすべき役割や責任分担などを明確にし、その推進をはかります。 ○協働の取り組みを効果的に展開するため、協働の担い手相互の情報の共有化とネットワークの整備をはかり、協働の目的や役割、責任分担などについて、対話による合意形成を進め、必要に応じ軌道修正にも即応できるような、顔の見える環境のなかで、その円滑な推進に努めます。

(2) 地方分権と広域的な連携・協力

【施策の目指す姿】

市民とのパートナーシップのもと、分権時代にふさわしい市民本位のまちづくりが展開されるとともに、個性を活かした広域的な交流と連携が進んでいます。

【現状と課題】

【現状】

- ◇地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会では、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する、住民本意の分権型社会への抜本的な転換をはかり、地方自治体を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めることを地方分権改革の究極の目標と位置づけ、政府に対し4つの勧告と2つの意見を提出しました。
- ◇国は、地方分権改革を、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していく地域主権改革として位置づけ、内閣府に地域主権戦略会議を設置し、地域主権の確立に向け、政府が取り組むべき改革の内容を示す地域主権戦略大綱を取りまとめました。
- ◇地方六団体は、地域主権戦略大綱の取りまとめに関し、大綱を具体的な日程、目標が盛り込まれた実効性のあるものとすることや、地方税財源の強化や基礎的自治体への権限委譲の促進など、具体的に盛り込むべき事項について、政府に対して意見を提出しています。
- ◇交通網の整備や情報通信手段の急速な発達と普及によって、市民の活動範囲は行政区域を越えて拡大し、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。
- ◇本市では、岩手県岩泉町や群馬県館林市などと国内交流を進めています。また、消防業務を東京消防庁に委託するとともに、一般廃棄物の最終処分場や火葬場の設置、管理などを一部事務組合で共同で行うなど、行政需要に対応した広域的で総合的な事務処理をはかっています。

【課題】

- ◎地方分権を総合的かつ計画的に推進し、最も身近な地域のことは地域に住む市民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会の形成をはかり、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる地域の実現につなげていくことが必要です。
- ◎地方自治体を分権社会にふさわしい「地方政府」として確立していくため、地方自治体の自由度を大幅に高めるとともに、「地方政府」に期待される広範な役割を十分に担っていくため、自治財政権を格段に強化していくことが求められています。

◎義務付け・枠付けの見直しや基礎的自治体への権限移譲など、地域主権改革の推進により、地方公共団体の自由度は拡大しますが、それにともない、地方自治体には、自らの責任と判断による、地域の実情にあった適切な施策の展開が必要となっています。

◎少子・高齢化やグローバル化、高度情報化が進展するとともに、市民の価値観や生活様式の多様化、高度化により、自治体単独では対応しきれない新たな地域課題も顕在化しています。これらに対応するため、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、より効率的で、質の高い事務処理を進めることが課題となっています。

【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①地方分権時代のまちづくり	<ul style="list-style-type: none">○市民や団体、行政の連携と協力を進め、まちづくりへの参加、参画の機会の充実をはかり、市民の視点、地域の個性、そして地域の判断を活かした、市民本位の、分権型社会にかなったまちづくりを進めます。○市民が住んでよかったと実感できる分権型社会を実現するため、市民の意見を幅広く聴き、お互いの信頼関係を築きながら、市民とともに、地方分権時代にふさわしい協働のまちづくりを進めます。
②基礎的自治体としての基盤強化	<ul style="list-style-type: none">○自立した「地方政府」としての自覚を持ち、自らの権限と責任において、コスト意識を徹底し、経営のスリム化と効率化を進め、透明性が高く、規律を持った行財政運営の実現に努めます。○人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や効果的な人事管理に努め、分権時代の自治体運営を担う、政策形成能力と行政経営能力の高い、行政のプロとして自律し市民から信頼される職員の育成を進めます。
③広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none">○地方分権の進展や市民の生活圏の拡大、広域的な行政課題への対応に向け、それぞれの自治体の特色や役割などを踏まえ、広域的に取り組むことが効果的な事業については、関連自治体との連携を進めます。○本市の特色や地域性を活かした広域的な交流と連携を進め、お互いの地域の活性化と持続的な発展につなげていきます。

(3) 自主自立による行財政運営

【施策の目指す姿】

健全で自立した自治体経営のもと、市民とともに進めるまちづくりにより、市民に役立つ満足度の高いサービスが安定して提供されています。

【現状と課題】

【現状】

- ◇財政状況が深刻さを増すなか、多様化し、高度化する市民ニーズや少子・高齢化の進展、地方分権時代の到来などが新たな行政課題を生み出し、地方自治体を取りまく環境は極めて厳しい状況にあります。
- ◇本市では、平成19年（2007年）3月に「第三次昭島市中期行財政運営計画」を策定し、自治体間競争にも対応できる「個性豊かな自立都市 あきしま」の確立を目指して、行財政改革を推進しています。

【課題】

- ◎厳しい状況が続くなかで、適切で効率的な市民サービスを将来にわたって継続的に提供していくためには、行財政改革の推進による健全で自立した自治体経営の確立と、市民との協働によるまちづくりの推進が必要不可欠となっています。
- ◎まちづくりに対する市民の意識が変化し、多くの市民や団体が地域において、柔軟で機動性が高い活動を広範囲に展開しているなかでは、市民と団体、行政が互いの理解のもと、適切に役割分担をはかり、多くの市民や団体が公共サービスの一翼を担う、市民とともに進めるまちづくりに取り組むことが求められています。
- ◎厳しい財政状況が継続するなか、多様化し高度化する市民ニーズや、地方分権の進展に的確に対応し、市民の立場に立った行政サービスの向上をはかるためには、さらなる行財政改革の推進により、簡素で効率的な行財政運営を実現する必要があります。
-

【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
<p>①市民サービスの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、親切・丁寧・迅速・確実をモットーに、市民の立場に立った窓口サービスの向上に努めるとともに、ワンストップサービスの実現に向けた検討を進めます。 ○市民に役立つ行政の実現を目指し、幅広く市民の声を聴き、施策の有効性や公平性を市民の立場に立って検討し、本市の身の丈に合った、トータルとして市民満足度の高いサービスの提供に努めます。 ○ICTの活用により、市民ニーズの収集をはかり、より多くの市民の声を反映した行政サービスの向上に努めます。 ○行政情報の積極的な提供により、市民との情報の共有化をはかるとともに、透明性の高い、市民に信頼される行政運営を推進します。 ○個人情報保護対策や情報セキュリティ対策の徹底に努め、市民にとって安全で安心な行政運営を進めます。 ○総合オンブズパーソン制度の適切な運用により、市民の権利や利益の擁護に努めるとともに、行政に対する信頼を高め、開かれた行政の一層の推進をはかります。
<p>②健全で規律ある財政運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国が予定している補助金・交付金等の一括交付金化の進展を踏まえ、国や東京都からの交付金等の安定的な確保をはかるとともに、地方分権にともない、「地方政府」に見合った持続可能な地方税体系の確立を求めていきます。 ○引き続き、市税の収納率向上に向けた取り組みを進めるとともに、受益者負担の適正化に努め、広い視野から積極的に歳入の確保をはかります。 ○コスト意識に根ざした施策の進行管理と点検を進めるとともに、効率的で効果的な事務の執行をはかり、徹底した経費の削減に取り組めます。 ○企業会計の考え方を活用した財務書類の作成、公表により、財務状況を市民にわかりやすく提供するとともに情報の共有化をはかります。 ○優先度や投資効果などを多角的に検討し、市民の視点に立って施策の選択と予算の重点配分を進め、本市が進むべき方向性が市民にわかりやすく、メリハリの利いた、健全で規律ある財政運営に努めます。 ○限られた財源のなかで、自らの責任と判断により、地域の特性を踏まえた自主的、主体的な財政運営をはかり、適切で効率的な行政サービスの安定的で継続的な提供に努めます。 ○平成23年(2011年)度に、「第三次昭島市中期行財政運営計画」の計画期間が満了となるため、同計画の検証を踏まえ、新たな中期行財政運営計画の策定をはかり、引き続き、行財政改革の推進に努めます。

③効率的で効果的な
行政運営

- 市民や団体、企業などのさまざまな主体がまちづくりのために活動できる体制を整備し、地域における活動の担い手の育成をはかるとともに、その自主的な活動を支援し、行政が一定の役割を担いつつ、地域のさまざまな主体がそれぞれの立場で公共サービスを担う環境の整備をはかります。
- 多様化する行政課題に対応するため、計画的な行政運営に向け、課題別の計画策定を進めるとともに、P D C Aサイクルに配慮し、計画の適切な進行管理に努めます。
- 本市が直接実施している事業について、多方面から慎重な検討を加え、真に行政が実施すべきものを除き、民間への委託や市民や団体との協働、指定管理者制度導入などを進め、多様な主体の活用による民間活力の導入をはかります。
- 多様化し、高度化する市民ニーズに対応するため、市民にわかりやすく機動性と柔軟性を持った、簡素で効率的な組織の確立をはかるとともに、職員間の情報の共有化を進め、庁内の連携・協力体制の強化に努めます。
- 将来を見据えた計画的な職員数の管理と再任用職員など多様な雇用形態の活用に努めるとともに、地域の実情や職員の能力・努力が反映される給与体系への転換を進めます。
- 職員の資質の向上を目指し、意識改革、能力開発に向けた取り組みを計画的に進めるとともに、職場環境の向上に努め、市民に信頼される、心身ともに健康で健全な職員の育成をはかります。

④ストックの有効活用

- 本市が保有する施設や設備については、管理に係るコストの最小化と有効活用による効果の最大化に努めるとともに、将来の発展や変化にも柔軟で効率的に対応し、行政運営にとって最適な状態での管理、運営をはかります。
- 既存の公共施設を有効に活用するため、施設の社会的需要や老朽度、改修時の費用対効果などを総合的に勘案し、廃止や用途変更なども視野に入れ、その計画的な管理を進め、施設の改修や維持管理に要する経費の平準化に努めるとともに、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減をはかります。
- 資産・債務管理の徹底をはかり、有効活用されていない普通財産や処分が可能な特定公共物などの売却を進め、歳入の確保に努めます。

(4) 憲章・都市宣言趣旨の推進

【施策の目指す姿】

憲章や都市宣言の趣旨を活かしたまちづくりが進められ、あきしまの将来都市像「ともにつくる未来につなぐ 元気都市 あきしま」が実現しています。

【現状と課題】

【現状】

◇本市では、市民の誰もが平和のもとで、明るくいいきと暮らすことができるように、「市民憲章」と「高齢者憲章」を定め、「交通安全都市」、「青少年とともにあゆむ都市」、「非核平和都市」、「男女共同参画都市」を宣言しています。

【課題】

◎憲章や都市宣言の趣旨を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、施策を効率的、効果的に推進していくことが必要となっています。

【基本施策】

施策名	主な取り組みの内容
①「市民憲章」趣旨の推進	○「市民憲章」の趣旨に基づき、快適で文化的で豊かな、誇りあるふるさと昭島を築き発展させていくため、「市民憲章」の実践に努め、みんなが元気でしあわせになれるまちづくりを進めます。
②「高齢者憲章」趣旨の推進	○「高齢者憲章」の趣旨に基づき、高齢者が家庭や地域で敬愛されるとともに、その能力を十分に発揮し、高齢者一人ひとりが明るくいいきと暮らせるまちづくりを進めます。
③「交通安全都市宣言」趣旨の推進	○「交通安全都市宣言」の趣旨に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備を進め、交通事故を未然に防ぎ、市民が安全で、安心して、快適に暮らせるまちづくりを進めます。
④「青少年とともにあゆむ都市宣言」趣旨の推進	○「青少年とともにあゆむ都市宣言」の趣旨に基づき、青少年の輝かしい未来を開くため、明日の世代を担う青少年が心身ともに健全で、自立し、夢と希望と勇気を持って成長できるまちづくりを進めます。

⑤「非核平和都市宣言」趣旨の推進	○「非核平和都市宣言」の趣旨に基づき、人類共通の願いである恒久平和の実現に向け、核兵器の根絶を願い、平和思想の普及に努め、平和を愛するすべての国の人々とともに、平和の尊さをみつめるまちづくりを進めます。
⑥「男女共同参画都市宣言」趣旨の推進	○「男女共同参画都市宣言」の趣旨に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向け、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちづくりを進めます。

【政策指標】

指標名	現状値	目標値 (H27)	目標値 (H32)
市民の定住意識（昭島に住み続けたいと思う市民の割合）	74.9% ※1	80.0%	85.0%
審議会等における公募市民の割合	16.6% ※2	18.0%	20.0%
市役所の窓口サービスを普通又はそれ以上と思う市民の割合	74.5% ※1	85.0%	100%
現在の暮らしに満足している市民の割合	73.3% ※1	75.0%	80.0%

※1 市民意識調査（平成21年度）による。

※2 職員課（平成22年6月）による。